

REPORT2024

のとじん



のと共栄信用金庫

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



目次

< 地域貢献ディスクロージャー >.....	2	16. 信用リスクに関する事項	24
< 概況及び組織 >		17. 信用リスク削減手法に関する事項	27
1. 基本理念	7	18. 市場リスクに関する事項	27
2. 行動指針	7	19. 流動性リスクに関する事項	28
3. 事業の組織図と役員・執行役員一覧	8	20. オペレーショナル・リスクに関する事項	28
4. 事業の概況	9	21. 金利リスクに関する事項	29
5. 主要な事業の内容	11	22. 派生商品取引及び長期決済期間取引に関する事項	29
6. 内部管理基本方針	12	23. 証券化エクスポージャーに関する事項	30
7. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み	13	24. 株式等エクスポージャーに関する事項	31
8. お客様本位の業務運営に関する取組み	15	25. 信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の状況	32
9. コンプライアンス（法令等遵守）体制	16	26. 総代会	33
10. お客様の個人情報保護について	16	27. 従業員の報酬体系	35
11. 苦情処理措置・紛争解決措置等のご案内	18	28. あゆみ	36
12. 反社会的勢力の取引遮断について	19	29. 店舗のごあんない	39
13. マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融に関する取組み	20	30. 店舗外現金自動機コーナーのごあんない	39
14. リスク管理体制に関する事項	21	31. 手数料一覧	40
15. 自己資本に関する事項	21	< 資料編 > 目次	45

ごあいさつ

令和6年能登半島地震により、被災された皆さまに謹んでお見舞い申し上げますとともに、犠牲になられた方々に衷心よりお悔やみ申し上げます。

また、平素は私ども「のとしん」に対し格別のご愛顧とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本年も当金庫の現況についてより深いご理解をいただくため「REPORT2024 のとしん」を作成いたしましたので、ご高覧いただければ幸いです。

令和5年度は新型コロナの影響は少しずつ薄れ、物価高騰などの影響も懸念されましたが、サービス業を中心に持ち直しの動きがみられ、個人消費は穏やかに回復しつつありました。しかし人口減少という構造的な問題もあり人手不足がより深刻化し、コロナ前の売上に回復する事業者は少なく、依然として厳しい状況でした。

そのようななか令和6年元日、未曾有の大震災が能登半島を襲いました。

平穏だった日常が一瞬にして奪われ、津波や輪島市の大火災、そして広範囲におよぶ家屋の倒壊により、多くの尊い命が失われました。また、全てのインフラが各地で寸断されました。急ピッチで復旧が進んでおりますが、未だに大勢の方々が避難生活を強いられています。のとしんは、この地域に一日も早く日常が戻るよう能登半島地震対応を最重点課題として早期の復旧復興を目指し、たゆまぬ努力を続ける所存です。

のとしんはコロナ禍の一昨年【しつぷうけいそう疾風勁草】を掲げて取り組んでまいりました。それは「地域やお客様の苦難の時にこそ金融機関としての真価を発揮し、地域で一番頼りにされる存在でありたい。」との思いからです。その思いを役職員が共有し地域やお客様の課題解決のため全力で取り組んでまいります。

一方、令和5年度の決算は、預金残高 329,839 百万円、貸出金残高 177,474 百万円となりました。一方、収益面では経常収益が前期比 377 百万円増の 4,264 百万円、本業益であるコア業務純益は 79 百万円増の 776 百万円となりました。一方で経常収支は 4,042 百万円の損失となり、最終利益も 3,859 百万円の純損失となりました。純損失の要因は、震災により先行き不透明な状況に対し予め厳しい基準で引当金の積み増しを行った結果であり、震災による一過性のものと捉えております。また、自己資本比率は 11.10% と国内基準 4.0% を大幅に上回っており、経営の健全性・持続性に懸念はございません。

幸い当金庫には、109年の歴史の中でお客様から預かってきた分厚い資本の集積があります。このような震災後の復旧復興の時は、一時的に利益は減らしても、それらを地域やお客様のためにさまざまな形で還元すべき時であると考えます。地域金融機関の使命、すなわち地域経済を全力で支え、お客様のために奉仕するという基本理念に基づき、復旧復興に役職員一丸となって邁進する所存であり、令和6年度は業績が大幅に回復することを見込んでいます。

何卒、皆さまにはより一層のご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げ、ご挨拶といたします。

令和6年7月

理事長 鈴木正俊



のとしんと地域社会

■ のとしんが考える地域貢献について

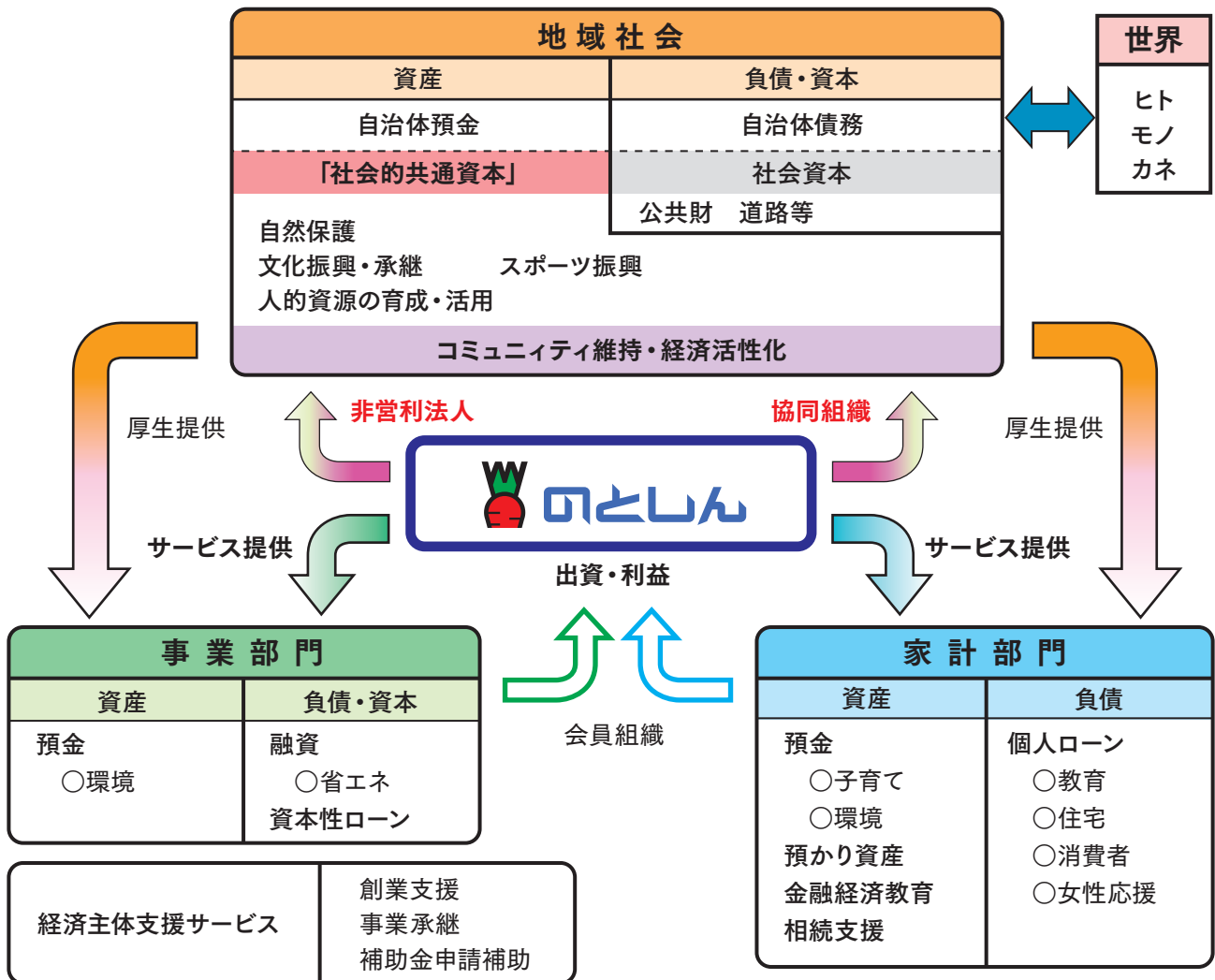
のとしんは、能登・金沢地域を事業区域として、地元の中小事業者や住民の皆様が会員となって、お互いに助け合い、発展していくことを共通の目的として運営されている相互扶助を理念とする金融機関です。

お客様の大切な資金をお預かりし、地元で資金を必要とするお客様にご融資を行うとともに、各種の経営支援を行っております。またお客様の資産形成に資することによって、地元の事業や生活の繁栄へのお手伝いをするとともに、地域社会の一員として中小事業者や住民の皆様と強いきずなで結ばれたネットワークを形成し、地域経済の持続的な発展に努めております。

また、これらの金融機能以外にも地域の「社会的共通資本」ともいうべき「自然保護」や「文化振興・承継」及び「人的資源の育成」、「地域コミュニティの維持」等を通じて、地域社会の維持・発展に貢献していきたいと考えます。

すなわち、のとしんは、地域社会の維持・発展を目的とする、金融を核としたサービス(厚生)を提供できる共同組織を目指しております。

地域社会の維持・発展を目的とする 金融を核としたサービス業



お金を貸す前に知恵を貸す(課題解決型、提案型営業)

あんがと営業(顧客本位の業務運営)

森を育てる(長期的な視点で収益管理)

お金の他産地消(外からの資金流入と支出は地域内循環)

わたしたちは、のとしんです

■ 令和6年能登半島地震発災

「令和6年(2024)1月1日 16:10」

能登をマグニチュード7.6、最大震度7の大地震が襲いました。

復興への道のりは始まったばかりですが、地域金融機関としての責務を果たし全力で取り組んでまいります。

○令和6年能登半島地震対応経緯

日時	対応内容
令和6年1月1日(月)	・16:10 令和6年能登半島地震発災
令和6年1月2日(火)	・防災対策マニュアルに基づき、鈴木理事長を本部長とする「災害総合対策本部」を設置
令和6年1月4日(木)	・輪島支店・穴水支店臨時休業(4・5日) ・輪島支店を除く、全営業店に被災者窓口を設置
令和6年1月5日(金)	・融資、再発行手数料、義援金振込手数料一部免除決定 ・キャッシュカード、通帳、印鑑等の盗難・紛失届出窓口設置 ・日本赤十字募金箱設置(全営業店) ・穴水支店発電機に復旧作業。午後より電気復旧 ATM 稼働
令和6年1月9日(火)	・本日より穴水支店、輪島支店の一部業務縮小による窓口営業、ATM再開 ・被災者を対象とした「のとしん災害復旧ローン」商品発売
令和6年1月11日(木)	・休日を含む再稼働及び穴水支店 ATM 時間延長決定
令和6年2月7日(水)	・しんきん保証基金 災害復旧ローン保証基準拡大
令和6年2月11日(日)	・復興一本杉マルシェにブース出店
令和6年3月4日(月)	・穴水支店の窓口営業開始時間を10時から9時の通常開始時間に戻す。
令和6年4月1日(月)	・ふるさと復興支援チーム立ち上げ ・「能登産業復興相談センター」へ職員1名を出向 ・輪島支店の営業時間を通常通りに変更(全店舗通常営業に)
令和6年4月15日(月)	・能登半島復興応援定期預金「がんばろう！能登半島」発売

○全国から温かいご支援

今回の震災にあたり全国から延べ170件もの支援物資、150先の皆様からの義援金・見舞金、加えて温かい激励のメッセージをいただきました。

また、信用金庫の相互扶助の精神を改めて実感いたしました。ご支援いただいた皆様方にこの場を借りてお礼申し上げます。



愛知県信用金庫協会様からの支援物資

○復興に向けて

能登半島復興応援定期預金「がんばろう！能登半島」

2024年1月1日に発災した能登半島地震は、地元経済にも大きな打撃を与え、社会全体で被災地の復旧・復興を実現させなければなりません。

そこで、被災事業者の救済と災害復興の一助として、被災地域の事業者の商品を懸賞品とした懸賞品付定期預金を復興応援定期預金として発売いたしました。

また、復興までは相当期間を要するため、懸賞品付定期預金は今回限りとせず3年に亘って取扱い、なるべく多くの被災事業者の皆様を支援していきます。

■ 文化的・社会的貢献活動

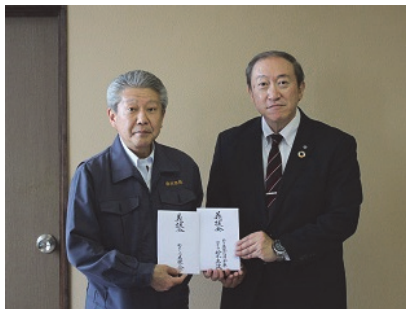
「地域社会の一員であること」

それがのとしんの原点です。
愛すべきこの地域の発展のためにできることを、わたしたちはさまざまな角度から、しっかりと取り組んでいきたいと考えています。
“小さな出会いを大きなふれあいへ” 今日もあなたのそばで……のとしんです。

◆地域貢献活動への参加

平成7年より毎月17日をボランティアの日と定め、各地域での清掃活動等を実施しています。本活動は、令和6年3月末で333回を数えました。また、この活動は、平成29年6月に行われた第28回全国「みどりの愛護」のつどいで国土交通大臣表彰を受けております。

また、令和2年8月に、道路美化・清掃功労者に対する国土交通大臣表彰を受けました。
今後も、地域活動に積極的に取り組んでまいります。



5.6.15
珠洲地震の義援金寄付



5.6.10
石川ミリオンスターズ冠試合開催



5.6.17
毎月のボランティア活動



5.7.25
本店営業部にてカブトムシのプレゼント



5.8.27
城山クリーン大作戦



5.10.29
金沢マラソンのボランティア活動

◆パートナーシップによる地域振興

地域団体、業界団体と連携し、地域のために力を合わせて取り組んでいます。



第 43 回信用金庫 PR コンクール最優秀賞全信協会長賞受賞



5.6.4
百万石踊り流しに参加



5.7.16
第 82 回七尾港まつり第 45 回市民総踊りに参加

■のとしん環境保全活動

「自然豊かなふるさとを次代の子どもたちに残すために」

「森づくりファンド」について

地球温暖化の原因である“二酸化炭素(CO2)”の吸収を図るため、能登の森で人工林の整備、植林などを中心に、「石川県」や「公益社団法人石川の森づくり推進協会」の技術指導のもと、ボランティア等のご協力を得ながら環境保護活動を実施しております。おかげさまで15年目となる昨年度も多くのお客さまに“森づくりファンド”にご賛同いただき、本定期預金に89億円のお預け入れをいただきました。このお預け入れ額を基にした「当金庫の拠出金」を活動資金とし、石動山(中能登町)の「ボランティアの森ゾーン」において、枝打ち、間伐、苗木の植樹、林道清掃などを行っております。

これまでに行った森づくりの結果、県が創設した「森林整備活動CO2吸収量認証制度」で、累計267.0トンの二酸化炭素を吸収したものと認定されました。

また、日本治山治水協会・日本林道協会の「令和3年度治山林道コンクール・第44回林道維持管理コンクール」で、石動山亀石線での活動が、石川県中能登農林総合事務所との連名で農林水産大臣賞を受賞いたしました。

加えて、平成26年からは「のとしまの松林再生活動」を開始しました。近年、薪を使わなくなったことなどにより手入れが行き届かなくなったことや、松くい虫や台風の被害等により松林が衰退、荒廃している中、こうした松林の再生活動を通じて里山づくりを推進し、自然豊かな能登の原風景の再生を目指しております。

■長谷川等伯再発見ファンド事業

「地域文化の“振興および次代への承継”」

◆『長谷川等伯再発見ファンド』について

1. 事業内容

○歴史・文化継承活動

高度な文化的土壌と豊かな風土のなかで培われ、受け継がれてきた地域の文化遺産を次の百年へと発展、継承していくための活動を行います。

○足跡の調査・研究活動

能登で活躍した時代の足跡を調査・研究し、埋もれてきた等伯伝説を明らかにすることで、文化遺産としての価値を高めます。

○作品収集への支援活動

作品収集を支援することで、等伯生誕地としての地域ブランドの向上を目指します。

○情報発信活動

等伯の魅力を広めるための啓発活動、情報発信活動を行います。

2. 活動資金

“ふるさと文化応援定期預金”の取扱いによる「当金庫の拠出金」を活動資金とします。

【森づくりファンド 令和5年度収支】 単位:千円

期 初 基 金 残 高		2,191
収 入	基 金 額	384
	うち SDGs 補助金	184
	うち当金庫拠出額	200
	うち決算利息	0
支 出	支 出 計	118
	第27回石動山の森づくり活動	31
	第28回石動山の森づくり活動	10
	森林整備費用	77
期 末 基 金 残 高		2,457

【等伯ファンド 令和5年度収支】 単位:千円

期 初 基 金 残 高		300
収 入	基 金 額	200
	うちご預金者からの寄付額	0
	うち当金庫拠出額	200
	うち決算利息	0
支 出	事業なし	—
	計	—
期 末 基 金 残 高		500



5. 6. 26 第27回石動山の森づくり活動



5. 11. 11 第28回石動山の森づくり活動



■ のとしんのSDGsへの取組み

当金庫はこれまで、地域金融機関として、地域の皆様の幸せと地域社会の繁栄を願い、地域の課題の解決に向けた様々な取組みを行ってきました。今般、SDGsの理念が広く一般に浸透しつつあるなか、当金庫としてもその取組みに賛同し、「のと共栄信用金庫SDGs宣言」を行い、その理念を経営に反映させることで、これまで以上に地域の皆様とのパートナーシップを強化し、共に持続可能な地域社会を目指すことといたしました。

のと共栄信用金庫 SDGs宣言

のと共栄信用金庫は、地域社会の一員として、SDGs（持続可能な開発目標）の理念に賛同し、その達成に向けた取組みを通じて、持続可能な地域社会の実現に努めてまいります。

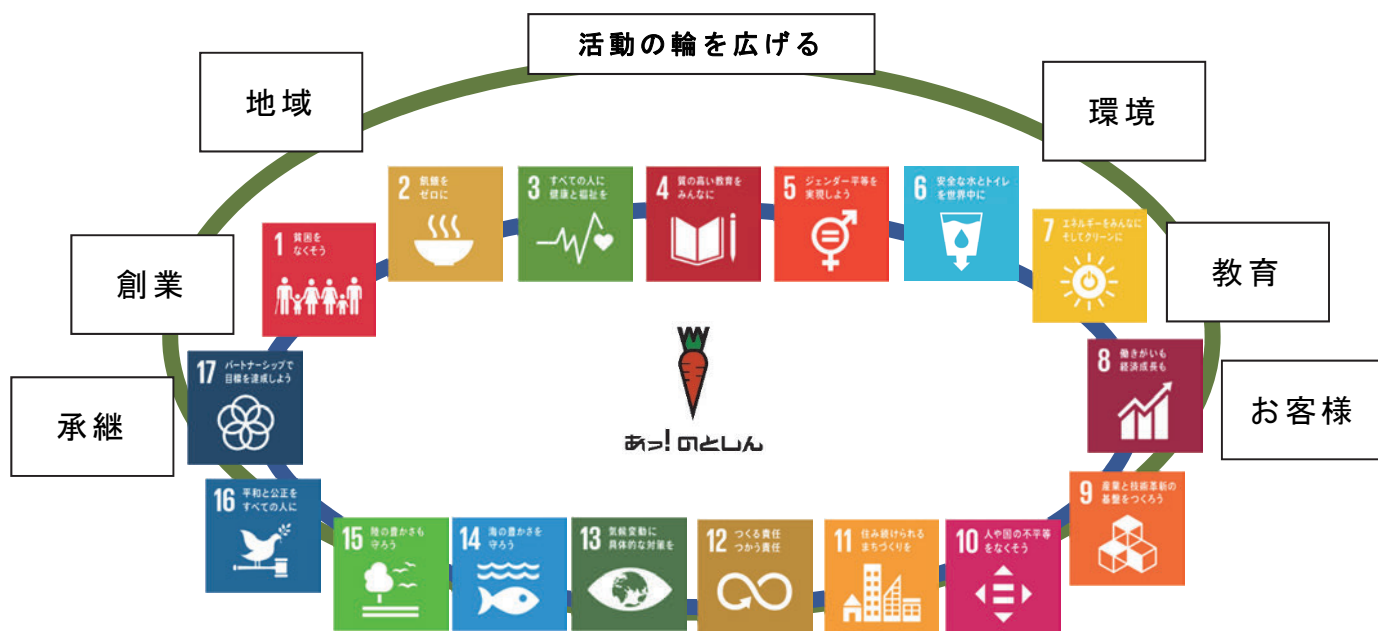
令和元年6月17日
のと共栄信用金庫理事長 鈴木正俊

当金庫のSDGsの取組概要

SDGsとは、平成27年9月の国連総会で採択された「持続可能な開発目標」で、17のゴールと169のターゲットで構成されています。

当金庫では、SDGsを、地域社会のさまざまな関係者が、それぞれの領域や立場を超えて、ともに幸せな地域の未来を描きつつ、持続可能な地域社会の実現に向けて、協働して取り組むチャレンジと位置付けました。

当金庫は、基本理念『心』の精神のもと、地域社会のさまざまな関係者とのパートナーシップを強化するとともに、SDGsの理念を経営に反映させることで、地域社会とともに持続的に成長してまいります。



【重点推進項目】

<p>① 中小事業者の皆様への創業、成長、発展、承継を通じた地域経済の持続的発展 お客様のより安心して豊かな生活を実現するための資産形成支援</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ・付加価値営業力の強化とコンサルティング機能の拡充 ・マネー・アドバイザーの能力向上とあんがと営業（顧客本位）の徹底 ・地域産業の活性化支援 ・アフォーダブル社会の実現に向けたお客様支援の推進
<p>② 豊かな自然環境と地域の魅力的な文化・遺産の保全保護及び発信</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍における学生支援活動の推進 ・里山里海保全活動と次世代への継承 ・環境配慮素材の利用促進 ・長谷川等伯を活かした地域文化振興活動の継続実施
<p>③ パートナーシップ力の強化と協働の推進</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ・「のとしんふるさと基金」を活用した助成の実施 ・地域関係機関・団体と連携し事業効果の波及拡大 ・企業版ふるさと納税制度を活用した地域事業支援 ・お金の他産地消に向けた取組み推進

概況及び組織

1. 基本理念

心

基本理念

人びとの幸せと

郷土の繁栄をねがい

すばらしい^{あした}未来を実現するために

若さと誠意と情熱をもって

たゆみなく前進します

2. 行動指針

「心を大切にする」ころ

行動指針

まごころで接しよう そこに信頼が芽ばえる

笑顔でつつもう みんなが心豊かになる

思いやりをもとう まわりに幸せが広がる

創意をみがこう そこに活力が生まれる

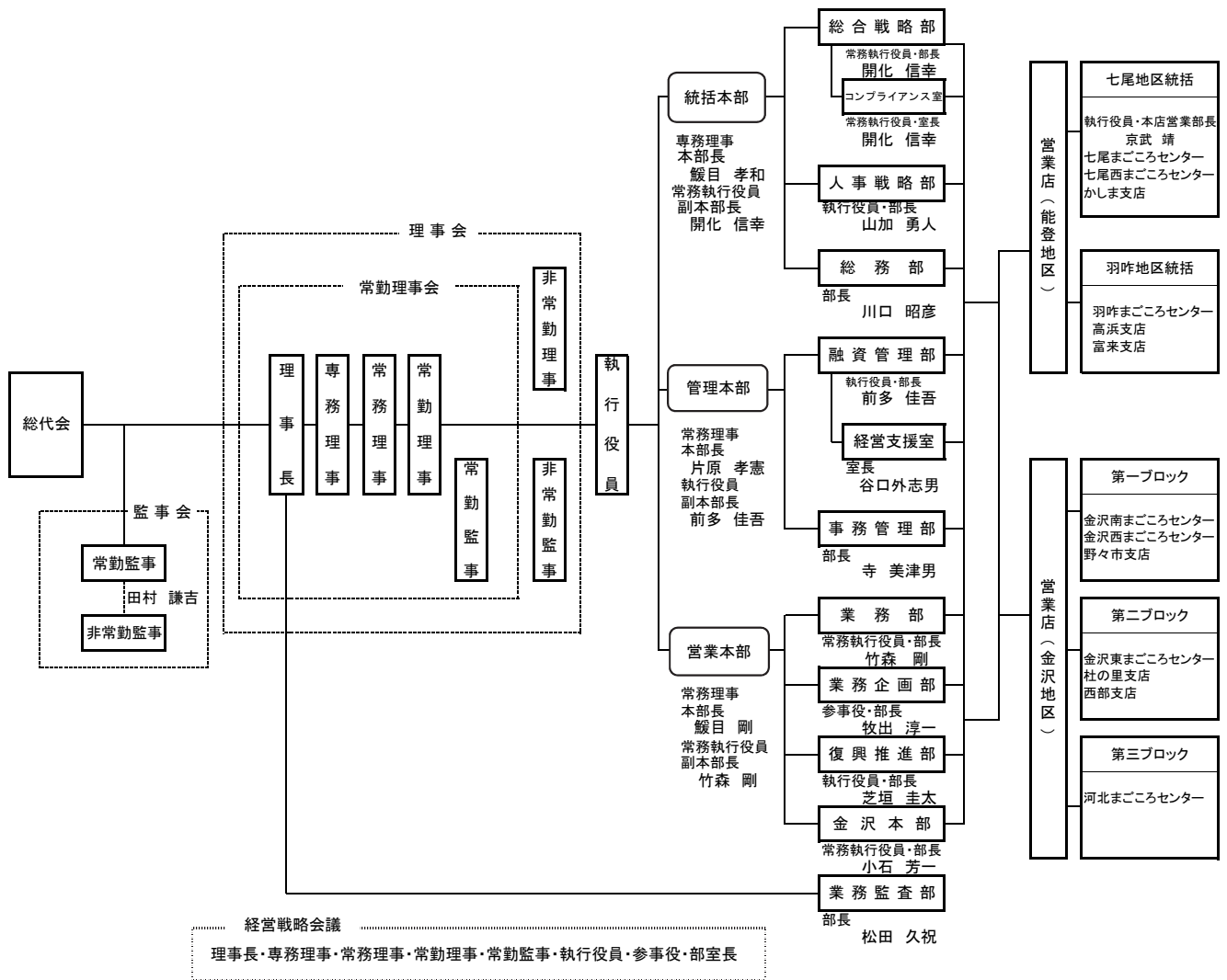
チャレンジしよう そこにこそ^{あした}未来が開ける

のとしんの基本理念、行動指針の底に流れているものは、人と人のかかわり合いを大切にできる心であり、相手の身になって考えることを生きがいとする心です。

のとしんの役職員一人ひとりが、地域社会やそこに住むすべての人々に支えられていることを深く認識し、基本理念、行動指針の「心」のもと、それぞれが力を合わせ、役割や責任を果たして行きたいと考えております。

3. 事業の組織図と役員・執行役員一覧

(令和6年6月21日現在)



【役員・執行役員一覧】

理事長	鈴木正俊	代表理事 (※1)
専務理事	緩目孝和	代表理事・統括本部長
常務理事	緩目剛	営業本部長
常務理事	片原孝憲	管理本部長
理事	小田與之彦	(※1)
理事	小松栄子	(※1)
理事	伊藤康夫	
常勤監事	田村謙吉	
監事	池水龍一	(※2)
監事	吉川外喜男	
常務執行役員	小石芳一	金沢本部長
常務執行役員	竹森剛	営業本部副本部長・業務部長
常務執行役員	開化信幸	統括本部副本部長 総合戦略部長兼コンプライアンス室長
執行役員	京武靖	本店営業部長
執行役員	前多佳吾	管理本部副本部長・融資管理部長
執行役員	山加勇人	人事戦略部長
執行役員	芝垣圭太	復興推進部長

※1は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
 ※2は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

<営業店(能登地区)> (11店舗)

- ・七尾まごころセンター(2店舗)
(本店営業部・川原町支店)
- ・七尾西まごころセンター(2店舗)
(和倉支店・鹿北支店)
- ・羽咋まごころセンター(2店舗)
(羽咋支店・押水支店)
- ・外 高浜支店・富来支店・かしま支店・穴水支店・輪島支店

<営業店(金沢地区)> (13店舗)

- ・河北まごころセンター(4店舗)
(七塚支店・宇ノ気支店・津幡支店・内灘支店)
- ・金沢南まごころセンター(2店舗)
(久安支店・八日市支店)
- ・金沢東まごころセンター(2店舗)
(森本支店・鳴和支店)
- ・金沢西まごころセンター(2店舗)
(野町支店・堅町支店)
- ・外 西部支店・野々市支店・社の里支店

4. 事業の概況

■ 令和5年度業績

預 金

預金残高は、前期末比 4,551百万円(1.36%)減少し、329,839百万円となりました。
科目別では、要払性預金が 10,389百万円(6.33%)増加したのに対し、定期性預金は 14,941百万円(8.77%)減少しました。

また、個人預金が増加したのに対し、法人預金と公金預金は減少しました。

(単位:百万円)

	令和5年度	令和4年度	増 減	増減率
預 金 積 金	329,839	334,390	△4,551	1.36%

貸 出 金

貸出金残高は、前期末比 104百万円(0.05%)増加し、177,474百万円となりました。また、預貸率は 0.76ポイント上昇し53.80%となりました。

事業性融資は増加したものの、住宅ローンを中心とした個人ローンおよび地公体向け融資が減少しました。

(単位:百万円)

	令和5年度	令和4年度	増 額	増減率
貸 出 金	177,474	177,370	104	0.05%

出 資 金 諸積立金

出資金は、期末残高 730百万円(会員数 30,069人)、諸積立金の期末残高 17,877百万円を合わせますと、純資産残高(当期純損失を含む)は 11,933百万円となりました。

自己資本比率については、当期末 11.10%と国内基準の 4.0%を大きく上回っております。

自己資本 比 率

	令和5年度	令和4年度	増 減
自己資本比率	11.10%	13.20%	△2.10%

利 益 等

令和6年能登半島地震により、多くのお取引先の建物や設備に多大な被害が及び復旧復興までに相当期間と費用を要すると見込まれ、その影響は広範に及ぶことが懸念されています。こうした懸念から予めより厳しい基準での引き当てを計上し将来のリスクに備えました。

その結果、経常収益は 377百万円増加の 4,264百万円となりましたが、経常収支は 4,382百万円減少の 4,042百万円の損失となり、増収減益となりました。本業の利益を示すコア業務純益は 79百万円増加の 776百万円となりましたが、最終損益は3,859百万円の純損失となりました。

(単位:百万円)

	令和5年度	令和4年度	増 減	増減率
経 常 収 益	4,264	3,886	377	9.70%
コア業務純益	776	696	79	11.44%
業 務 純 益	172	682	△509	△74.74%
経 常 利 益 (△は経常損失)	△4,042	340	△4,382	— %
当 期 純 利 益 (△は当期純損失)	△3,859	203	△4,062	— %

店舗及び 職 員 そ の 他

営業店舗数は24店舗と前期と同様であります。

その他店舗外の現金自動機コーナーは、令和6年7月1日現在、16ヵ所設置しております。

また、期末従業員数は 198人で、前期末に比して 9人減少しました。

2024（令和6）年度事業推進計画 骨子

基本理念

人々の幸せと 郷土の繁栄をねがい
すばらしい未来を実現するために
若さと誠意と情熱をもって
たゆみなく前進します

お金を貸す前に知恵を貸す
(課題解決型、提案型営業)

あんがと営業
(顧客本位の業務運営)

森を育てる
(長期的な視点で収益管理)

お金の他産地消
(外からの資金流入と
支出は地域内循環)

経営ビジョン（2030年までに目指すのとしんの姿）（2019年12月策定）

持続可能なビジネスモデルの構築に向けて

持続可能な
ビジネス
モデル

強靱な経営体質
顧客基盤・財務基盤・
人材基盤の強化

好循環
の実現

地域経済の
持続的発展
地域の稼ぐ力の向上

SDGs
宣言

2024年度事業推進計画

基本方針：お客さまと地域、そして職員の幸せの創造

0. 令和6年能登半島地震からの復旧・復興のため地域金融機関としての責務を果たす。

1. 新たな価値を創造し、会員、お客様、地域からの共感・信頼を得られるように努める。
2. 一人一人が安心して成長できる環境を整備し、ここで働きたいとみんなが思える金庫を目指す。
3. GX・ESG地域金融・ローカルSDGsを推進し、将来に向けての軸を確立する。
4. 経費の削減と非資金利益獲得の強化および適切な債権管理に努める。
5. 全金庫的な法令等遵守態勢の確立、リスク管理態勢の高度化を図る。

主な重点課題	主要施策
0. 令和6年能登半島地震対応 (2024.1.1~)	(1) お客さまと職員の安心安全の生活回復支援 (2) 事業先・生活設計先の再建と課題解決支援 (3) 金融・非金融面からの地域支援 (4) 信用リスク管理の充実と適正な収益力強化に向けた業務運営 (5) 地域金融機能の維持
1. 安心して働き、成長できる組織づくり	(1) 人的資本の安定確保に向けた給与体系の見直しおよび採用強化 (2) 店舗戦略と人事戦略の再構築による顧客支援体制整備 (3) 成長を促すキャリアモデル設定と透明性ある人事評価体制の確立 (4) デジタル化と業務効率化による生産性向上の推進 (5) 人的リスク・市場リスク・事務リスクの適正管理と安定した収益構造の確立 (6) 効率的な資産運用と収益基盤の強靱化
2. 循環型経済の推進	(1) GXの推進 (2) 地域資源の活用促進と関係機関との連携強化 (3) 環境・経済を中心としたお客様のSDGs支援

【2023年度】

- ・預金平残 PB 139.2億円
- ・貸出金平残 PB 73.6億円
- ・非資金利益比率 3.47%
- ・実質コア業務純益 7.7億円
(PH 371万円)
- ・実質OHR 78.33%

【2024年度計画】

- ・お客さまと地域、職員の復旧、復興支援（生活基盤のサポート）
- ・観光業を中心とした基幹産業の再生、創造（重要管理特区の再生管理、新たなまちづくりサポート）
- ・非金融面の取り組み
- ・安定した財務基盤維持

2030年ありたい姿

- ・預金平残 PB 140億円
- ・貸出金平残 PB 78億円
- ・非資金利益比率 10%以上
- ・実質コア業務純益 7億円
(PH 300万円以上)
- ・実質OHR 75%以下

5. 主要な事業の内容

- (1)預金及び定期積金の受入れ
- (2)資金の貸付け及び手形の割引
- (3)為替取引
- (4)上記(1)～(3)の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
 - ① 債務の保証又は手形の引受け
 - ② 有価証券「⑤に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。」の売買(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)又は有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもってするものに限る。)
 - ③ 有価証券の貸付け
 - ④ 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券(以下「国債証券等」という。)の引受け(売出しの目的をもってするものを除く。)並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
 - ⑤ 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務(除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務)
 - ⑥ 短期社債等の取得又は譲渡
 - ⑦ 次に掲げる者の業務の代理
株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構、日本銀行、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構、日本酒造組合中央会、独立行政法人福祉医療機構、年金積立金管理運用独立行政法人、独立行政法人環境再生保全機構、一般社団法人しんきん保証基金、一般財団法人ベンチャーエンタープライズセンター、一般財団法人建設業振興基金、一般社団法人全国石油協会、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、東日本建設業保証株式会社
 - ⑧ 次に掲げる者の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣が定めるものに限る。)
イ 金庫(信用金庫及び信用金庫連合会)
 - ⑨ 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
 - ⑩ 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
 - ⑪ 振替業
 - ⑫ 両替
 - ⑬ デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)であつて信用金庫法施行規則で定めるもの(⑤に掲げる業務に該当するものを除く。)
 - ⑭ 信託会社または信託業務を営む金融機関の業務の媒介(内閣総理大臣が定めるものに限る。)
信金中央金庫
 - ⑮ 地域活性化等業務(信用金庫法施行規則で定めるもの)
- (5)国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務(上記(4)により行う業務を除く。)
- (6)法律により信用金庫が営むことのできる業務
 - ① 保険業法(平成7年法律第105号)第275条第1項により行う保険募集
 - ② 当せん金付証票法の定めるところにより、都道府県知事等からの委託または都道府県知事等の承認を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行う当せん金付証票の販売事務等
 - ③ スポーツ振興投票の実施等に関する法律の定めるところにより、独立行政法人日本スポーツ振興センターからの委託または独立行政法人日本スポーツ振興センターの承認を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行うスポーツ振興投票券の販売業務等
 - ④ 確定拠出年金法(平成13年法律第88号)により行う業務
 - ⑤ 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等(債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。)
 - ⑥ 電子記録債権法(平成19年法律第102号)第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務

6. 内部管理基本方針

当金庫は、信用金庫法第36条第5項第5号及び同法施行規則第23条の規定に基づき、業務の健全性及び適切性を確保し、内部統制の有効性を維持するための体制を整備しております。

1. 当金庫の理事及び職員並びに当金庫の子法人等の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当金庫及び当金庫の子法人等から成る集団(以下、「当金庫グループ」という)は、法令等遵守の徹底を業務の健全性及び適切性を確保するための最重要課題の一つとして位置づけ、「コンプライアンス基本方針」と「コンプライアンス行動基準」を定めるとともに、役職員が遵守すべき法令等の解説、違法行為を発見した場合の対処方法等を具体的に定めた手引書である「コンプライアンス・マニュアル」と、それを実践するための「コンプライアンス・プログラム」を策定します。
- (2) 当金庫グループは、「コンプライアンス統括責任者」のもとにコンプライアンスを一元的に管理する統括部署を設置するとともに、リーガルチェック等を行う相互牽制機関として「コンプライアンス委員会」を設置します。また、本部及び営業店等毎に「コンプライアンス管理者」を配置し、コンプライアンス統括部署との連携を図ります。
- (3) 当金庫グループは、公益通報者を保護するための制度として、コンプライアンス上疑義のある行為等を知った場合に、所属店の上司を介さず、直接コンプライアンス統括部署の管理者及び顧問弁護士に通報・相談を行うことができる受付窓口を設置します。
- (4) 当金庫グループは、反社会的勢力との関係を遮断するため、「反社会的勢力に対する基本方針」や遮断手続きに関する規程・要領等を定めるとともに、職員の安全を確保しつつ、不当な要求に対しては断固拒絶するための体制を構築します。
- (5) 内部監査部門は、法令等遵守態勢の有効性及び適切性について監査を行い、その結果を理事会、常勤理事会及び監事に報告するとともに、必要に応じて被監査部門及び統括・管理部門に改善すべき事項の改善を指示し、その実施状況を検証します。

2. 当金庫の理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 理事の職務の執行に係る情報については、文書の整理保管、保存期限および廃棄ルール等を定めた「文書保存規程」に基づき、適切に保存・管理します。
- (2) 理事会、常勤理事会、各委員会および各会議の議事は、議事録を作成し適切に保存・管理します。
- (3) 理事及び監事はこれらの文書を常時閲覧することができます。

3. 当金庫の子法人等の取締役等の職務の執行に係る事項の当金庫への報告に関する体制

- (1) 当金庫の代表理事は、子法人等の代表取締役との定例報告会において、子法人等の取締役等の職務執行の状況のうち、重要な情報など経営上の重要事項に関する報告を受けます。
- (2) 内部監査部門は、定期的に又は必要に応じて、法令等に抵触しない範囲において、コンプライアンス及びリスク管理の観点から子法人等への監査を行い、その結果を代表理事へ報告します。
- (3) 当金庫は、子法人等における業務の決定及び執行が適正になされるよう、子法人等の非常勤取締役及び非常勤監査役を当金庫の理事が兼務します。

4. 当金庫グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当金庫は、当金庫グループの適正な統合的リスク管理を実現するため、「リスク管理の基本方針」に基づく「リスク管理規程」をリスク管理の基本規程として策定するとともに、「統合的リスク管理要領」とリスクカテゴリ毎にそれぞれのリスクの特性等に応じた管理要領等を策定します。
- (2) 当金庫は、当金庫グループのリスクを一元的に管理する統括部署及びリスクカテゴリ毎の主管部署を定め、リスク管理の実効性及び相互牽制機能を確保します。また、リスク管理方針に基づき資産・負債を総合的に管理し、運用戦略等の策定・実行に係る部門を「ALM委員会」とします。
- (3) リスク管理統括部署は、当金庫グループにおけるリスクの状況を定期的に又は必要に応じて随時常勤理事会に報告します。また、特に経営に重大な影響を与える事案については理事会に速やかに報告します。
- (4) 当金庫グループは、大規模災害、システム障害および風評リスク等の緊急事態の発生に伴い生じ得る損害や影響を最小限に抑えるため、「危機管理計画書」に基づいて危機管理態勢を整備します。
- (5) 内部監査部門は、統合的リスク態勢の有効性及び適切性について監査を行い、その結果を理事会、常勤理事会及び監事に報告するとともに、必要に応じて被監査部門及び統括・管理部門に改善すべき事項の改善を指示し、その改善状況を検証します。

5. 当金庫の理事及び当金庫の子法人等の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 理事会とその補佐機関としての常勤理事会を一体化した審議・意思決定・監督機関と位置づけ、それぞれの運営及び付議事項等は「理事会規程(及び同付議基準)」及び「常勤理事会規程」に定めます。

- (2) 業務執行等に関する重要事項については、あらかじめ常勤理事会において協議を行い、その審議を経て執行の決定を行います。
- (3) 理事会は、機関・職制・業務分掌・権限委譲等に関する諸規定を策定し、効率的な職務遂行を実践します。
- (4) 理事会は、経営方針、経営計画、業務・態勢に係る基本方針等を定め、具体的な対応は常勤理事会、各委員会及び担当理事等の判断に委ねます。
- (5) 子法人等に係る管理主管部署は、子法人等の事業の実施状況を定期的に管理・検証し、必要に応じて理事会及び常勤理事会へ報告するとともに、子法人等から求めがあるときは、当該業務を支援します。

6. 当金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

- (1) 監事は、監査業務の実効性を確保するため、その職務を補助する職員の配置を求めることができます。
- (2) 監事がその職務を補助すべき職員の配置を求めた場合は、常勤理事会において協議のうえ、当該業務等を十分検証できる能力を有する者を配置します。

7. 当金庫の監事の職務を補助すべき職員の当金庫の理事からの独立性に関する事項

- (1) 監事の職務を補助すべき職員は、当該監査業務に関して監事の指揮命令に従い、理事の指揮命令を受けないこととします。
- (2) 理事は、監事の職務を補助すべき職員の人事異動及び考課等の人事権に係る事項の決定については、予め監事に同意を求めるととします。

8. 当金庫の理事及び職員並びに当金庫の子法人等の取締役等及び使用人等が当金庫の監事に報告をするための体制その他当金庫の監事への報告に関する体制

- (1) 理事及び職員は、当金庫グループにおける次に定める事項について事認認識後直ちに監事に報告することとします。ただし、監事が出席した会議等で報告・決議された事項は対象としません。
 - ① 理事会(子法人等においては取締役会)及び常勤理事会で決議された事項
 - ② 当金庫グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事項
 - ③ 経営状況に関する重要な事項
 - ④ 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - ⑤ 重大な法令・定款違反
 - ⑥ 公益通報の状況及び内容
 - ⑦ その他コンプライアンス上重要な事項
- (2) 職員は、前項に関する重大な事実を認識した場合には、監事に直接報告できるものとします。
- (3) 監事は、当金庫グループの役職員に対して監査に必要な事項の報告を求めることができます。
- (4) 監事は、当金庫グループの業務執行に係る重要な書類を閲覧できるほか、必要に応じて当金庫グループの役職員に対して説明を求めることができます。
- (5) 当金庫は、当金庫グループの役職員が監事への報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、これを当金庫グループの役職員に周知します。

9. その他当金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監事は、監査基準に基づき、理事会その他重要な会議への出席、理事とのヒアリングおよび内部監査部門・会計監査人等との連携を通じ、監査を実効的に行います。
- (2) 監事は、独自に意思形成を行うため、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で公認会計士その他の外部専門家を活用します。
- (3) 当金庫は、監事がその職務の執行について生ずる費用の前払いや償還に係る請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理します。

10. 当金庫及びその子法人等における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当金庫の子法人等が行う業務が法令等遵守、顧客保護等及びリスク管理の観点から適切なものとなるよう、当該業務の主管部署等が定期的にモニタリングする等の措置を講じます。
- (2) 当金庫と当金庫の子法人等との取引が、弊害防止措置等の遵守やアームズ・レングス・ルールの遵守の観点から適切なものとなるよう、コンプライアンス統括部署や内部監査部門が定期的にモニタリングする等の措置を講じます。
- (3) 監事及び内部監査部門は、当金庫の子法人等の業務について、法令等に抵触しない範囲で監査を行います。また、監査の対象とできない当金庫の子法人等の業務については、当該業務の主管部署等による管理状況を監査対象とします。

7. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み

■令和6年能登半島地震およびコロナ禍等の影響を踏まえた金融円滑化の取組み

当金庫は、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響に加えて2024年元旦に発生した「令和6年能登半島地震」の未曾有の影響を踏まえ、事業者等の資金繰り支援を喫緊の課題とし、貸付条件の変更等の申込みに対して迅速かつ柔軟に取り組んでおります。

また、金融面にとどまらず各種補助金の申請やきめ細かくなりわい再建に向けたご支援を行うなど必要な支援を講じて課題解決型金融の実践に努め、地域とともに歩んでまいります。

○貸付条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数（令和2年3月10日から令和6年3月31日）

	中小企業	住宅資金者
貸付条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	4,805 (1,467)	76 (6)
うち、実行に係る貸付債権の数	4,633 (1,422)	69 (6)
うち、謝絶に係る債権の数	12 (3)	2 (0)
うち、審査中の貸付債権の数	73 (16)	3 (0)
うち、取下げに係る債権の数	87 (26)	2 (0)

(注)債権単位の累計です。()内は新型コロナウイルス感染症及び令和6年能登半島地震の影響等によるものです。

■「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の取組み

このたびの「令和6年能登半島地震」の影響で住宅ローンや事業性ローンなどのご返済にお困りの個人のお客様については「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を利用することで、一定の要件のもと、既往債務の免除・減免を受けることができます場合があります。

当金庫では、震災の被害を受けられた個人のお客様の生活再建に向けて、ご返済の猶予や「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」などのご相談に柔軟に対応させていただきます。

令和6年6月30日までの取組状況は以下のとおりです。

	令和6年6月末現在
「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」受付件数	7件

■「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」および「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を準備しております。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。

(単位：件)

	令和4年度	令和5年度
新規に無保証で融資した件数	562	831
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	18.52%	27.59%
保証契約を解除した件数	32	28
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)	0	0

■「のとしん課題解決支援ローン【疾風勁草】」の取組み

当金庫は、一昨年から【疾風勁草】の理念を掲げて取り組んでまいりました。それは「地域やお客様の苦難の時にこそ地域金融機関としての真価を発揮し、地域で一番頼りにされる存在でありたい」との思いからです。具体的には、営業店と本部による支援者会議のスキームを通じて連携した本業支援を行うことにより、お取引先の課題解決を目指し、その経営改善、事業安定に寄与することで持続的な地域経済の発展に資することを目的としています。

本業支援メニューは、事業承継支援、補助金申請支援、経営改善計画策定支援、SDGs活用支援、資金繰り支援など多岐にわたっており、外部専門機関も交えてこれまでに12件の案件に取組み、事業先の課題解決と持続可能なビジネスモデルの構築を図っています。

コロナ禍と震災の今こそ、【疾風勁草】を理念として役職員が一丸となり金融機関としての真価を発揮して、復旧復興およびなりわい再建に全力で取り組んでまいります。

■「ななお創業応援カルテット」の取組み

当金庫は、平成26年1月、七尾市、七尾商工会議所および日本政策金融公庫の4機関で「業務提携・協力に関する協定書」を締結し、創業支援に係る官民一体となったワンストップ支援体制「ななお創業応援カルテット」を設立しました。創業を思い立った初期段階から創業後のフォローまでの支援を実施し、当地域での創業を円滑化することで事業所減少に歯止めをかけることを目指しております。

設立以降、令和6年3月31日までの取組状況は以下のとおりです。 (単位:件)

		性別		住所				業種			
		男性	女性	七尾市内	県内 (七尾除く)	県外		飲食	サービス	小売	製造 その他
						Iター	Uター				
相談 件数	249	156	93	149	47	35	18	85	103	25	36
創業 件数	112	66	46	76	16	12	8	40	46	8	18

■事業再構築補助金申請支援の取組み

当金庫は、コロナ禍の影響を受けたお取引先に対し、新分野への事業展開を支援する国の「事業再構築補助金」の申請支援を積極的に行ってまいりました。その結果、北陸三県の信用金庫では最も多い採択実績をあげることができました。

お取引先の課題解決に向け、申請時から事業計画の策定をサポートし、事業の回復を促してきたもので、今後も継続的に取り組んでまいります。

令和6年3月31日までの取組状況は以下のとおりです。 (単位:件)

	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	8次	9次	10次	11次	合計
支援 件数	17	12	15	20	21	15	15	16	11	11	12	165
採択 件数	11	7	7	14	13	10	9	8	5	3	4	91
採択率 (%)	64.7	58.3	46.7	70.0	61.9	66.7	60.0	50.0	45.5	27.3	33.3	55.1

■令和6年能登半島地震関連補助金申請支援の取組み

令和6年能登半島地震により被害を受けた事業者の施設・設備の復旧・整備を支援する「石川県なりわい再建支援補助金」の情報提供や申請の支援に取り組んでまいりました。

その結果、6月末で申請予定が121件(申請済2件)、交付決定が6件となっており、引き続き事業者の早期再建に向けて積極的に取り組みます。

また、小規模事業者・中小企業事業者の再建、販路開拓を支援する「小規模事業者持続化補助金(災害支援枠)」、「中小企業者持続化補助金(災害支援枠)」についても、31件の申請、採択が現時点で9件となっており、こちらもより強化し取り組んでまいります。

(令和6年6月末現在)

なりわい再建支援補助金		小規模・中小企業者持続化補助金(災害支援枠)	
申請(予定含む)	交付決定	申請(予定含む)	採択
121	6	31	9

8. お客様本位の業務運営に関する取組み

当金庫は、お客様の安定的な資産形成の実現に貢献するため、お客様本位の業務運営を徹底すべく、お客様本位の業務運営に関する取組方針を制定・公表しております。全役職員がその趣旨を理解し遵守するとともに、取組状況を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行ってまいります。

■お客様本位の業務運営に関する取組指針

- 1.お客様に対して誠実・公正に業務を行い、お客様の最善の利益の追求に努めます。**
 - (1)当金庫は、役職員が高い専門性と職業倫理をもって、お客様に対して誠実・公正に業務を行い、お客様の最善の利益の追求に努めます。
 - (2)当金庫は、お客様との面談を通じてコミュニケーションを重ね、お客様が抱えている課題とともに向き合い、最適な商品・サービスの提供に努めます。
- 2.お客様の利益が不当に害されることがないように、利益相反の管理を徹底いたします。**
 - (1)当金庫は、取引における利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反管理規定を定め、利益相反の可能性がある場合には適切に管理を行います。
 - (2)当金庫は、当金庫のみの利益となるような、特定の運用会社に偏った商品の提案を行いません。
- 3.手数料等の重要な情報について、丁寧に分かりやすく説明します。**
 - (1)当金庫は、金融商品の提案にあたり、リターン・リスク・手数料等の費用など重要な情報について、分かりやすい資料を活用し、お客様の理解がより深まるよう努めます。
 - (2)当金庫は、お客様が意向に沿った商品を容易に選択できるよう、お客様の金融知識などを考慮したうえで、専門用語を用いず、誤解を招かないよう、お客様の立場に立った丁寧に分かりやすい説明に努めます。
- 4.一人ひとりのお客様にふさわしい金融商品やサービスの提供に努めます。**
 - (1)当金庫は、お客様との対話を大切にし、ライフプランを考慮したうえで、適合性に見合う、一人ひとりのお客様にふさわしいと考える金融商品やサービスの提供に努めます。
 - (2)当金庫は、投資信託をご契約いただいているお客様に対し、定期的なアフターフォローを実施することで、お客様の課題を確認するとともに、タイムリーな情報の提供に努めます。
 - (3)当金庫は、お客様の多様なニーズにお応えできるよう商品ラインナップを構築し、適宜見直しを行います。
- 5.お客様本位の業務運営を実現するため、態勢の整備・職員教育に努めます。**
 - (1)当金庫は、お客様に対して、誠実・公正に商品・サービスの提供ができるよう業績評価制度の見直しを定期的に行ってまいります。
 - (2)当金庫は、お客様にふさわしい金融商品やサービスを提供できるよう、コミュニケーション能力、提案能力の向上を図る研修、またコンプライアンス研修を継続的に実施し、人材の育成を図ってまいります。

■共通KPI

投信販売会社における比較可能な共通KPIは以下の通りです。

(1)運用損益別顧客比率

当金庫で投資信託を保有しているお客様の内、運用状況がプラス(0%以上)のお客様は3月末時点で約93%でした。なお、同比率は2022年3月末時点で87%、2023年3月末時点で77%でした。

2022年3月末	2023年3月末	2024年3月末
87%	77%	93%

(2)残高上位20銘柄のコスト・リターン/リスク・リターン

投資信託の残高上位20銘柄について、コストに対するリターン、リスクに対するリターンは以下の通りです。

	リターン	コスト	リスク
2022年3月末	6.58%	1.82%	15.02%
2023年3月末	5.52%	1.79%	15.76%
2024年3月末	9.77%	1.77%	16.87%

9. コンプライアンス(法令等遵守)体制

コンプライアンスとは、「法令等遵守」のことで、法令のみならず企業内部の規定、社会的規範などのルールを守るという意味です。

当金庫では、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つであると位置付けし、役職員一人ひとりが日々の行動を通じて、お客様や地域社会から親しまれ、信頼され、貢献できる信用金庫になるよう、倫理意識の高揚と法令遵守マインドの向上に努めております。

具体的には、当金庫で策定した「コンプライアンス・マニュアル」の全役職員への周知、年度ごとの実践計画書として「コンプライアンス・プログラム」の策定、庫内研修へのコンプライアンスに関するカリキュラムの組み入れ、部店単位での毎月の勉強会の実施など、コンプライアンスの徹底に積極的に取り組んでおります。

また、コンプライアンス実現のための組織として、平成11年にコンプライアンス委員会を設置するとともに、各部店の部次長・店長をコンプライアンス担当者に任命しました。さらに、平成28年6月に「コンプライアンス室」を新設し、コンプライアンスに係る部署の位置付けを明確にして、その体制の強化を図りました。

■当金庫のコンプライアンス基本方針

1. 健全な事業活動の展開

金庫は、法令やルールを遵守し、社会的規範にもとることのない、健全かつ公正な事業活動を行います。

2. 地域金融機関としての社会への責任

金庫は、地域金融機関としての自覚を持ち、社会的責任と公共的使命を果たします。

3. 質の高いサービスの提供

金庫は、多様化、高度化する顧客ニーズに適合した、質の高い金融・非金融サービスを提供いたします。

4. 地域社会とのコミュニケーションの充実

金庫は、経営情報を積極的かつ公正に開示するとともに、ボランティア等の地域貢献活動を推進いたします。

5. 基本的人権の尊重

金庫は、一人ひとりの人権を尊重し、プライバシーを保護するとともに、非合理的なあらゆる差別を行いません。

6. 人材の育成と活用

金庫は、一人ひとりの資質と創造性を生かし、自己実現の機会を提供し支援いたします。

■当金庫の金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、下記の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

金融商品に係る勧誘方針

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・ご購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点がございましたら、窓口までお問い合わせください。

(注)当金庫は、確定拠出年金運営管理機関として、確定拠出年金法上の「企業型年金に係る運営管理業務のうち運用の方法の選定及び加入者等に対する提示の業務」および「個人型年金に係る運営管理機関の指定もしくは変更」に関しても本勧誘方針を準用いたします。

10. お客様の個人情報保護について

当金庫は、お客様からお預かりしている大切な個人情報について、役職員一人ひとりが法令等に定められたルールを遵守して適正かつ安全な取り扱いに努めます。

そのため役職員全員が「個人情報保護3原則」を周知徹底し、お客様の「信頼と期待」に応えるようお約束いたします。

- 個人情報の正しい取得に努めよう！
- 個人情報の正しい利用に努めよう！
- 個人情報の正しい管理に努めよう！

■当金庫の個人情報保護方針(プライバシーポリシー)

のと共栄信用金庫(以下「当金庫」という。))は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号(以下「個人情報等」という。))の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

1. 個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含まず。)、または「個人識別符号」が含まれる情報を含みます。なお、個人識別符号とは、以下のいずれかに該当するもので、政令等で個別に指定されたものをいいます。

- (1)身体の一部の特徴をコンピュータ処理できるよう変換したデータ <例>顔・静脈・声紋・指紋認証用データ等
- (2)国・地方公共団体等により利用者等に割り振られる公的な番号 <例>運転免許証番号、パスポート番号、個人番号(マイナンバー)等

2. 個人情報等の取得・利用について

(1)個人情報等の取得

A. 当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をするとともに、偽りその他不正の手段により個人情報等を取得することはありません。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客さまの住所・氏名・電話番号、性別、生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・ご経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。

B. お客さまの個人情報は、

- ①預金口座のご新規申込書等、お客さまにご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項
- ②営業店窓口担当者や渉外担当者等が口頭でお客さまから取得した事項
- ③当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」等の入力事項
- ④電子手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項
- ⑤その他一般に公開されている情報等から取得しています。

(2)個人情報等の利用目的

A. 当金庫は、次の業務において、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客さまにとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。

B. お客さま本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示・提供が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示・提供することはありません。

C. 個人情報(個人番号を含む場合を除きます)の利用目的(業務内容)

- ①預金業務、為替業務、両替業務、融資業務及びこれらに付随する業務
- ②公共債・投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法令により信用金庫が営むことができる業務及びこれらに付随する業務
- ③その他信用金庫が営むことができる業務及びこれらに付随する業務(今後取扱いが認められる業務を含む)

(利用目的)

- ①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ②法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ③預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ④融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑤適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑥与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲

で第三者に提供するため

- ⑦他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
 - ⑧お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
 - ⑨市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
 - ⑩ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
 - ⑪提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
 - ⑫各種お取引の解約・終了やお取引解約・終了後の事後管理のため
 - ⑬その他、お客さまのお取引を適切かつ円滑に履行するため(法令等による利用目的の限定)
- ①信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
 - ②信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

D. 個人番号の利用目的

- ①出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
 - ②金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
 - ③金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
 - ④非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
 - ⑤預金口座付番に関する事務のため
 - ⑥所得税法に基づく不動産取引に関する支払調書作成事務のため
 - ⑦所得税法に基づく報酬・料金等の支払調書作成事務のため
 - ⑧小規模企業共済契約に係る共済金等請求書類作成事務のため
- (3)ダイレクト・マーケティングの中止

当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客さまから中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客さまは、下記の当金庫相談窓口までお申し出下さい。

3. 個人情報等の正確性の確保について

当金庫は、お客さまの個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

4. 個人情報等の利用目的の通知・開示・訂正等・利用停止等について

- (1)お客さま本人から、当金庫が保有している情報について開示のご請求(第三者提供記録の開示も含みます。)があった場合には、請求者をご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。
 - (2)お客さま本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報等の訂正、追加、削除のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報等の訂正等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
 - (3)お客さま本人から法令の定めるところにより、当金庫が保有する個人情報等の利用停止または消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで、利用停止または消去を行います。なお、調査の結果、利用停止または消去を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
 - (4)お客さまからの個人情報等の利用目的の通知並びに個人情報等の開示及び第三者提供記録の開示のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。
 - (5)以上のとおり、お客さまに関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、下記の当金庫の相談窓口までお申し出下さい。必要な手続についてご案内させていただきます。
- #### 5. 個人情報等の安全管理について
- 当金庫は、お客さまの個人情報等の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。
- 当金庫における個人データの安全管理措置に関しては、当金庫

の内部規定等において定めておりますが、主な内容は以下のとおりです。

- (1) 個人データの適正な取扱いの確保のため、関係法令・ガイドライン等を遵守するとともに、下記の相談窓口にて、個人データの取扱いに関するご質問・相談および苦情を受け付けています。
 - (2) 取得、利用、保管、移送、消去・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・取扱者およびその任務等について定めています。
 - (3) 個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う職員及び当該職員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法令等や内部規定等に違反している事実またはそのおそれを把握した場合の報告連絡体制を整備しています。また、個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、内部監査部門による監査を実施しています。
 - (4) 個人データの取扱いに関する留意事項について、職員に定期的な研修を実施しています。
 - (5) 個人データの取り扱う区域において、職員の入退室管理および持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。また、個人データの取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、当該機器、電子媒体等から容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。
 - (6) アクセス制御を実施して、取扱者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。また、個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。
6. 個人情報等の委託について
- 当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客さまの個人情報等の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。
- ① キャッシュカード発行・発送に関わる事務
 - ② 定期預金の期日案内等の作成・発送に関わる事務
 - ③ ダイレクトメールの発送に関わる事務

④ 情報システムの運用・保守に関わる業務

7. 個人データの第三者提供について

当金庫は、お客さまから同意を得て、個人データの第三者提供を行う場合には、あらかじめ、提供先の第三者、当該第三者における利用目的、提供する個人データの項目等をお示し、原則として書面（電磁的記録を含みます）にて同意をいただくこととします。

また、その提供先が外国にある第三者の場合には、上記取扱いに加え、法令等の定めるところにより、あらかじめ、① 提供する第三者が所在する外国の名称、② 当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報、③ 提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報等について情報提供いたします。

※ 同意の確認をする時点で、提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合には、特定できない旨及びその具体的な理由等について、また、提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置について情報提供できない場合には、情報提供できない旨及びその理由等について情報提供します。この場合、事後的に提供先の第三者が所在する外国を特定できた場合には上記①・②の事項について、事後的に提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置等についての情報提供が可能となった場合には上記③の事項について、お客さまのご依頼に応じて情報提供いたしますのでお申し出ください（ただし、当金庫の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合等を除きます）。

8. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客さまからの苦情処理に適切に取り組みます。なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、下記の当金庫相談窓口までご連絡下さい。

【個人情報等に関する相談窓口】

のと共栄信用金庫 事務管理部

〒926-8601 石川県七尾市松物町 35 番地

【電話】0767-52-3450(代表) 【fax】0767-54-8360

【E-mail】 soumu@notoshin.co.jp

11. 苦情処理措置・紛争解決措置等のご案内

当金庫は、お客様からの相談・苦情・紛争等（以下「苦情・紛争」という。）を営業店または金庫本部で受け付けさせていただいております。私たち「のとしん」は、お客様の「信頼と期待」に応えるために公平中正な立場で、誠心誠意の対応をさせていただきます。

1. 苦情・紛争の申し出があった場合

お客様から苦情・紛争のお申し出があった場合、その内容を十分にお聞きしたうえで、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。

2. 事実関係に基づく解決

事実関係を把握したうえで、営業店、本部各部等とも連携を図り、迅速かつ公平中正にお申し出事案の適切な解決に努めます。

3. 改善措置と再発防止等の対策

苦情・紛争のお申し出については記録化して保存し、対応結果に基づく改善措置を講じて、再発防止や未然防止に努めます。

4. 苦情・紛争の申し出の方法

当金庫に対する苦情・紛争は、電話・ファクシミリ・eメール・郵便(手紙)・面談等、お客様のご都合のよい方法をお選びいただくようお願いします。

5. 苦情・紛争の申し出先

苦情・紛争は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

のと共栄信用金庫 事務管理部

金庫本部:〒926-8601 石川県七尾市松物町 35 番地

【電話】0767-52-3450(代表) 【fax】0767-54-8360

【E-mail】soumu@notoshin.co.jp

受付時間 営業日の午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分までの間

(土・日・祝日を除く)

受付媒体:電話・ファクシミリ・eメール・郵便(手紙)・面談

6. 当金庫以外の苦情・紛争の申し出先

当金庫のほかに、(一般社団法人)全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」及び「北陸地区しんきん相談所」等でも苦情・紛争のお申し出を受け付けております。詳しくは上記担当部署にご相談ください。

名 称	全国しんきん相談所 ((一社)全国信用金庫協会)	北陸地区しんきん相談所 ((一社)全国信用金庫協会)
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7	〒920-0902 金沢市尾張町 1-4-15
電 話 番 号	03-3517-5825	076-261-2836
受 付 日 時 間	月～金(祝日・12月31日～1月3日を除く) 9:00～17:00	月～金(祝日・12月31日～1月3日を除く) 9:00～17:00
受 付 媒 体	電話・手紙・面談	電話・手紙・面談

7. 金沢弁護士会及び東京弁護士会等への相談

金沢弁護士会・福井弁護士会・富山県弁護士会及び東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会(以下、「東京三弁護士会」という)が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能です。なお、金沢弁護士会・福井弁護士会・富山県弁護士会及び東京三弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。詳しくは事務管理部または上記「全国しんきん相談所」及び「北陸地区しんきん相談所」等へお申し出ください。

名 称	住 所	電話番号	受 付 日 時 間
金沢弁護士会 紛争解決センター	〒920-0937 金沢市丸の内 7-36	076-221-0242	月～金 (祝日、年末年始を除く) 10:00～17:00
福井弁護士会	〒910-0004 福井市宝永 4-3-1	0776-23-5255	月～金 (祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00
富山県弁護士会 紛争解決センター	〒930-0076 富山市長柄町 3-4-1	076-421-4811	月～金 (祝日、年末年始を除く) 10:00～16:00
東京弁護士会 紛争解決センター	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	03-3581-0031	月～金 (祝日、年末年始を除く) 9:30～12:00、13:00～15:00
第一東京弁護士会 仲裁センター	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	03-3595-8588	月～金 (祝日、年末年始を除く) 10:00～12:00、13:00～16:00
第二東京弁護士会 仲裁センター	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	03-3581-2249	月～金 (祝日、年末年始を除く) 9:30～12:00、13:00～17:00

8. 苦情・紛争の現地調停及び移管調停

東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の(1)、(2)の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。

なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、当金庫事務管理部、金沢弁護士会、福井弁護士会、富山県弁護士会、東京三弁護士会、全国しんきん相談所及び北陸地区しんきん相談所にお尋ねいただくか、金沢弁護士会、福井弁護士会、富山県弁護士会、東京三弁護士会または当金庫のホームページをご覧ください。

当金庫ホームページ <https://www.shinkin.co.jp/notoshin/>

(1) 現地調停

東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人が(テレビ)会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。

例えば、お客さまは、金沢弁護士会の紛争解決センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とは(テレビ)会議システム等を通じてお話いただくことにより、手続きを進めることができます。

(2) 移管調停

当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。

例えば、〇〇弁護士会の仲裁センター等に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。

9. 当金庫の苦情・紛争の対応

当金庫は、「お客様サポート等管理規程」及び「金融商品等の取引に係る紛争事務等管理規程」等を制定して、お客様からの苦情・紛争のお申し出に迅速かつ公平中正に対応するため、金融ADR(裁判外紛争解決)制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して適切に苦情・紛争の解決を図り、もって当金庫に対するお客様の信頼性の向上に努めます。

12. 反社会的勢力の取引遮断について

当金庫では、暴力団や暴力団組員を中核とする反社会的勢力との取引の遮断について、反社会的勢力に対する基本方針や遮断手続きに関する規程および要領を制定し、取組みの責任体制を確立して、その運用について職員一人ひとりに周知徹底を図り、反社会的勢力との金融取引の遮断態勢を確保し鋭意取組みをしております。

(注) ① 反社会的勢力とは、暴力団・暴力団員(「暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者」を含む。)・暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋等・社会運動標榜ゴロ・特殊知能暴力集団等・その他これらに準ずる者を言います。

② 遮断とは、金融取引を謝絶し、排除することです。

■当金庫の反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

その一 私たちは、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。

その二 私たちは、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。

その三 私たちは、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。

その四 私たちは、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

その五 私たちは、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

13. マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融に関する取組み

当金庫は、「マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融」(注)の防止に向けた対策を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、事務管理部を統括部署、事務管理部統括役員を責任者として定めるとともに、当金庫が直面するリスクを適切に評価し、リスクに応じた対策も実施し、金融システムの健全性の維持に努めております。なお、当金庫のマネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策ポリシーは、以下のとおりです。

(注)「マネー・ローンダリング」とは、犯罪によって得た収益をその出所や真の所有者を分からなくして、捜査機関による収益の発見や検挙を逃れようとする行為を指します。

「テロ資金供与」とは、テロ行為の実行資金やテロ組織の活動資金等のために、資金等を調達・移動・保管・使用することを指します。

「拡散金融」とは、「大量破壊兵器(核・化学・生物兵器)等の開発、保有、輸出等に関与するとして資産凍結等措置の対象者となっている者に、資金または金融サービスの提供をする行為」を指します。

■当金庫のマネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策ポリシー

当金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融(以下、「マネロン等」という。)の防止に向け、適用される関係法令を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次のとおり定め、管理態勢を整備します。

マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策ポリシー

1. 運営方針

当金庫は、マネロン等の防止に向けた対策を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、マネロン等の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。

経営陣は、マネロン等対策に係る態勢の整備、方針・手続・計画の立案・推進、及びリスクの特定・評価・低減に係る各種取組みを主導します。

2. 管理態勢

当金庫は、マネロン等対策の責任を担う担当役員を任命するとともに、マネロン等対策の主管部を設置し、専門性を有する人材の配置及び必要な予算の配分等、適切な資源配分を実施するとともに、マネロン等対策に関わる役員・職員間での連携の枠組みを構築します。

3. リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考え方に基つき、国によるリスク評価(犯罪収益移転危険度調査書)及び当金庫の疑わしい取引の届出の状況等を踏まえ、当金庫が直面しているマネロン等リスクを特定します。

また、特定した自らの事業環境・経営戦略・リスク特定をもとに、取引量や影響の発生率、影響度等の観点を踏まえてリスクの大きさを評価し、リスクに応じた低減措置を講じます。

4. 顧客の管理方針

新規取引開始時及び顧客情報や取引内容等に応じて取引開始後継続的に、本人確認や取引目的の確認等を実施します。

5. 疑わしい取引の届出

営業店の報告や取引モニタリングシステムによる検知、捜査機関等からの照会、顧客の申し出等を受け、疑わしい取引を検知した際は、その内容を調査し、疑わしい取引に該当すると判断した場合は直ちに当局に届出を行います。

6. 経済制裁及び資産凍結

取引フィルタリングシステム等により制裁対象者との取引を検知し、調査の結果、制裁対象に該当すると判断した場合、当該取引を謝絶するとともに、資産凍結等の措置を適切に実施します。

7. 役職員の研修

マネロン等対策に関わる全ての役職員に対して継続的に研修を実施し、役職員の知識習得、意識向上を図るとともに、各役割に応じた専門性を有する役職員の確保・育成に努めます。

8. 実効性の検証

マネロン等リスク管理態勢について、主管部による検証に加え独立した内部監査部門による監査を定期的実施し、当該結果を踏まえた継続的な改善に努めます。

9. 顧客からの理解促進

新規取引開始時及び取引開始後継続的に実施する本人確認や取引目的の確認、追加の確認・調査等について顧客から理解を得るため、当金庫のホームページや営業店における掲示等を活用して、周知・広報に取組みます。

14. リスク管理体制に関する事項

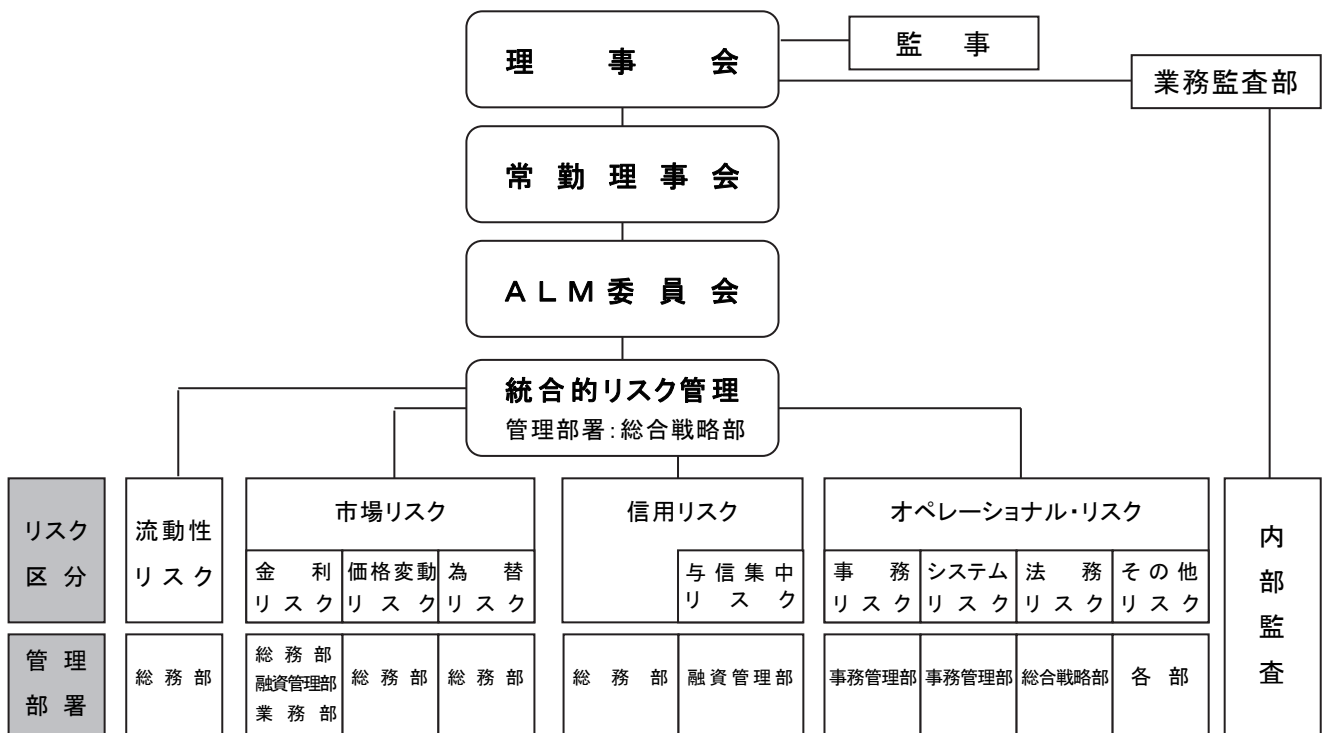
■リスク管理の基本方針

令和6年能登半島地震による影響が長期間に及ぶ懸念、マイナス金利解除、追加利上げがもたらす各種金利の変化など、金融機関を取り巻く環境は更に複雑化・多様化し、経営におけるリスク管理の重要性が飛躍的に高まっております。今後も地域の金融機関として信頼をいただき、地域社会に貢献していくためには、従来以上に適切なリスク管理を行っていくことが、当金庫の経営の最重要課題であると捉えております。

当金庫は、多様なリスクの正確な把握と適切な管理・運営が、適正な業務の遂行と収益力の向上には不可欠なものと考え、「リスク管理規程」及びリスク領域別の「リスク管理要領」の定めに基づき、常勤理事会やALM委員会を中心に、リスク管理体制の整備に積極的に取り組んでおります。

当金庫では、想定されるリスクを信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク及び流動性リスクに大別し、これらを管理対象としております。このうち、信用リスク、市場リスクおよびオペレーショナル・リスクの一部については、それぞれ個別の方法で評価したうえで、リスクを総体的に捉え、経営体力（自己資本）との比較、対照により、経営体力に応じた一定のリスクをとることで、適正な収益の確保を目指しております。また、流動性リスクとオペレーショナル・リスクについては、その規模や特性に応じた適切な管理を行うことにより、顕在化の未然防止と極小化に努めております。

■リスク管理体制図



15. 自己資本に関する事項

■自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、地域のお客さまからお預かりしている出資金のほか、返済や利払い等の負担のない純粋な利益の積立で構成されております。

■自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本比率は、金融機関の健全性を評価するうえで最も重要な指標ですが、当金庫の自己資本比率は国内基準である4%を大幅に上回っており、経営の健全性・安全性を充分保持していると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策と考えております。

■ 自己資本の構成に関する事項

単体自己資本比率

(単位:百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	19,480	15,598
うち、出資金及び資本剰余金の額	735	730
うち、利益剰余金の額	18,776	14,902
うち、外部流出予定額 (△)	14	14
うち、上記以外に該当するものの額	△16	△20
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	376	886
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	376	886
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	19,857	16,485
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	97	98
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	97	98
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	97	98
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	19,759	16,386
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	142,953	140,949
資産 (オン・バランス) 項目	138,272	136,631
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△1,425	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,425	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オフ・バランス取引等項目	4,479	4,098
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	200	217
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	0	1
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	6,646	6,664
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	149,599	147,613
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	13.20%	11.10%

(注)「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づく開示を行っております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

■自己資本の充実度に関する事項

信用リスク及びオペレーショナル・リスクの所要自己資本の額

(単位:百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	142,953	5,718	140,949	5,637
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	136,127	5,445	129,868	5,194
(i)ソブリン向け	5,764	230	6,657	266
(ii)金融機関向け	18,169	726	16,469	658
(iii)法人等向け	57,428	2,297	53,884	2,155
(iv)中小企業等・個人向け	32,683	1,307	30,751	1,230
(v)抵当権付住宅ローン	2,088	83	1,925	77
(vi)不動産取得等事業向け	10,809	432	10,615	424
(vii)3月以上延滞等	324	12	439	17
(viii)その他	8,859	354	9,124	364
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	8,050	322	10,861	434
ルック・スルー方式	8,050	322	10,861	434
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—		
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△1,425	△57	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	200	8	217	8
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	1	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	6,646	265	6,664	266
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	149,599	5,983	147,613	5,904

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスクアセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額のことです。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。
4. 「3月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」「金融機関向け」「法人等向け」においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
5. オペレーショナル・リスク相当額は、「基礎的手法」により算出しております。

$$\text{〈オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法〉} \\ = \frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

6. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

16. 信用リスクに関する事項

■リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、お取引先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少あるいは消滅し、当金庫が損失を被るリスクのことです。

当金庫では、信用リスクを「当金庫が管理すべき最重要のリスク」であるとの認識のもと、年度ごとに与信業務における基本方針や具体的運用方針を明示した「信用リスク管理方針」を策定し、広く役職員に理解と遵守を促すと共に、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。信用リスクの評価につきましては、「資産の自己査定基準書」に則り厳格な自己査定を実施し、さらに信用リスク管理の高度化に向け、インフラ整備等をすすめてまいります。

なお、貸倒引当金は、「償却・引当基準」に則り、債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど適正に計上しております。

■リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウエイトとは、債権の危険度を表す指標で、自己資本比率を算出する際の分母に相当する額（リスク・アセット額）を求めるために使用する資産や債務者の種類毎の掛目のことです。自己資本比率の算出には、あらかじめ定められたリスク・ウエイトを使用する標準的手法と金融機関の内部格付に基づきリスク・ウエイトを決定する内部格付手法があります。標準的手法を採用する金融機関については、リスク・ウエイトの判定に適格格付機関の信用評価（外部格付）の区分毎に定められたリスク・ウエイトを使用することになります。

当金庫は、「標準的手法」を採用しており、リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。

なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

1. 株式会社格付投資情報センター
2. 株式会社日本格付研究所
3. スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ
4. ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

■リスク・ウエイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

（単位：百万円）

告示で定める リスク・ウエイト区分（％）	エクスポージャーの額			
	令和4年度		令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	80,143	—	73,779
10%	—	47,056	—	48,002
20%	2,999	95,405	4,999	86,178
35%	—	5,967	—	5,501
50%	24,280	1,638	23,397	2,389
75%	—	33,982	—	31,806
100%	900	74,385	800	73,735
150%	—	68	—	119
200%	—	—	—	—
250%	—	689	—	1,186
1,250%	—	—	—	—
その他	—	667	—	725
合計	368,185		352,622	

- （注） 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウエイトに区分しております。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入部分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

■信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高

業種別及び残存期間別

(単位:百万円)

エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引				債 券		デリバティブ取引			
	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度
地域区分 業種区分 期間区分										
製 造 業	19,143	20,673	14,439	14,939	4,399	4,899	—	—	66	40
農 業、林 業	1,030	1,037	1,030	1,037	—	—	—	—	0	0
漁 業	228	185	228	185	—	—	—	—	3	3
鉱業、採石業、 砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	17,140	17,602	16,440	16,799	700	700	—	—	1	47
電気・ガス・ 熱供給・水道業	6,016	6,071	614	555	5,401	5,400	—	—	—	—
情報通信業	795	877	105	164	600	600	—	—	—	—
運輸業、郵便業	4,981	5,207	3,769	3,976	1,202	1,201	—	—	—	—
卸売業、小売業	14,167	13,491	12,935	12,410	1,200	1,000	—	—	43	38
金融業、保険業	107,308	91,515	8,344	10,358	6,599	6,899	—	—	—	—
不 動 産 業	26,296	25,975	24,973	24,525	1,300	1,397	—	—	18	31
物品賃貸業	423	384	423	384	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・ 技術サービス業	5,205	5,145	5,197	5,137	—	—	—	—	2	6
宿 泊 業	6,516	6,285	6,516	6,285	—	—	—	—	102	112
飲 食 業	7,706	7,420	7,706	7,420	—	—	—	—	14	17
生活関連サー ビス業、娯楽	3,815	3,796	3,614	3,596	200	200	—	—	16	12
教育、学習支援業	840	883	840	883	—	—	—	—	2	2
医 療、福 祉	5,976	5,736	5,976	5,736	—	—	—	—	1	8
その他のサービス	9,768	9,515	9,728	9,436	—	—	—	—	20	77
国・地方公共団体等	68,620	70,251	26,126	25,238	42,490	45,009	—	—	—	—
個 人	32,801	32,773	32,801	32,773	—	—	—	—	32	4
そ の 他	29,403	27,791	667	725	14,918	16,218	—	—	—	—
業 種 別 合 計	368,185	352,622	182,481	182,570	79,011	83,526	—	—	327	447
1 年 以 下	83,795	48,578	27,609	32,775	3,778	5,795	—	—	—	—
1 年 超 3 年 以 下	39,499	34,380	16,153	12,115	11,410	5,780	—	—	—	—
3 年 超 5 年 以 下	14,487	33,150	12,498	14,966	589	5,183	—	—	—	—
5 年 超 7 年 以 下	31,262	32,265	17,968	20,858	10,583	9,955	—	—	—	—
7 年 超 1 0 年 以 下	50,836	51,443	43,452	39,186	4,953	6,156	—	—	—	—
1 0 年 超	104,332	108,966	63,755	61,630	32,776	34,436	—	—	—	—
期 間 の 定 め の な い も の	43,971	43,837	1,043	1,037	14,918	16,218	—	—	—	—
残 存 期 間 別 合 計	368,185	352,622	182,481	182,570	79,011	83,526	—	—	—	—

(注)1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「3月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、固定資産、その他資産などが含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

※当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

■一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和4年度	374	376	—	374	376
	令和5年度	376	886	—	376	886
個別貸倒引当金	令和4年度	1,389	1,514	118	1,270	1,514
	令和5年度	1,514	5,820	95	1,418	5,820
合計	令和4年度	1,763	1,891	118	1,645	1,891
	令和5年度	1,891	6,706	95	1,795	6,706

(注)当金庫では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

■業種別の個別貸倒引当金の残高及び貸出金償却の額

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度
製造業	253	179	179	573	6	—	247	179	179	573	6	1
農業、林業	10	13	13	36	—	—	10	13	13	36	4	0
漁業	1	1	1	14	—	—	1	—	1	14	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	123	121	121	365	—	—	123	121	121	365	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	1	0	0	119	—	—	1	0	0	119	—	—
卸売業、小売業	396	441	441	708	20	60	376	381	441	708	26	—
金融業、保険業	0	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—
不動産業	41	59	59	130	—	22	41	37	59	130	—	22
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
各種サービス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	0	12	12	35	—	0	—	12	12	35	0	0
宿泊業	168	362	362	2,186	33	6	135	356	362	2,186	60	6
飲食業	94	91	91	254	—	—	94	91	91	254	0	—
生活関連サービス業、娯楽業	44	56	56	210	6	—	38	56	56	210	6	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	104	17	17	578	51	—	52	17	17	578	65	—
その他のサービス	62	77	77	297	—	0	62	77	77	297	—	0
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	85	80	80	306	0	5	85	75	80	306	0	6
合計	1,389	1,514	1,514	5,820	118	95	1,270	1,418	1,514	5,820	169	38

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

※当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

17. 信用リスク削減手法に関する事項

■リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、信用リスク・アセット額の算出にあたり、一定の要件を満たす担保、保証等について、一定の範囲で削減額を資産から控除することにより、信用リスク・アセット額を軽減することが出来る手法のことです。

なお、お客様から担保・保証をいただく際には、説明義務を果たす一方で、融資に際しては過度に担保・保証に依存しない審査に努めております。

当金庫では、以下の手法を採用しております。

1. 適格金融資産担保

定期預金及び定期積金を担保としている貸出金について、担保額を信用リスク削減額としております。担保額については貸出債権残高を上限とし、定期預金は元金、定期積金は掛込残高の範囲内としております。

2. 貸出金と自金庫預金との相殺

信用リスク削減の計算上、ご融資先毎に担保に供していない預金の一部を貸出債権と相殺しております。相殺に使用する預金の種類は、一定の要件を満たす定期預金及び定期積金としております。

3. 保証

国、地方公共団体、政府関係機関等及び一定以上の格付が適格格付機関により付与されている法人が保証している保証債権(保証される部分に限る)について、原資産及び債務者のリスク・ウエイトに代えて当該保証人のリスク・ウエイトを適用しております。

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

	適格金融 資産担保		保 証		クレジット・ デリバティブ	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	2,890	2,514	15,432	14,525	—	—
①ソブリン向け	—	—	3,365	2,149	—	—
②金融機関向け	10	10	—	—	—	—
③法人等向け	1,279	1,209	336	247	—	—
④中小企業等・個人向け	1,535	1,219	11,726	12,123	—	—
⑤抵当権付住宅ローン	23	24	—	—	—	—
⑥不動産取得等事業向け	40	50	—	—	—	—
⑦3ヵ月以上延滞等	0	0	3	4	—	—

(注)当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

18. 市場リスクに関する事項

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等のさまざまな市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産(オフバランス資産を含む)の価値が変動し、損失を被るリスクのことをいいます。

■リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、市場リスクについて、経営体力や管理能力等に見合ったリスク管理を行うことにより、適正な収益を確保することを基本方針としております。

リスク・ファクターの変動に対しては、的確かつ迅速なリスク判断を行うためにALM委員会を設置し、資産・負債の総合管理を実施しております。具体的には、金利予測を柱に調達と運用の資金計画に対する予測、その予測と実績の差異などを総合的に把握し、市場リスクや流動性リスクを管理しつつ収益機会を的確に捉える方法等を検討し、検討内容については定期的に常勤理事会に報告しております。加えて、リスク管理部署である総務部がリスク量の計測を行っているほか、一定の限度枠が必要と判断される運用商品については枠の設定を行い、その遵守状況をモニタリングするとともに、定期的にALM委員会へ報告しております。

リスク量については、バリュー・アット・リスク(VaR)等により計量化しており、損益に影響を及ぼす可能性のある事象については、シミュレーションを実施し、将来の収益見通しに役立てております。

19. 流動性リスクに関する事項

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出により決済資金等必要な資金が確保できなかったり、資金の確保において、通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、損失を被るリスクのことをいいます。

■リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、市場での著しく不利な価格での取引を余儀なくされないことがないよう、市場の状況を適切に把握し対応するとともに、資金の調達・運用構造に即した適切かつ安定的な資金繰り体制を整備することを基本方針としております。

日々の資金繰りについては、即時に換金できる流動性の高い資金(支払準備資産)が、預金残高の一定水準以上を維持するよう管理しております。また、緊急時の資金調達手段として、信金中央金庫に資金を預けるなど、十分な支払準備資産を確保し不測の事態に備えております。

20. オペレーショナル・リスクに関する事項

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の内部管理体制の不備やシステムトラブルによる事故、災害等の外生的な事象から生じる損失に係るリスクのことで、事務リスク、システムリスク、法務リスク等のリスクをいいます。

当金庫では、お客さまに安心してお取引いただくために、事務リスクとシステムリスクについては特に重要度の高いリスクであると認識しております。

事務リスクとは、事務処理におけるミスや事故、不正等により損失を被るリスクのことで、システムリスクとは、情報システムの障害または誤作動、システムの不備、災害、不正利用等により損失を被るリスクのことで、

■事務リスク管理の方針および手続の概要

当金庫では、常に事務リスクの所在を把握し、内部規程等の整備や事務指導により厳正な事務管理を行うことを基本方針としております。

多様化、複雑化する業務に適切に対処し、想定される事務リスクを未然に回避するために、規程の整備を図るとともに、業務監査部による臨店監査、営業店による店内検査、主管部署による事務取扱指導、相互牽制チェック体制など万全の内部事務管理を行い、事務の正確性の維持と事故防止に努めております。

■システムリスク管理の方針および手続の概要

当金庫では、金庫が保有する情報とその情報を保護するシステムについて適切に管理する体制を整備することを基本方針としております。

業務のIT化が進展するなか、情報システムは金庫の業務運営に欠かせない存在です。当金庫は「しんきん共同センター」に加盟しており、システム面において大規模災害にも耐えうる安全性を確保しており、正確で迅速なサービスが可能な体制となっております。情報システムの運用にあたっては、要員の過失や不正利用等を防止する観点から、各種規程、マニュアル等を制定し、これらに即した管理を行っております。また、「情報資産保護に関する基本方針(セキュリティポリシー)」を定め、お客様のデータ保護等に関する管理体制の充実に努めております。

■オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫では、粗利益をベースに算出する「基礎的手法」を採用しております。

■オペレーショナル・リスク相当額

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
オペレーショナル・リスク相当額	531	533

21. 金利リスクに関する事項

■リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間の mismatches が存在しているなかで、金利が変動することによって受ける現在価値の変動や将来の収益性に対する影響を指します。

当金庫は、金利リスクに対する定期的な計測・評価を行い、適切な管理を行うことを基本方針としております。金利リスクを適正に把握し、経営体力(自己資本)に応じて一定のリスクをとることにより、適正な収益を確保することを目指しております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した銀行勘定の金利リスク量を測定し、ALM委員会で協議、検討するとともに、常勤理事会へ報告するなど、金利リスクのコントロールに努めております。

■銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

銀行勘定の金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、預金等)が、金利ショックにより被るリスク量をみるもので、当金庫では、四半期ごとに Δ EVE(金利変動に対する経済的価値の減少額)をリスク量として算出しております。

また、当金庫では、明確な金利改定間隔がなく、お客様のご要望によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間滞留する預金をコア預金と定義し、要求払預金の額の50%相当額を平均2.5年の満期とみなしリスク量を算出しております。

■金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

(単位:百万円)

IRRBB 1 : 金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		Δ EVE		Δ NII	
		令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度
1	上方パラレルシフト	11,305	10,167	644	966
2	下方パラレルシフト	—	—	Δ 46	21
3	スティープ化	8,770	7,569		
4	フラット化	—	—		
5	短期金利上昇	1,075	1,316		
6	短期金利低下	—	—		
7	最大値	11,305	10,167	644	966
		ホ		ヘ	
		令和5年度		令和4年度	
8	自己資本の額	16,386		19,759	

22. 派生商品取引及び長期決済期間取引に関する事項

当金庫では、当該取引は行っておりません。

23. 証券化エクスポージャーに関する事項

■リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、投資家として証券化商品への投資を行っており、適格格付機関が付与した格付を参考に、投資適格格付とされるBBB格以上の商品へ投資するなど、元本の安全性に配慮した投資を行っております。

■信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、「標準的手法」を採用しております。

■証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

■種類ごとのリスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。
なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

1. 株式会社格付投資情報センター
2. 株式会社日本格付研究所
3. スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ
4. ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

■当金庫がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫では、当該取引は行っておりません。

■当金庫が投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く） （単位：百万円）

	令和4年度	令和5年度
証券化エクスポージャーの額	-	-
（i）カードローン	-	-
（ii）住宅ローン	-	-
（iii）自動車ローン	-	-

b. 再証券化エクスポージャー

当金庫では、当該取引は行っておりません。

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く） （単位：百万円）

リスク・ウエイト区分（％）	エクスポージャー残高		所要自己資本の額	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
0％～ 15％未満	-	-	-	-
15％～ 50％未満	-	-	-	-
50％～ 100％未満	-	-	-	-
100％～ 250％未満	-	-	-	-
250％～ 400％未満	-	-	-	-
400％～1, 250％未満	-	-	-	-
1, 250％	-	-	-	-
（i）カードローン	-	-	-	-
（ii）住宅ローン	-	-	-	-
（iii）自動車ローン	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

（注）1. 所要自己資本の額＝エクスポージャー残高×リスク・ウエイト×4％

ただし、「リスク・ウエイト区分」「エクスポージャー残高」「自己資本の額」はいずれも信用リスク削減効果等を勘案後の内容であるため、上記の計算式と一致しない場合があります。

2. 「1,250％」欄の（i）～（iii）は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

b. 再証券化エクスポージャー

当金庫では、当該取引は行っておりません。

③保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

当金庫では、当該取引は行っておりません。

24. 株式等エクスポージャーに関する事項

■リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、株式等について経営体力や管理能力等に見合ったリスク管理を行うことにより適正な収益を確保することを基本方針としております。

保有する株式については、市場価格の変動によって資産価値が減少した場合に損失を被るリスク、いわゆる価格変動リスクが伴います。当金庫では、上場株式については日々評価額を把握し、非上場株式等については、財務諸表や運用報告を基にした評価を適宜実施する等、内部規定に基づき適正な運用管理を行っております。

価格変動に伴う予想損失額の算出については、バリュエーション・アット・リスク(VaR)法により計測を行い、リスク管理部署である総務部が、金利リスクと併せて管理し、定期的にALM委員会で討議、検討するとともに、常勤理事会へ報告しております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、内部規定及び一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い適正な処理を行っております。

■株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

		売買目的有価証券		その他有価証券で時価のあるもの					その他有価証券で時価のないもの等 貸借対照表計上額
		貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	取得原価 (償却原価)	貸借対照表計上額	評価差額		貸借対照表計上額	
						うち益	うち損		
上場株式	令和4年度	—	—	242	274	31	49	17	—
	令和5年度	—	—	1,371	1,574	202	216	13	—
非上場株式等	令和4年度	—	—	167	219	51	51	—	1,698
	令和5年度	—	—	167	214	46	46	—	2,169
合計	令和4年度	—	—	409	493	83	101	17	1,698
	令和5年度	—	—	1,539	1,788	249	263	13	2,169

(注)1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「非上場株式等」は、非上場株式のほか信金中央金庫出資金、投資事業有限責任組合出資持分です。

■子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

		貸借対照表計上額	時価	差額		
				うち益	うち損	
子会社・子法人等株式	令和4年度	10	10	—	—	—
	令和5年度	10	10	—	—	—
関連法人等株式	令和4年度	—	—	—	—	—
	令和5年度	—	—	—	—	—
合計	令和4年度	10	10	—	—	—
	令和5年度	10	10	—	—	—

(注)時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

■株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

		売却額			株式等償却
		売却益	売却損		
株式等エクスポージャー	令和4年度	199	20	25	—
	令和5年度	2,627	296	102	0

25. 信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の状況

(単位:百万円)

区 分	令和4年度	令和5年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,627	5,016
危険債権	3,887	11,969
要管理債権	524	285
三月以上延滞債権	27	26
貸出条件緩和債権	497	259
小計 (A)	6,040	17,271
保全額 (B)	4,778	13,331
個別貸倒引当金 (C)	1,500	5,462
一般貸倒引当金 (D)	42	18
担保・保証等 (E)	3,234	7,850
保全率 (B) / (A)	79.10%	77.19%
引当率 ((C) + (D)) / ((A) - (E))	55.01%	58.18%
正常債権 (F)	175,864	164,707
総与信残高 (A) + (F)	181,905	181,978

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「個別貸倒引当金」(C)は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」の債権額に対して個別に引当計上した額の合計額です。
7. 「一般貸倒引当金」(D)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、要管理債権の債権額に対して引当てた額を記載しております。
8. 「担保・保証等」(E)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
9. 「正常債権」(F)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
10. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。

26. 総代会

■総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。従って、会員は出資口数に関係なく一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで当金庫では、会員の総意を適正に反映し充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。従って総代会は、総会と同様、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

■総代の選任方法

総代は会員の代表として会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで総代の選考は総代候補者選考基準に基づき次の3つの手続きを経て選任されます。

- ① 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ② 選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ 上記②により選考された総代候補者を会員が信任する。
(異議があれば申し立てる)

(注)総代候補者選考基準

- ・当金庫の会員であること
- ・地域における信望が厚く、総代として相応しい人
- ・良識をもって正しい判断ができる人
- ・人格・識見に優れ、金庫の理念・使命をよく理解している人
- ・緊密な取引関係を有し、金庫の発展に協力的な人
- ・その他総代候補者選考委員が適格と認めた人

■総代の任期と定数

総代の任期は3年と定められています。

総代の定年は80歳と定められています。

総代の定数は100人以上130人以下で、会員数に応じて選任区域ごとに定められています。

なお、令和6年7月1日現在の総代数は106人で、会員数は28,995人です。

■第109期通常総代会の決議事項(令和6年6月21日開催)

第109期通常総代会において次の事項が付議され、それぞれ原案どおり承認されました。

報告事項 第109期業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

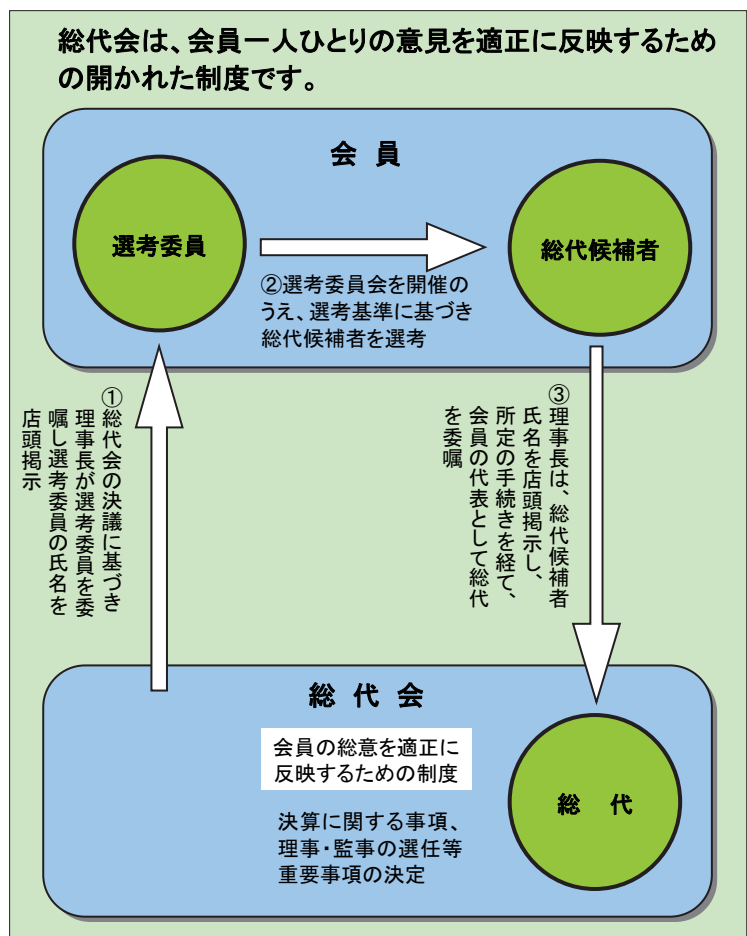
決議事項 第1号議案 第109期剰余金処分(案)承認の件

第2号議案 会員の除名の件

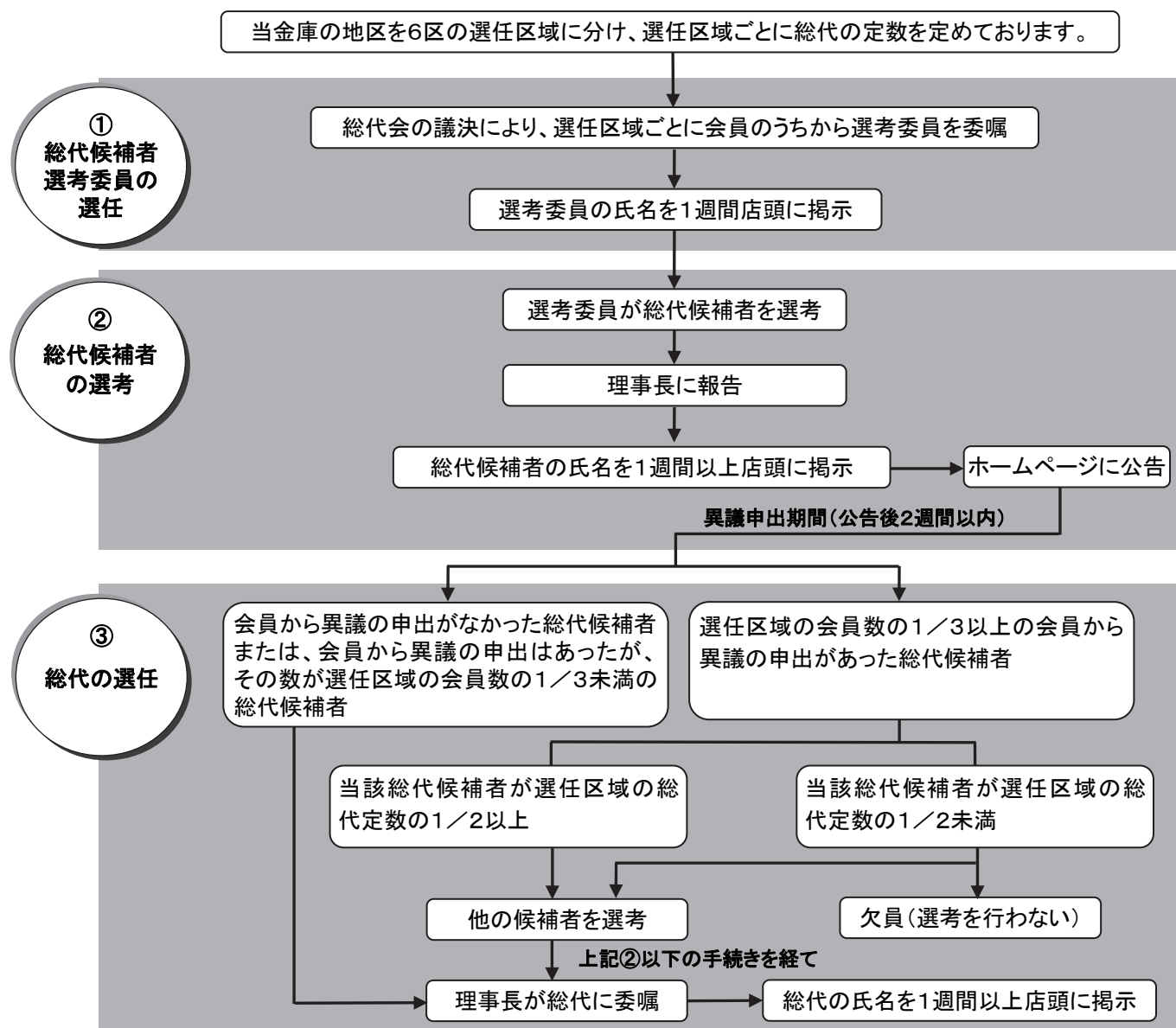
第3号議案 監事1名辞任に伴う後任の選任の件

第4号議案 退任役員に対する退職慰労金贈呈の件

第5号議案 役員賞与支給の件



■総代が選任されるまでの手続きについて



※上記フロー図は、当金庫定款において定めている総代選考手続きに基づいております。

【総代名簿】 令和6年7月1日現在

第1区	第2区	第3区	第4区	第5区	第6区	地域を限定 しない総代
所司 久雄⑩	春木 直樹①	久岡 政治⑤	中橋 忠博⑤	坂井 陽一⑧	室野 吉雄⑧	地域を限定 しない総代
青木 崇浩①	白井 修②	肥田 悦和③	摩郷 則雄⑦	吉田 良雄①	米林 和義⑤	家村 静江⑦
赤 喜久造②	杉原 省⑨	帽子山 定雄⑥	松本 久男⑧	第4区 島畑 健二①	第6区 木村 宗久①	石田 章①
今井 富夫③	千場 和広⑤	宮崎 博②	三浦 雄二⑨	浅田 国洋①	瀬戸 和夫③	入井 勝巳⑥
井村 能尚⑥	高澤 良英⑫	宮本 徹⑥	南 哲郎⑭	表 守活⑤	田内 満喜夫⑧	入井 勝巳⑥
浦部 隆博③	瀧川 光明⑤	谷内 博之①	宮下 新市⑦	長田 健治⑥	高木 益晶③	岡田 公美①
圓山 寛人⑤	田村 行利③	山口 宗大③	宮地 治②	廣瀬 啓介①	田中 泰⑧	小倉 一夫③
大星 三千代①	戸田 充②	第2区 池田 政基①	第3区 稲村 一成⑦	松本 啓志④	端保 聡②	神野 正博⑦
勝山 一⑦	中橋 景次①	池田 政基①	和泉 喜久雄⑩	山名 知純⑭	苗加 信勝⑦	桑原 了子⑦
壁屋 俊夫⑩	中島 忠重③	和泉 喜久雄⑩	今井 淳一⑤	山本 利也⑦	架谷 彰宣②	杉野 哲也⑤
狩山 賢一⑥	中西 重寛⑤	今本 進⑤	井村 真一⑩	吉田 忠司⑪	林田 利平⑧	西 雅哉①
木下 義隆④	中村 明⑧	上杉 幸⑦	金田 之治③	第5区 市山 勉⑧	久安 常信②	三宅 徳昌⑥
古玉 栄治⑥	関谷 由憲①	加茂野 寛人②	久保 圭子①	市山 勉⑧	藤澤 忠男⑤	
笹川 修蔵①	橋本 秀和⑩	寺岡 一夫⑭	嵯峨井 大民⑤	上出 正博⑧	的場 定志⑦	
佐原 博之④	羽部 敏徳⑥	七海 友也①	勝二 康邦③	北村 隆①	三浦 雅博⑧	
佐味 貫義⑩	播摩 正義⑩	端谷 実⑩	杉本 孝司⑩	黒保 直治③	宮下 誠次②	

※氏名の後の数字は総代への就任回数

【総代の属性等別構成比】

職業別：法人・法人代表者93%、個人事業主、個人6%

年代別：70代以上52%、60代22%、50代21%、40代2%

業種別：卸売業、小売業30%、製造業22%、建設業24%、運輸業5%、医療、福祉5%、電気、不動産業、個人8% (上位6業種)

(注) 業種別の構成比は法人・法人代表者及び個人事業主に限る

27. 役職員の報酬体系

■対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰勞金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会にて決定しております。

また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰勞金】

退職慰勞金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。また、理事会の決定により、退職慰勞金の一定の範囲内で退職慰勞金を支給できるとしております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰勞金等の支払いに関して、主として次の事項を定めております。

- a. 決定方法 b. 決定時期

(2) 令和5年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	78

(注) 1. 対象役員に該当する理事は6名、監事は2名です(期中に退任した者を含む)。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」61百万円、「賞与」2百万円、「退職慰勞金」14百万円となっております。

「賞与」につきましては、業績を考慮し、使用人としての賞与のみを支給し、役員賞与は支給しておりません。なお、支給額は、当年度中に支払った賞与(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた賞与引当金の合計額です。また、「退職慰勞金」は、当年度中に支払った退職慰勞金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰勞引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号、第4号及び第6号に該当する事項はありません。

■対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和5年度において、対象職員等に該当する者はありません。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、令和5年度においては該当する会社はありません。

3. 「同等額」は 令和5年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 令和5年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はありません。

大正 4年	5月24日	無限責任七尾興産信用組合設立 事務所:七尾町大手町7番地
昭和25年	4月 1日	中小企業等協同組合法による信用組合に組織変更
昭和27年	1月12日	信用金庫法による信用金庫に組織変更、能登信用金庫と改称
昭和60年	5月 1日	CI導入
昭和63年	8月 8日	のとしん総合サービス㈱設立
平成 6年	4月 1日	まごころセンターの設置
平成 7年	4月 1日	のとしんカレッジ開校
	4月17日	カジュアルデーの開始に伴い、ボランティア活動の開始
	5月20日	創立80周年記念式典
	10月 1日	のとしんホームページ開設
平成10年	5月 6日	信金大阪共同事務センター加盟
平成11年	3月29日	郵貯ATMとの相互接続取扱開始
	4月 1日	ATM利用手数料還元サービス開始
	7月 1日	のとしんボランティアーズ発足
平成12年	1月17日	消費税納付用積金「納めま専科」発売
	1月20日	女性サークル「のとしんキャロットクラブ」発足
	4月 3日	介護支援定期「介護物語」発売
	9月 1日	執行役員制を導入
	10月 2日	投資信託窓販業務を全店で開始
平成13年	12月 4日	しんきんATMゼロネットサービス開始
	3月 5日	スポーツ振興くじ(toto)当選金払戻し業務を3カ店で開始
	8月 7日	自立型人間養成講座「チャレンジマルコポーロ」開始
	11月27日	確定拠出年金運営管理機関に登録
平成14年	2月18日	輪島信用組合の事業譲受けに伴い、輪島支店オープン
	3月18日	個人型確定拠出年金業務取扱開始
平成15年	10月 1日	生命保険窓販業務を全店で開始
	1月20日	西支店を廃止し本店営業部に統合
	3月24日	㈱石川銀行の6店舗の営業を譲受け、「久安支店」「内灘支店」「金沢支店木越出張所」を開設 「内灘支店」「金沢支店木越出張所」を開設
	5月 1日	確定拠出年金制度とポイント制の退職金制度導入
	11月 4日	能登信用金庫と共栄信用金庫が合併し「のとしん信用金庫」としてスタート 「しんきんインターネットバンキング」取扱開始
平成16年	2月 2日	「しんきん法人インターネットバンキング」取扱開始
	3月 6日	第23回信用金庫PRコンクールのポスター部門で「合併告知ポスター(6種類)」が最優秀賞受賞
	5月20日	のとしんビジネスクラブの設立
平成17年	2月10日	のとしんエンゼルプラン策定
	3月 1日	多子家族応援定期預金「子宝1000」発売
	5月 6日	公庫提携型住宅ローン「フラット35」発売
	5月23日	他行庫カードによる振込業務受付を開始
	6月 1日	本店新築開店
	6月17日	石川県プレミアム・パスポート事業の協賛企業に第1号で登録
平成18年	2月 8日	「のとしんふるさと基金」の設立 「子どもの笑顔を育む運動」開始
	5月17日	全店舗「子ども110番の家」制度に参加
	8月18日	児童・生徒の通学路における交通安全活動を開始
	9月11日	プレミアム・パスポート事業「子育てにやさしい店金賞」を受賞
	10月11日	石川県ワークライフバランス企業知事表彰を受賞
	11月 6日	本店に「縁結びist」交流サロン・サテライト七尾の開設
平成19年	4月 6日	良川支店、鹿西支店、能登島支店の3店舗を廃止
	5月 8日	能登半島復興キャンペーン『負けるな！能登半島』の取組み開始
	10月29日	能登半島復興応援定期預金『負けるな！能登半島』に係る義援金1千万円を石川県に贈呈
	12月 4日	しんきん北陸トライネット ATM サービス開始
平成20年	12月12日	全店舗に補聴器と簡易筆談器を設置
	1月15日	飲酒運転撲滅運動のセレモニー実施し、全店舗にアルコール検知器を設置
	2月21日	子育て家族に対する「振込手数料」無料化開始
	3月17日	環境保全活動支援型商品「エコ・サポートローン」発売
	3月19日	「人材育成優良企業知事表彰」を受賞
	4月 1日	いしかわ事業者版環境 ISO 登録証の受領 “環境保全活動”支援定期預金の発売 “能登の森づくり”定期預金 森づくりファンド『やまもり』
平成20年	4月21日	がん・医療保険の取扱開始
	5月 1日	「企業の森づくり推進事業」で石川県と協定締結
	6月 6日	「いしかわの木づかい応援住宅ローン制度」協賛
	6月21日	「第1回石動山の森づくり」実施
	9月16日	のとしん悠々倶楽部会員向け団体傷害保険「シニア倶楽部」取扱開始
平成21年	4月 1日	「運転免許証自主返納者」専用定期預金「運転卒業宣言」の発売
	5月 1日	「環境学習講座等協定調印式」開催
	7月13日	かしま支店移転新築オープン
平成21年	9月13日	野球部「天皇賜杯第64回全日本軟式野球」に出場
	10月 1日	「標準傷害保険」取扱開始
	10月26日	フリーローン『心配無用！』発売
	11月16日	「第1回児童環境学習活動発表会」開催
平成22年	6月30日	「ふるさと石川環境保全功労者表彰」にて「環境保全貢献企業」として知事表彰を受賞
平成23年	3月12日	「長谷川等伯ふるさと調査シンポジウム」開催

平成23年	3月17日	「エコドライブ優良事業所表彰」受賞
	3月28日	東日本大震災緊急融資の取扱開始
	6月27日	“しんきんiネット震災復興支援定期積金”発売
	12月21日	「いしかわ事業版環境ISO優良活動表彰」を受賞
平成24年	1月10日	「統括本部」「管理本部」「営業本部」の三部制に組織改正
	2月17日	「石動山の森づくり」で「第1回いしかわエコデザイン賞2011」を受賞
	2月28日	石川県七尾美術館に長谷川等誉筆「涅槃図」を寄贈
	6月20日	「石動山の森づくり活動」が第15回信用金庫社会貢献賞「特別賞」受賞
	8月27日	店舗統合（金沢中央支店、川原町支店にんじん館出張所）実施
平成25年	1月28日	しんきんiネット東日本大震災子ども応援定期積金発売
	8月1日	東日本大震災子ども応援定期積金Ⅱ発売
	10月22日	いしかわエンゼルマーク運動への登録
平成26年	1月6日	NISA（小額投資非課税制度）取扱開始
	2月10日	ビジネスローン『躍進』再発売
	1月22日	ななお創業支援『業務連携・協力に関する協定』締結（ななお創業応援カルテット）
	3月28日	七尾市・七尾商工会議所・日本政策金融公庫・のと共栄信用金庫
	4月25日	のとしんビジネスクラブ設立10周年記念式典
平成27年	5月23日	のとしん信用金庫創立100周年記念講演会及び記念式典
	6月13日	第19回能登よさこい祭りでの“のとしん舞遊人”が大賞を受賞（～14日）
	6月25日	ふるさと教育応援定期預金『青雲の志』の発売
平成28年	7月11日	女性応援カードローン『まり姫』発売
	9月5日	業務災害に備える『ビジネスプラン』取扱開始
	10月3日	金沢西まごころセンター開設
平成29年	2月27日	タブレット端末全店導入
	6月5日	のとしんビジネスローン『ロングサポート』発売
平成30年	5月23日	「かなざわ能登くらぶ」設立総会・講演会開催
	8月1日	「のとしん相談センター」の開設
	8月14日	日本財団「わがまち基金」を活用した「過疎地域における移住・創業応援事業の展開」の開始
	9月3日	しんきん預かり資産ナビゲーションシステムの導入
	11月22日	「かなざわ能登くらぶ」講演会・交流会開催
平成31年	3月4日	のとしんキャロットクラブ第20回定期総会・講演会開催
令和元年	5月28日	大林会長が春の叙勲、旭日小綬章受章
	6月17日	「のとしんSDGs宣言」発表
	7月11日	第55回献血運動推進全国大会にて厚生労働大臣感謝状の贈呈を受ける
	9月11日	しんきんビジネスフェア「北陸ビジネス街道2019」開催
	10月1日	J-Debitにおけるキャッシュレス・消費者還元事業に参画
令和2年	3月11日	「新型コロナウイルス対策に係る基本方針」発表
	4月1日	ふるさと文化応援定期預金“長谷川等伯再発見ファンド『等伯』”発売
	4月29日	能登の森づくり定期預金“森づくりファンド『やまもり』”発売
	5月1日	新型コロナウイルス感染症に伴う緊急特別相談窓口の開設
	5月11日	新型コロナウイルス感染症の影響を受けたお客様を支援するため、フリーローン「心配無用！」取扱基準の見直しと一部商品改定
	8月19日	鳴和支店において献血活動の実施
	8月20日	道路美化・清掃功労者に対する国土交通大臣表彰
	8月26日	七尾青年会議所と東京海上日動火災保険株式会社の3者でSDGsの包括協定締結
	10月5日	金沢南支店、小丸山支店、鳴和支店木越出張所を統廃合
	10月20日	WEB完結ローンの取扱商品の追加
	11月9日	志雄支店を押水支店に統廃合
令和3年	1月20日	「SCBふるさと応援団」にかかる寄附金を七尾市に贈呈
	3月8日	令和2年度Co2吸収認証交付（9.8Co2 ⁺ ）
	3月11日	令和2年度石川県パ子育て応援企業認定書交付式
	3月30日	令和2年度地方創生に資する金融機関等の「特徴的な取組事例」表彰
	3月31日	コロナ関連融資が1,866件248億円に
	4月1日	ふるさと文化応援定期預金“長谷川等伯再発見ファンド『等伯』”発売
		能登の森づくり定期預金“森づくりファンド『やまもり』”発売
		ふるさと教育応援定期預金『青雲の志』発売
	7月1日	当初1年間無利子となる特別教育ローンを発売
		特別教育ローンの取扱開始と図書カードの進呈（115名）（こけい困窮学生支援）
	8月12日	のとしんSDGsファンドへLP出資
	9月28日	退職金専用定期預金「新生活物語」発売
	10月1日	窓口業務のお昼休み（一時休業）の実施（輪島支店・八日市支店）
		しんきんビジネスフェア特別商談会2021 in 石川開催
	7日	「のとしんSDGsよろず相談デスク」の開設
	10月8日	ななおSDGsコンソーシアム発足
	10月16日	能登SDGs市民大学開講
	10月27日	令和3年度治山・林道コンクール第44回林道維持管理コンクールにて農林水産大臣賞受賞
	11月24日	SDGs推進に係る連携と協力に関する協定調印
	11月25日	第8回のとじまの松林再生活動
	12月4日	「年末ご融資相談窓口」の開設（～30日）
	12月13日	2022年3月末で「ななお創業応援カルテット」の支援実績が100社に到達
令和4年	4月1日	地域貢献型定期預金の発売
		のとしん課題解決支援ローン「疾風勁草」の取扱開始
		キャッシュレス決済サービス「Airペイ」取扱開始
	4月25日	青柏祭各町保存会に運営助成金を寄付
		本店営業部においてマイナンバーカードの出張申請
	5月23日	キャッシュレス納付推進で七尾税務署より感謝状授与
	6月28日	津幡支店が特殊詐欺未然防止で感謝状授与

令和4年	6月29日	本店営業部が特殊詐欺未然防止で感謝状授与
	6月30日	マイナンバーカード普及に向けたキャンペーン実施（～2023年2月28日） 能登地区への移住を促進するため宝達志水町以北の9市町対象に住宅ローンの借入金利を最大0.2%引き下げ
	7月1日	電子稟議システムの運用開始
	7月13日	かしま支店においてマイナンバーカードの出張申請
	7月14日	高浜支店においてマイナンバーカードの出張申請
	7月25日	本店営業部においてカブトムシ・クワガタムシのプレゼント実施
	7月30日	第26回石動山の森づくり
	8月2日	のとしんきゃろットクラブ第23回定期総会開催
	8月23日	鳴和支店において献血活動の実施
	9月21日	かほく市と、若者の定住促進や子育て支援の相互協力に関する協定の締結
		鳴和支店においてマイナンバーカードの出張申請
	9月23日	集まれ、いきもの調査隊「ノトの里山里海を調査せよ！」クエスト開始（～10月31日）
	9月30日	外国為替業務終了
	10月1日	集まれ、いきもの調査隊「集まれ調査隊！高階地区を全員で調査せよ」イベント開催 集まれ、いきもの調査隊「集まれ調査隊！高階地区を全員で調査せよ」イベント開催
	10月3日	退職金専用定期預金「新生活物語」発売
	10月6日	能登SDGs市民大学2ndシーズン開講（～12月22日）
	11月19日	第9回のとじまの松林再生活動
	11月21日	「かなざわ能登くらぶ」講演会開催
	11月25日	ノトツグと事業承継の顧客紹介に関する契約の締結
	11月30日	本店営業部において七尾税務署とのインボイス制度の説明会開催
令和5年	1月27日	日本政策金融公庫金沢支店と小規模事業者の事業承継支援に関する覚書締結
	2月10日	内閣府が地方公共団体と金融機関による地域課題解決への取り組みを表彰する「第2回地方創生SDGs金融表彰」において、「なおSDGsスイッチ！」が北陸で初めての受賞
	3月1日	新たに9店舗において窓口業務の一時休業（お昼休み実施）の導入
	3月7日	石川県から森林整備活CO2吸収認証を受領（11.2トン、累計267.0CO2トン）
	3月13日	いしかわ婚活応援優秀企業表彰

— この1年のあゆみ —

令和5年	4月3日	地域貢献型定期預金の発売
	4月13日	青柏祭各町保存会に運営助成金を寄付
	4月25日	リコージャパンとデジタル化推進のための業務提携
	5月5日	令和5年奥能登地震発災
	5月8日	令和5年奥能登地震を対象としたのとしん災害復旧ローン発売（～10月31日）
		全店相談窓口設置
	5月10日	のとしんカレッジ29期生開講式
	6月1日	珠洲復興応援定期預金「がんばろう！珠洲」発売 しんきん法人ポータル「ケイエール」取り扱い開始
	6月15日	PayPayとの口座連携開始
	7月23日	珠洲市に義援金を寄付
	7月24日	のとしん災害復旧ローンの対象にかほく市付近の大雨を対象に追加（～10月31日）
	7月25日	本店営業部においてカブトムシ・クワガタムシのプレゼント実施
	8月25日	のとしんSDGs地方創生ローンの取り扱い開始
		鳴和支店において献血活動の実施
	9月1日	スマホ決済サービス「BankPay」の取り扱いを開始
	9月13日	ノトツグと事業承継に関する第1号事例締結
	9月20日	ふるさと教育応援定期預金Ⅱ（ニュー青雲の志）の発売
	10月11日	ICキャッシュカードの取扱開始
	10月16日	Hi-Co通帳の取扱開始
	10月23日	のとじまの松林除草作業
	10月25日	のとしんきゃろットクラブ定期総会開催
	11月7日	かなざわのとくらぶ開催 のとしん合同チャリティーゴルフ大会での募金を寄付
	11月11日	第29回石動山の森づくり
	12月1日	ふるさと応援定期預金（好きです！田鶴浜、好きです！中島）発売
令和6年	1月1日	令和6年能登半島地震発災
	1月2日	「災害総合対策本部」設置
	1月4日	輪島支店・穴水支店休業（～5日） 令和6年能登半島地震の災害等による相談窓口開設
	1月9日	輪島支店・穴水支店の営業再開（営業時間縮退）
		のとしん災害復旧ローン発売
	1月15日	預金調査事務電子化開始
	4月1日	ふるさと応援復興支援チーム立ち上げ

29. 店舗のごあんない

金融機関コード：1442

令和6年7月1日現在

店番	店舗名	〒	所在地	電話番号	FAX番号	ATMコーナー稼働			現金 振込	通帳 繰越
						平日	土曜	日・祝		
001	本店営業部	926-8601	七尾市 桧物町35番地	0767-52-3450	0767-53-6764	○	○	○	○	○
002	羽咋支店	925-0035	羽咋市 本町コ86番地の2	0767-22-1144	0767-22-1147	○	○	○	○	○
003	高浜支店	925-0141	羽咋郡 志賀町 高浜町ク60番地の48	0767-32-1177	0767-32-3274	○	○	○	○	○
004	富来支店	925-0446	羽咋郡 志賀町 富来地頭町8の204番地の1	0767-42-1127	0767-42-1850	○	○	×	○	○
008	川原町支店	926-0053	七尾市 上府中町ソ部3番地の1	0767-53-2229	0767-53-3748	○	○	○	○	○
009	津幡支店	929-0323	河北郡 津幡町 宇津幡ハ7番地の1	076-289-4151	076-289-4179	○	○	○	○	○
010	かしま支店	929-1721	鹿島郡 中能登町 井田め25番1	0767-76-1144	0767-76-1709	○	○	○	○	○
011	鳴和支店	920-0804	金沢市 鳴和二丁目1番5号	076-252-6255	076-252-6257	○	○	○	○	○
012	押水支店	929-1343	羽咋郡 宝達志水町 小川武部89番地の1	0767-28-4444	0767-28-4445	○	○	○	×	○
013	七塚支店	929-1172	かほく市 松浜イの65番地3	076-283-4646	076-283-4647	○	×	×	×	○
014	鹿北支店	929-2124	七尾市 白浜町76番地	0767-68-3755	0767-68-3750	○	×	×	○	○
015	和倉支店	926-0173	七尾市 石崎町ヨ部70番地の104	0767-62-4646	0767-62-4648	○	○	○	○	○
019	穴水支店	927-0027	鳳珠郡 穴水町 宇川島ソの72番地	0768-52-1110	0768-52-1537	○	×	×	○	○
020	宇ノ気支店	929-1126	かほく市 内日角四丁目14番地	076-283-3955	076-283-3957	○	○	○	○	○
022	輪島支店	928-0001	輪島市 河井町17部30番地4	0768-22-0263	0768-22-5767	○	○	○	○	○
023	久安支店	921-8164	金沢市 久安三丁目397番地	076-242-1406	076-242-2396	○	○	○	○	○
024	内灘支店	920-0271	河北郡 内灘町 宇鶴ヶ丘四丁目1番地260	076-286-4222	076-286-0354	○	○	○	○	○
032	竪町支店	921-8031	金沢市 野町二丁目4番6(野町支店内)	076-261-5188	076-261-5124	-	-	-	-	-
033	野町支店	921-8031	金沢市 野町二丁目4番6号	076-242-3610	076-242-8317	○	×	×	×	○
034	西部支店	920-0043	金沢市 長田二丁目24番36号	076-263-0311	076-263-0310	○	×	×	×	○
035	野々市支店	921-8811	野々市市 高橋町18番18号	076-246-3721	076-246-6008	○	○	○	○	○
036	森本支店	920-3114	金沢市 吉原町ハ31番1	076-258-0159	076-258-4371	○	○	○	×	○
037	八日市支店	921-8063	金沢市 八日市出町812番地	076-240-2181	076-240-7988	○	○	○	○	○
039	杜の里支店	920-1167	金沢市 もりの里二丁目97番地	076-233-2262	076-233-2172	○	○	○	×	○

七尾まごころセンター	926-8601	七尾市 桧物町35番地	0767-52-3450	0767-53-6764
七尾西まごころセンター	926-0173	七尾市 石崎町ヨ部70番地の104	0767-62-4444	0767-62-4648
羽咋まごころセンター	925-0035	羽咋市 本町コ86番地の2	0767-22-1144	0767-22-1147
河北まごころセンター	929-1126	かほく市 内日角四丁目14番地	076-283-3955	076-283-3957
金沢東まごころセンター	920-3114	金沢市 吉原町ハ31番1	076-258-0159	076-258-4371
金沢南まごころセンター	921-8164	金沢市 久安三丁目397番地	076-244-7737	076-242-2396
金沢西まごころセンター	921-8031	金沢市 野町二丁目4番6号	076-242-3610	076-242-8317

本部	926-8601	七尾市 桧物町35番地	0767-52-3450	0767-52-1305
金沢本部	920-0804	金沢市 鳴和二丁目1番5号	076-253-5111	076-253-5110

30. 店舗外現金自動機コーナーのごあんない

令和6年7月1日現在

	名称	所在地	ATMコーナー稼働			現金 振込	通帳 繰越
			平日	土曜	日・祝		
七尾市	ベイモール	七尾市 小島町 大開地1番78	○	○	○	×	×
	古府町	七尾市 古府町ヘ部35番地3	○	○	○	○	○
	ロッキー七尾店	七尾市 古府町カ31番地1	○	○	○	×	×
	小丸山	七尾市 藤橋町申55番地1	○	○	○	○	○
	公立能登総合病院	七尾市 藤橋町ア部6番4	○	○	×	○	×
羽咋市	公立羽咋病院	羽咋市 的場町 松崎24番地	○	○	×	×	×
	ロッキー羽咋店	羽咋市 石野町ロ53	○	○	○	×	×
羽咋郡	アスク	羽咋郡 志賀町 富来領家町甲26番地	○	○	○	×	×
	ロッキー志賀の郷店	羽咋郡 志賀町 末吉 鶺鴒島3-1	○	○	○	×	×
	志雄	羽咋郡 宝達志水町 志浦シ186番地	○	×	×	×	○
鹿島郡	アル・ブラザ鹿島	鹿島郡 中能登町 井田と部1番地1	○	○	○	×	×
かほく市	イオンモールかほく	かほく市 内日角タ25番	○	○	○	×	×
金沢市	木越	金沢市 木越二丁目15番地	○	○	○	×	○
	JR金沢駅	金沢市 広岡町ロ1番地	○	○	○	×	×
	イオン金沢店	金沢市 福久町二丁目58番地	○	○	○	×	×
	竪町	金沢市 竪町83番地の1	○	○	○	○	○

31. 手数料一覧

(令和6年7月1日現在)

1. 為替手数料

(1) 振込手数料

(1件につき)

区 分	振込金額	当金庫宛		他行庫宛	
		自店宛	他店宛	電信扱	文書扱
窓口扱い	3万円以上	550円	550円	880円	660円
	3万円未満	330円	330円	660円	440円
ATM 振込	3万円以上	440円	440円	770円	
	3万円未満	220円	220円	550円	
FAX振込	3万円以上	440円	440円	660円	
	3万円未満	220円	220円	495円	
個人IB・法人IB・FBサービス	3万円以上	220円	220円	440円	
	3万円未満	110円	110円	385円	
HB サービス	3万円以上	220円	220円	550円	
	3万円未満	110円	110円	440円	
自動振込	3万円以上	220円	330円	660円	
	3万円未満	110円	110円	440円	

※ 文書扱は、振込通知書等の付帯物件がある場合のみの取扱いとなります。

※ 総合振込依頼書、USBメモリ等電子媒体の持込みは窓口扱いとなります。

■ 次の振込に該当の場合は、振込手数料を無料とします。(ATM振込は対象外です)

区 分	振込資金	振込依頼人
子どもの教育資金	入学金・授業料・受験料に限定	子ども本人、親・親権者
消費性資金	事業性資金を除く	プレミアム・パスポート裏面記載の何れかの方

※ プレミアム・パスポートは「子育てにやさしい企業推進協議会」発行で有効期限内のものに限ります。(呈示が必要)

(2) 給与振込手数料

(1件につき)

受付区分	振込先区分	手 数 料
所定時限内の受付	当金庫宛	無 料
	他行庫宛(窓口扱い)	220円
	他行庫宛(窓口扱い以外)	110円
所定時限外の受付		振込扱い

※ 所定時限外は上記(1)振込手数料扱いとなります。

(3) 送金手数料

(1件につき)

送 金 先 区 分		手 数 料
当金庫宛		440円
他行庫宛	普通扱い	660円
	至急扱い	880円

(4) 代金取立手数料

(1枚につき)

取 立 区 分	手 数 料
電子交換	660円
個別取立	1,100円

※ 店頭入金可能な手形・小切手は無料です。

※ 個別取立は、電子交換所に参加していない金融機関宛の手形・小切手などの郵送対応が必要なものが対象です。

(5) その他の手数料

(1件・1通につき)

取扱区分		手数料
不渡手形・小切手返却料		660円
取立手形組戻料		660円
取立手形窓口呈示料		660円
送金・振込の組戻料		660円
地方税取扱手数料	石川県内	無料
	上記以外	440円

2. ATM利用手数料(入金、出金)

(1回につき)

キャッシュカードの種類	利用時間		手数料	手数料
				お借入れ額 またはご返済額が1万円 以下の場合
〔信用金庫カード〕 北陸三県内に 本店を置く信用金庫	ATM稼働時間内		無料	無料
	〔信用金庫カード〕 北陸三県外に 本店を置く信用金庫 および 北陸銀行のカード	平日	8:00 ~ 8:45	110円
8:45 ~ 18:00			無料	無料
18:00 ~			110円	110円
土曜日		9:00 ~ 14:00	無料	無料
		14:00 ~	110円	110円
日曜日・祝日	9:00 ~	110円	110円	
上記以外の 他行カード	平日	8:00 ~ 8:45	220円	110円
		8:45 ~ 18:00	110円	110円
		18:00 ~	220円	110円
	土曜日	9:00 ~ 14:00	110円	110円
		14:00 ~	220円	110円
	日曜日・祝日	9:00 ~	220円	110円

3. 発行手数料

(1) 証明書等発行手数料

区分	単位	手数料
残高証明書	都度発行・継続発行	1通 550円
	監査法人向け発行	1通 3,300円
融資可能証明書	1通	11,000円
利息支払証明書	1通	550円
その他証明書	1通	440円
債務保証書(新規・変更)	1通	2,200円
質権設定承諾書	1通	5,500円
取引履歴明細表	依頼日から2か月以内	1科目 無料
	依頼日から2か月超	1科目 550円

(2) 再発行手数料

区分	単位	手数料
各種カード	1枚	2,200円
当座預金入金帳	1冊	2,200円
証書	1枚	2,200円
通帳	1冊	無料

4. 用紙代

区 分	単 位	手 数 料
署名鑑登録・変更	1 回	5,500円
小切手帳	1 冊	2,200円
約束手形・為替手形帳	1 冊	2,200円
自己宛小切手用紙	1 枚	550円
借入専用手形用紙	1 枚	550円
入金控帳	1 冊	6,600円

5. 金庫関係手数料

種 類	単 位	手 数 料
貸金庫利用	小型	年 額 6,600円
	中型	年 額 9,240円
	大型	年 額 13,200円
夜間金庫利用	月 額	4,400円

6. 両替手数料・金種指定出金手数料

(1回につき)

窓 口			両 替 機		
枚数区分		手数料金額	枚数区分		手数料金額
1枚 ~ 10枚	1日1回	無 料	1枚 ~ 100枚	1日1回	無 料
	2回目以降	220円		2回目以降	200円
11枚 ~ 50枚		220円	101枚 ~ 250枚		200円
51枚 ~ 300枚		330円	251枚 ~ 500枚		300円
301枚 ~ 1,000枚		660円	501枚 ~ 750枚		400円
以降500枚毎に		330円加算			

※ 両替のご持参・受取りのいずれか多い方の枚数が基準となります。

※ 金種指定出金は、「1万円札を除く紙幣+硬貨の合計枚数」を基準とします。ただし、新券を指定した1万円札は合計枚数に含めず。

※ 1日に複数回や実質同一の顧客から複数の依頼がある場合は、1回とみなして合計枚数に応じた手数料をいただきます。

※ 新券、汚損現金、記念硬貨も枚数の対象となります。

7. 大量硬貨入金手数料

(1回につき)

枚数区分	手数料金額
1枚 ~ 50枚	無 料
51枚 ~ 300枚	330円
301枚 ~ 1,000枚	660円
以降500枚毎に	330円加算

※ 大量硬貨による取引(預入、振込、納税等)は、大量硬貨入金手数料の対象となります。

※ 1日に複数回や実質同一の顧客から複数の依頼がある場合は、1回とみなして合計枚数に応じた手数料をいただきます。

8. 伝票処理事務手数料

1日あたりの処理伝票枚数	手数料金額
1枚 ~ 10枚	無 料
11枚以上	1,100円

※ 入金、出金、振込伝票の合計枚数となります。

9. 口座管理手数料

種 類	単 位	手 数 料
未利用口座管理手数料	年 額	1,320円
個人向け国債口座管理手数料	年 額	無 料

10. 信託手数料

種 類	手 数 料
新規契約時	信託金額 × 1.10% (上限55,000円)
追加信託の場合	追加信託金額 × 1.10% (上限33,000円)

※ 当金庫で年金をお受取の場合、または信託金が当金庫へ入金となる場合は、手数料を20%割引します。

11. 融資関係手数料

種 類		単 位	手 数 料	
不動産担保	新規	設定(事業性資金)	3,000万円以下 33,000円 3,000万円超 1億円以下 55,000円 1億円超 77,000円	
		設定(消費性資金)	33,000円	
	変更	追加設定	1 件	33,000円
		一部抹消	1 件	
極度変更		1 件		
順位変更		1 件		
動産・債権担保	新規設定	1 件	33,000円	
	抹消	1 件	16,500円	
一部繰上償還	消費性資金(有担保)		5,500円	
	住宅ローン	固定金利・変動金利型	5,500円	
		固定金利特約期間中	33,000円	
	事業性資金		33,000円	
全額繰上償還	消費性資金(有担保)		5,500円	
	住宅ローン	固定金利・変動金利型	11,000円	
		固定金利特約期間中	33,000円	
	事業性資金		33,000円	
条件変更	証書貸付	消費性資金	11,000円	
		事業性資金	33,000円	
	事業者カードローン、一般当座貸越		22,000円	
固定金利特約	住宅ローン(再設定時)	1 件	11,000円	
フラット35の取扱い		1 件	33,000円	

※ 根抵当権設定の場合は、根抵当権極度額を基準とします。

※ 動産担保、債権担保を同時に設定する場合は、それぞれの設定が手数料の対象となります。

※ 同時に複数の証書貸付の条件変更がある場合は99,000円(3件分)を上限とします。

債務引き受けの変更は条件変更手数料の対象となり、本数に拘らず33,000円となります。

12. 住宅ローン等取扱手数料

種 類	単 位	手 数 料
住宅ローン取扱手数料	機関保証付	33,000円
	上記以外	ご融資金額×0.33%
全国保証(株)保証付【保証会社手数料】	1 件	55,000円

※ 住宅ローン取扱手数料の上限を110,000円とします。

※ 全国保証(株)保証付住宅ローンの取扱い時は88,000円(33,000円+55,000円)となります。

13. サービス手数料

種 類	単 位	手 数 料
法人インターネットバンキング	月 額	2,200円
インターネットバンキング	月 額	無料
FAX振込	月 額	1,650円
FB (ファームバンキング)	月 額	2,200円
HB (ホームバンキング)	月 額	1,100円
アンサーサービス	月 額	330円
デビットカード加盟店	端末料	660円
	取引手数料	取引金額の2% (上限300円 下限20円)
口座振替手数料	帳票持込み	220円
	上記以外	110円
株式・出資の払込	1,000万円未満	11,000円
	3,000万円未満	22,000円
	3,000万円以上	33,000円

※ HB、FBには別途アンサーサービス契約が必要となります。

14. 開示手数料

開示方法区分		単 位	手 数 料	
窓口交付	基本情報	1 通	550円	
	加算項目	取引残高情報	1 回	1,100円
		取引履歴情報		
上記以外の情報				
郵送による場合		窓口交付に加算	550円	

※ 相続預金に関する取引履歴等の情報は、上記開示手数料となります。

※ 基本情報で開示できる情報は、「氏名」「住所」「生年月日」「電話番号」「勤務先(勤務先名または職業・電話番号)」です。

※ 取引残高情報で開示できる情報は、「預金残高」「借入残高」「出資金」「国債残高」「投信残高(口数)」「信託」です。

15. でんさいネット利用手数料

(1) 月額利用手数料

利用内容区分	手 数 料
(債権者)利用限定特約のお客様 (でんさいの譲渡・分割譲渡の利用は可能。発生請求は利用不可)	無 料
(債務者)としてご利用のお客様 (でんさいの発生請求、譲渡、分割譲渡の利用が可能)	無 料

(2) 各記録請求1件あたりの手数料

手数料の種類	手数料金額(インターネット)		手数料金額(書面)		対象の お客様
	当金庫宛	他行庫宛	当金庫宛	他行庫宛	
発生・譲渡・分割譲渡 等の記録請求	330円		880円	1,100円	記録請求者
口座入金	無 料		無 料		口座名義者
通常開示	無 料		1,100円		開示請求者
特例開示	—		3,300円		
残高の開示(残高証明)	—		4,400円(都度発行方式) 2,200円(定例発行方式)		
その他(変更 取消等)	330円		2,200円		依頼者

※ その他は、変更、決済中止、訂正・回復、支払不能通知、支払不能通知の取り消し

16. 代金回収サービス(HSK)ネット

種 類	単 位	手 数 料	
利用料	月 額	550円	
振替手数料	地域ネット	1 件	110円
	全国ネット	1 件	165円
取扱手数料(取りまとめ口座への入金処理)	1 回	440円	

※ 請求データが発生しなかった月は、利用料が免除となります。

※ 地域ネット:石川県内に本店を置く提携金融機関

17. インボイス関連手数料

種 類	単 位	手数料金額	
インボイス発行手数料	電子交付	1回	無 料
	窓口交付	1回	550円

○ すべての手数料には、消費税が含まれています。

○ 詳細につきましては、窓口でご確認ください。

○ 各種証明書および開示情報等で郵送の場合は、別途郵送料が必要となります。

手数料一覧に記載されている手数料については、経済情勢等の変動により変更することがあります。

資料編

目次

< 業績の概要 >

1. 財務諸表

(1)貸借対照表	46～52
(2)損益計算書	53～54
(3)剰余金処分計算書	54
独立監査人の監査報告書謄本	55
監査報告書謄本	55

2. 預金業務

(1)流動性預金、定期性預金、譲渡性預金 その他の預金の平均残高	56
(2)固定金利定期預金、変動金利定期預金及び その他の区分ごとの定期預金の残高	56

3. 融資業務

(1)手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の 平均残高	56
(2)固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の 残高	56
(3)①担保の種類別の貸出金残高	56
②担保の種類別の債務保証見返額	57
(4)用途別の貸出金残高	57
(5)預貸率の期末値及び期中平均値	57
(6)業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に 占める割合	57

4. 有価証券

(1)商品有価証券の種類別の平均残高	58
(2)有価証券の種類別の残存期間別残高	58
(3)有価証券の種類別の期末残高及び平均残高	58
(4)預証率の期末値及び期中平均値	58

5. 時価情報

(1)有価証券	59～60
(2)金銭の信託	60
(3)デリバティブ取引	60

6. 経営内容

(1)経常収益	61
(2)経常利益	61
(3)当期純利益	61
(4)出資総額及び出資総口数	61
(5)純資産額	61
(6)総資産額	61
(7)預金積金残高	61
(8)貸出金残高	61
(9)有価証券残高	61
(10)単体自己資本比率	61
(11)出資に対する配当金	61
(12)職員数	61
(13)資金運用収支、役務取引等収支、その他業務収支、 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務 純益、コア業務純益及びコア業務純益（投資信託 解約損益を除く）	61～62
(14)資金運用勘定並びに資金調達勘定の 平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	62
(15)受取利息及び支払利息の増減	62
(16)利益率	62

< 連結情報 >

1. 金庫及び子会社等の概況

(1)主要な事業内容及び子会社等の概要	63
(2)子会社等の状況	63
(3)事業の概況	63

2. 財産の状況

(1)財務諸表	64～71
(2)経営内容	71
(3)信用金庫法開示債権（リスク管理債権）の状況	71
(4)連結セグメント情報	71

3. 自己資本充実の状況（連結に関する事項）

.....	72～76
-------	-------

業 績 の 概 要

1. 財務諸表

(1)貸借対照表

(資産の部)

(単位：千円)

科 目	令和4年度 (令和5.3.31現在)	令和5年度 (令和6.3.31現在)
(資産の部)		
現金	3,371,685	2,979,163
預 け 金	90,685,822	71,933,290
金融機関貸付等	—	—
買入金銭債権	1,101,826	1,058,492
金銭の信託	—	—
有価証券	83,447,394	90,846,572
国債	9,679,700	12,145,785
地方債	17,758,331	17,725,907
社債	29,625,735	29,703,119
株式	532,247	1,831,830
その他の証券	25,851,380	29,439,930
貸出金	177,370,082	177,474,982
割引手形	265,839	203,337
手形貸付	5,089,390	5,182,278
証書貸付	153,130,582	153,086,240
当座貸越	18,884,270	19,003,125
その他の資産	1,860,323	2,363,941
未決済為替貸	55,408	108,163
信金中金出資	1,400,600	1,860,600
前払費用	5,111	2,979
未収収益	274,190	280,342
その他の資産	125,012	111,856
有形固定資産	2,500,564	2,348,782
建物	465,966	430,638
土地	1,656,391	1,545,231
リース資産	169,400	134,068
建設仮勘定	—	—
その他の有形固定資産	208,806	238,843
無形固定資産	97,488	98,710
ソフトウェア	65,673	68,671
リース資産	5,165	3,394
その他の無形固定資産	26,649	26,645
繰延税金資産	568,713	1,057,176
債務保証見返	4,443,711	4,369,829
貸倒引当金	△1,891,230	△6,706,946
(うち個別貸倒引当金)	(△1,514,873)	(△5,820,198)
資産の部合計	363,556,382	347,823,996

(負債及び純資産の部)

(単位：千円)

科 目	令和4年度 (令和5.3.31現在)	令和5年度 (令和6.3.31現在)
(負債の部)		
預 金 積 金	334,390,869	329,839,231
当座預金	3,540,564	3,878,497
普通預金	158,225,023	168,236,816
貯蓄預金	220,352	216,873
通知預金	936,934	909,331
定期預金	163,392,640	149,121,266
定期積金	6,864,490	6,194,377
その他の預金	1,210,864	1,282,067

借 用 金	7,533,314	300,323
借 入 金	7,533,314	300,323
そ の 他 の 負 債	775,625	833,546
未 決 済 為 替	101,239	194,890
未 払 費 用	177,922	158,957
給 付 補 填 備 金	1,500	1,076
未 払 法 人 税 等	93,977	123,114
前 受 収 益	13,851	11,579
払 戻 未 済 金	6,657	4,992
職 員 預 り 金	116,553	115,236
リ ー ス 債 務	191,828	154,590
資 産 除 去 債 務	10,465	10,564
そ の 他 の 負 債	61,629	58,543
賞 与 引 当 金	81,667	78,237
役 員 賞 与 引 当 金	7,595	7,668
退 職 給 付 引 当 金	320,674	316,812
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	194,949	103,752
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	13,462	5,307
偶 発 損 失 引 当 金	25,790	35,376
債 務 保 証	4,443,711	4,369,829
負 債 の 部 合 計	347,787,659	335,890,117
(純資産の部)		
出 資 金	735,813	730,815
普 通 出 資 金	735,813	730,815
優 先 出 資 金	—	—
優 先 出 資 申 込 証 拠 金	—	—
資 本 剰 余 金	—	—
利 益 剰 余 金	18,776,016	14,902,342
利 益 準 備 金	742,470	735,813
そ の 他 利 益 剰 余 金	18,033,545	14,166,529
特 別 積 立 金	17,677,580	17,877,580
(経営安定化特別積立金)	(1,500,000)	(1,500,000)
当 期 未 処 分 剰 余 金 又 は	355,965	△3,711,050
当 期 未 処 分 損 失 金 (△)		
(当 期 純 利 益 又 は	(203,315)	(△3,859,300)
当 期 純 損 失 (△))		
処 分 未 済 持 分	△16,659	△20,169
会 員 勘 定 合 計	19,495,169	15,612,988
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△3,726,446	△3,679,074
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△3,726,446	△3,679,074
純 資 産 の 部 合 計	15,768,723	11,933,914
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	363,556,382	347,823,996

注記事項（令和6年3月期）

- 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 20年～50年（税法基準の160%の償却率による） その他 3年～20年
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（令和4年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類したうえで、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上し、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。
破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、融資管理部（営業関連部署）が資産査定を実施し、当該部署から独立した業務監査部（資産査定部署）が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額（部分直接償却）しており、その金額は683百万円

であります。

また、令和 6 年能登半島地震により直接あるいは間接的に被害を被った債務者の実態、及び担保物件を再評価した結果を当期の自己査定に反映させて貸倒引当金を計上しております。これに伴う貸倒引当金の計上額は、4,484 百万円です。

7. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
8. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
9. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第 25 号「退職給付に関する会計基準の適用指針」に定める簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。

また、当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

- (1) 制度全体の積立状況に関する事項(令和 5 年 3 月 31 日現在)

①年金資産の額	1,680,937 百万円
②年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,770,192 百万円
③差引額	△89,255 百万円
- (2) 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和 5 年 3 月分) 0.228 %
- (3) 補足説明

上記①の差引額の要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高 147,969 百万円および別途積立金は 58,714 百万円です。

本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間 19 年 0 カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金 41 百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、あらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記(2)の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
11. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
12. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
13. 役務取引等収益は、役務提供の対価として收受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から收受する受入手数料であり、送金、代金取立等内国為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。

為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。

14. 固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他資産」に計上し、5 年間で均等償却を行っております。
15. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 6,706 百万円

(上記のうち令和 6 年能登半島地震による直接あるいは間接に被害を被った債務者に対する引当金 4,484 百万円)

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として 6. に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

また、令和 6 年能登半島地震により発生した直接および間接被害は地域産業に大きな影響を及ぼしており、債務者の実態等を合理的に判断できる範囲内において可能な限り自己査定に反映させております。

なお、令和 6 年能登半島地震による影響は当分の間継続するものと仮定して見積もっております。当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

16. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 5,026 百万円
17. 子会社等の株式又は出資金の総額 10 百万円
18. 子会社等に対する金銭債務総額 55 百万円
19. 有形固定資産の減価償却累計額 3,802 百万円
20. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債券は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第 2 条第 3 項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 5,016 百万円

危険債権額 11,969 百万円

三月以上延滞債権額 26 百万円

貸出条件緩和債権額 259 百万円

合計額 17,271 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

21. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、203 百万円です。

22. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 34,682 百万円

担保資産に対応する債務はありません。

上記のほか、為替決済取引等の担保として、預け金 8,512 百万円を差し入れております。

23. 出資 1 口当たりの純資産額 1,111 円 18 銭

24. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、貸出金事業管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資管理部により行われ、その状況については定期的にALM委員会、常勤理事会に報告しております。また、大口融資先の与信管理については常勤理事会および理事会に審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、リスク管理規程・要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定された方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。総務部において、金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的に理事会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、投資している有価証券内に内包している変動額を為替相場が 10%円高へ進行した場合を想定し、時価の変動額を把握し、管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用基準及びリスク管理規程・要領に従い行われております。

このうち、総務部では市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資権限の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。総務部で保有している株式の多くは、値上がりした場合に売却益を計上する目的で保有しており、日々市場環境や保有銘柄の財務内容等をモニタリングしております。

これらの情報は総務部を通じ、理事会及び常勤理事会、ALM委員会に定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「有価証券」のうち債権、市場価格のある株式及び投資信託の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間1年、信頼区分99%、観測期間5年)により算出しており、令和6年3月31日(当事業年度の決算日)現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で3,148百万円です。

なお、当金庫では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを実行しており、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金及び借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

25. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(時価の算定方法については(注1)参照) なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。

((注2)参照) また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位: 百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	71,933	72,171	237
(2) 有価証券	90,527	90,376	△150
売買目的有価証券	—	—	—
満期保有有価証券	8,418	8,267	△150
その他有価証券	82,108	82,108	—
(3) 貸出金(*1)	177,474	—	—
貸倒引当金(*2)	△6,706	—	—
	170,768	172,108	1,340
金融資産計	333,228	334,656	1,428
(1) 預金積金(*1)	329,839	328,930	△909
(2) 借入金(*1)	300	339	39
金融負債計	330,139	329,269	△869

(*1) 預け金、貸出金、預金積金及び借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利(TONA、スワップレート)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については 26. から 27. に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(TONA、スワップレート)で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。

また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は市場金利(TONA、スワップレート)を用いております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利(TONA、スワップレート)で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注 2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式 (*1)	10
関連法人等株式 (*1)	—
非上場株式 (*1)	247
組合出資金 (*2)	61
合 計	319

(*1) 子会社・子法人等株式、関連法人等株式及び非上場株式については、企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和 2 年 3 月 31 日) 第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第 31 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和 3 年 6 月 17 日) 第 24-16 項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注 3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

26. 金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

レベル 1 の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算出した時価

【主な分類商品】上場株式、投資信託、国債等の取引市場に上場されている商品等で、取引量が活発なものを分類しております。

レベル 2 の時価：レベル 1 のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算出した時価

【主な分類商品】地方債、社債(上場企業等)等の、非上場であっても市場金利による割引等で時価を算定可能な商品や、取引市場に上場されているものの、取引量が活発でない商品などを分類しております。

レベル 3 の時価：重要な観察できないインプットを使用して算出した時価

【主な分類商品】外国証券、投資信託等で、流動性が低いものや、信用スプレッドの重要性が高いものなど、算定にあたって用いる前提によって、時価が変動しやすい商品を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債 (単位：百万円)

区 分	時 価			合計
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	
買入金銭債権	—	—	1,058	1,058
金銭の信託	—	—	—	—
有価証券(その他有価証券)	14,428	64,849	2,830	82,108
うち株式	1,574	—	—	1,574
国債	9,220	—	—	9,220
地方債	—	16,030	—	16,030
社債	—	28,105	—	28,105
その他の証券	3,634	20,712	2,830	27,178
その他	—	—	—	—
金融資産計	14,428	64,849	3,889	83,167
デリバティブ取引	—	—	—	—
デリバティブ取引計	—	—	—	—

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

当金庫では、時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債のうち、預け金、貸出金、預金積金、借入金等については、「金融商品の時価等に関する事項」の注記において、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を使用しているため、時価のレベルごとの内訳の開示の対象としておりません。

また、上記以外の時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債についても重要性が乏しいため、時価のレベルごとの内訳の開示を省略しております。

(注 4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金(*1)	10,007	25,125	6,500	12,800
有価証券	5,808	14,577	16,888	31,905
満期保有目的の債券	—	500	5,764	2,153
その他有価証券のうち満期があるもの	5,808	14,077	11,124	29,751
貸出金(*2)	28,140	59,309	43,220	25,320
合 計	43,956	99,012	66,609	70,026

(*1) 預け金のうち、期間の定めがないものは含めておりません。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(*)	307,658	21,273	906	—
借入金	31	125	128	14
合計	307,690	21,398	1,035	14

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

27. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」が含まれております。以下、28まで同様であります。

売買目的有価証券

該当なし

満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	500	503	3
	社債	500	507	7
	その他	—	—	—
	小計	1,000	1,010	10
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	2,925	2,885	△40
	地方債	1,195	1,189	△5
	社債	1,097	1,084	△13
	その他	2,200	2,098	△101
	小計	7,418	7,256	△161
合計		8,418	8,267	△150

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当なし

その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,203	987	216
	債券	11,302	11,249	53
	国債	—	—	—
	地方債	6,433	6,404	28
	社債	4,869	4,844	24
	その他	7,319	6,611	707
	小計	19,825	18,848	977
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	370	384	△13
	債券	42,054	44,839	△2,785
	国債	9,220	10,405	△1,185
	地方債	9,597	10,358	△760
	社債	23,236	24,075	△838
	その他	19,858	21,716	△1,857
	小計	62,283	66,939	△4,656
合計		82,108	85,787	△3,679

28. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります

(単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
株式	880	84	△21
債券	200	0	—
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
社債	200	0	—
その他	2,487	212	△178
合計	3,567	296	△199

29. 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	—	—

30. 満期保有目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
満期保有目的の金銭の信託	—	—	—	—	—

(注) 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

31. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、62,566百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが23,086百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申込を受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項がつけられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

32. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
減価償却超過額	124 百万円
退職給付引当金	87 百万円
貸出金有税償却額	163 百万円
貸倒引当金(有税額)	1,662 百万円
賞与引当金	21 百万円
その他	238 百万円
繰延税金資産小計	2,299 百万円
評価性引当額	△1,241 百万円
繰延税金資産合計	1,057 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	— 百万円
資産除去債務	0 百万円
繰延税金負債合計	0 百万円
繰延税金資産(負債)の純額	1,057 百万円

33. 企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」(令和 2 年 3 月 31 日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、以下のとおりであります。

顧客との契約から生じた債権 3 百万円

34. 当事業年度において、令和 6 年 1 月 1 日に発生した令和 6 年能登半島地震により特に大きな被害を受けた破綻懸念先債権の一部の債務者をグルーピングし、今後 3 年間の予想損失額を見込んで、貸倒引当金を追加計上しております。この見積もりの変更により当事業年度末の貸倒引当金は 343 百万円増加し、当事業年度の経常損失及び税引前当期純損失が 343 百万円増加しております。

(2)損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和4年度 (令和4.4.1~令和5.3.31)	令和5年度 (令和5.4.1~令和6.3.31)
経常収益	3,886,928	4,264,112
資金運用収益	3,410,669	3,464,137
貸出金利息	2,435,033	2,391,784
預け金利息	138,594	247,184
有価証券利息配当金	705,844	693,201
その他の受入利息	131,196	131,966
役務取引等収益	409,391	408,404
受入為替手数料	140,060	135,500
その他の役務収益	269,331	272,903
その他業務収益	27,272	36,512
外国為替売買益	1,025	—
国債等債券売却益	—	200
国債等債券償還益	331	4,767
その他の業務収益	25,916	31,545
その他経常収益	39,594	355,057
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	11,095	9,497
株式等売却益	20,798	296,699
金銭の信託運用益	—	—
その他の経常収益	7,700	48,861
経常費用	3,546,551	8,306,308
資金調達費用	31,689	34,862
預金利息	17,356	21,506
給付補填備金繰入額	539	377
借入金利息	7,944	7,133
その他の支払利息	5,849	5,844
役務取引等費用	301,454	283,918
支払為替手数料	52,825	51,195
その他の役務費用	248,629	232,722
その他業務費用	16,019	100,522
外国為替売却損	—	—
国債等債券売却損	—	98,041
国債等債券償還損	13,296	808
国債等債券償却	—	—
その他の業務費用	2,722	1,673
経費	2,834,522	2,830,414
人件費	1,671,467	1,619,241
物件費	1,055,279	1,099,811
税金	107,776	111,361
その他経常費用	362,865	5,056,591
貸倒引当金繰入額	245,662	4,911,686
貸出金償却	51,609	2,527
株式等売却損	25,930	102,095
株式等償却	—	590
金銭の信託運用損	—	—
その他資産償却	2,265	5,152
その他の経常費用	37,398	34,539
経常利益又は経常損失(△)	340,376	△4,042,196
特別利益	—	—
固定資産処分益	—	—
その他の特別利益	—	—
特別損失	5,254	117,503
固定資産処分損	2,139	670
減損損失	3,114	116,832
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失(△)	335,121	△4,159,700
法人税、住民税及び事業税	160,571	188,063
法人税など調整額	△28,765	△488,463
法人税等合計	131,805	△300,399
当期純利益又は 当期純損失(△)	203,315	△3,859,300
繰越金(当期首残高)	152,649	148,249
当期末処分剰余金又は 当期末処分損失金(△)	355,965	△3,711,050

注記事項（令和6年3月期）

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社との取引による収益総額 13,934千円
子会社との取引による費用総額 89,807千円
- 出資1口当たりの当期純損失金額 268円48銭
- 当期において、以下の固定資産等について減損損失を計上しております。

(単位：千円)

場所	用途	種類	減損損失
七尾市内	所有不動産	土地	2,285
鹿島郡内		土地	359
七尾市内	事業用資産	土地	60,336
		建物	2,777
		動産	250
鳳珠郡内		土地	805
輪島市内		土地	34,959
金沢市内		土地	11,644
河北郡内	土地	3,414	
合計			116,832

減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）、遊休資産については、各々1つの単位でグルーピングを行っております。また、本部、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

遊休資産については、継続的な地価の下落等により投資額の回収が困難と見込まれるため、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、土地の正味売却価額は路線価等に基づき算定しております。

事業用資産については、収益性が著しく低下していることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、減損損失の測定に使用した回収可能価額は土地の正味売却価額であり、土地の正味売却価額は路線価等に基づき査定しております。

- 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。

(3) 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
	(令和4.4.1～令和5.3.31)	(令和5.4.1～令和6.3.31)
当期末処分剰余金又は 当期末処分損失金(△)	355,965	△3,711,050
積立金取崩額	—	—
特別積立金取崩額	—	3,900,000
利益準備金限度超過取崩額	6,657	—
剰余金処分額	214,373	14,316
利益準備金	—	—
普通出資に対する配当金	(年2%) 14,373	(年2%) 14,316
優先出資に対する配当金	—	—
事業の利用分量に対する配当金	—	—
特別積立金	200,000	—
繰越金(当期末残高)	148,249	174,632

注記事項

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

※令和4年度及び令和5年度の貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2の規定に基づき、監査法人の監査を受けております。

令和5年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）の適正性及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和6年6月21日

のと共栄信用金庫

理事長

鈴木 正俊

独立監査人の監査報告書

令和6年5月29日

のと共栄信用金庫
理事会 御中

太陽有限責任監査法人

北陸事務所

指 定 有 限 責 任 社 員	公 認 会 計 士	尾 川 克 明	Ⓔ
業 務 執 行 社 員			
指 定 有 限 責 任 社 員	公 認 会 計 士	南 波 洋 行	Ⓔ
業 務 執 行 社 員			

<計算書類等監査>

監査意見

当監査法人は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、のと共栄信用金庫の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第109期事業年度の剰余金処分案を除く計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び注記並びにその附属明細書（以下、これらの監査の対象書類を「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、金庫から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容は、業務報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通過し、通過の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りがあるかどうかに注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。すなわち、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することにある。

また、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、金庫は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監事に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<剰余金処分案に対する意見>

剰余金処分案に対する監査意見

当監査法人は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、のと共栄信用金庫の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第109期事業年度の剰余金処分案について監査を行った。

当監査法人は、上記の剰余金処分案が法令及び定款に適合しているものと認める。

剰余金処分案に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、法令及び定款に適合した剰余金処分案を作成することにある。

監事の責任は、剰余金処分案作成における理事の職務の執行を監視することにある。

剰余金処分案に対する監査人の責任

監査人の責任は、剰余金処分案が法令及び定款に適合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

金庫と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

監事の監査報告書謄本

監査報告書

私たち監事は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第109期事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査基準に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針、監査計画等に従い、理事、内部監査部門その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部・本支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子法人等の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子法人等から事業の報告を受けました。

業務報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他信用金庫及びその子法人等から成る集団の業務の適正を確保するために必要なものとして信用金庫法施行規則第23条に定める体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（信用金庫法施行規則第33条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る業務報告並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案）及び各々の附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 業務報告等の監査結果

- ①業務報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、信用金庫の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する業務報告の記載内容及び理事の職務執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和6年5月29日
のと共栄信用金庫監事会

常勤監事 宮本明 Ⓔ 監事 池水龍一 Ⓔ
監事 吉川外喜男 Ⓔ

(注) 監事 池水龍一は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事であります。

2. 預金業務

(1) 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、その他の預金の平均残高 (単位：百万円)

		令和4年度	令和5年度
流	動	159,434	166,212
	うち有利利息預金	142,694	148,689
定	期	169,605	167,090
	うち固定金利定期預金	162,229	160,636
	うち変動金利定期預金	10	9
そ	の	896	895
	計	329,936	334,198
譲	渡	—	—
合	計	329,936	334,198

(注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

固定金利定期預金：預入時に満期日までの金利が確定する定期預金

変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

(2) 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高

(単位：百万円)

		令和4年度	令和5年度
定	期	163,392	149,121
	固定金利定期預金	163,383	149,111
	変動金利定期預金	9	9
	そ	—	—
	の		
	他		

3. 融資業務

(1) 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高 (単位：百万円)

		令和4年度	令和5年度
手	形	4,840	5,251
証	書	155,405	153,349
当	座	16,640	17,825
割	引	298	237
合	計	177,184	176,664

(2) 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高

(単位：百万円)

		令和4年度	令和5年度
貸	出	177,370	177,474
	うち変動金利	55,438	55,408
	うち固定金利	121,931	122,066

(3) 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額

① 貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

		令和4年度	令和5年度
当	金	922	846
有	価	—	—
動	産	—	—
不	動	21,539	21,131
そ	の	—	—
	他		
	計	22,461	21,978
信	用	46,100	47,691
保	証	18,004	17,046
信	用	90,803	90,759
合	計	177,370	177,474

②債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
当金庫預金積金	0	0
有価証券	—	—
不動産	—	—
不動産	2,038	2,444
その他	—	—
計	2,039	2,445
信用保証協会・信用保険	—	—
保証	87	29
信用	2,317	1,894
合計	4,443	4,369

(4)使途別の貸出金残高

(単位：百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	80,121	45.17%	79,672	44.89%
運転資金	97,248	54.83%	97,802	55.11%
合計	177,370	100.00%	177,474	100.00%

(5)預貸率の期末値及び期中平均値

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
貸出金(期末残高)(A)	177,370	177,474
預金(期末残高)(B)	334,390	329,839
預貸率	(A / B)	53.04%
	期中平均	53.70%

(注) 預金には定期積金を含んでおります。

(6)業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合

(単位：百万円)

	令和4年度			令和5年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	373	13,875	7.82%	344	14,418	8.12%
農業、林業	49	831	0.46%	43	848	0.47%
漁業	26	228	0.12%	24	185	0.10%
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—%	—	—	—%
建設業	832	16,269	9.17%	816	16,693	9.40%
電気・ガス・熱供給・水道業	32	614	0.34%	27	555	0.31%
情報通信業	9	84	0.04%	9	143	0.08%
運輸業、郵便業	99	3,737	2.10%	101	3,959	2.23%
卸売業、小売業	541	12,476	7.03%	531	11,977	6.74%
金融業、保険業	19	8,344	4.70%	20	10,358	5.83%
不動産業	466	23,065	13.00%	460	22,946	12.92%
物品賃貸業	8	388	0.21%	7	364	0.20%
学術研究、専門・技術サービス業	102	5,152	2.90%	102	5,096	2.87%
宿泊業	64	6,389	3.60%	60	6,280	3.53%
飲食業	492	7,562	4.26%	478	7,293	4.10%
生活関連サービス業、娯楽業	279	3,604	2.03%	272	3,592	2.02%
教育、学習支援業	27	840	0.47%	28	883	0.49%
医療・福祉	144	5,556	3.13%	138	5,362	3.02%
その他サービス	327	9,600	5.41%	325	9,317	5.24%
小計	3,889	118,621	66.87%	3,785	120,276	67.77%
地方公共団体	17	26,126	14.72%	17	25,238	14.22%
個人(住宅・消費・納税資金等)	9,180	32,621	18.39%	8,638	31,959	18.00%
合計	13,086	177,370	100.00%	12,440	177,474	100.00%

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

4. 有価証券

(1)商品有価証券の種類別の平均残高

該当ありません。

(2)有価証券の種類別の残存期間別残高

(単位：百万円)

		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
令和4年度	国債	—	—	—	—	—	9,679	—	9,679
	地方債	1,508	6,182	—	—	159	9,907	—	17,758
	短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
	社債	1,881	4,611	385	8,338	4,676	9,732	—	29,625
	株式	—	—	—	—	—	—	532	532
	外国証券	99	1,003	197	2,085	—	1,827	13,594	18,807
	その他証券	335	49	1,308	2,146	376	—	2,828	7,043
令和5年度	国債	—	—	—	—	1,566	10,578	—	12,145
	地方債	3,538	2,608	547	241	5,125	5,664	—	17,725
	短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
	社債	2,369	2,280	4,131	8,994	10,698	1,228	—	29,703
	株式	—	—	—	—	—	—	1,831	1,831
	外国証券	—	902	687	1,500	201	1,624	15,297	20,212
	その他証券	—	791	2,866	410	560	—	4,598	9,227

(3)有価証券の種類別の期末残高及び平均残高

(単位：百万円)

区分	令和4年度		令和5年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国債	9,679	9,960	12,145	12,260
地方債	17,758	19,630	17,725	17,912
短期社債	—	—	—	—
社債	29,625	31,747	29,703	30,490
株式	532	569	1,831	818
外国証券	18,807	19,197	20,212	20,558
その他証券	7,043	8,049	9,227	8,004
合計	83,447	89,154	90,846	90,044

(4)預証率の期末値及び期中平均値

(単位：百万円)

		令和4年度	令和5年度
有価証券(期末残高)	(A)	83,447	90,846
預金(期末残高)	(B)	334,390	329,839
預証率	(A / B)	24.95%	27.54%
	期中平均	27.02%	26.94%

(注) 預金には定期積金を含んでおります。

5. 時価情報

(1) 有価証券

① 売買目的有価証券

該当ありません。

② 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	500	503	3
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	500	507	7
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	1,000	1,010	10
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	2,925	2,885	△40
	地 方 債	—	—	—	1,195	1,189	△5
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	1,097	1,084	△13
	そ の 他	2,100	1,986	△113	2,200	2,098	△101
	小 計	2,100	1,986	△113	7,418	7,256	△161
	合 計	2,100	1,986	△113	8,418	8,267	△150

- (注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券および投資信託等です。
 3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

③ 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

該当ありません。

④ その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額取得原価を超えるもの	株 式	181	131	49	1,203	987	216
	債 券	15,557	15,424	132	11,302	11,249	53
	国 債	202	199	3	—	—	—
	地 方 債	8,234	8,164	70	6,433	6,404	28
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	7,119	7,061	58	4,869	4,844	24
	そ の 他	3,040	2,792	247	7,319	6,611	707
	小 計	18,778	18,349	430	19,825	18,848	977
貸借対照表計上額取得原価を超えないもの	株 式	92	110	△17	370	384	△13
	債 券	41,506	43,365	△1,859	42,054	44,839	△2,785
	国 債	9,476	10,206	△729	9,220	10,405	△1,185
	地 方 債	9,523	10,047	△523	9,597	10,358	△760
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	22,506	23,112	△605	23,236	24,075	△838
	そ の 他	20,660	22,939	△2,279	19,858	21,716	△1,857
	小 計	62,259	66,416	△4,156	62,283	66,939	△4,656
	合 計	81,039	84,765	△3,726	82,108	85,787	△3,679

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券および投資信託等です。
 3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

⑤市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	10	10
関連法人等株式	—	—
非上場株式	248	247
その他の証券・投資事業有限責任組合	50	61
満期保有目的の債券・信用金庫保証付私募債	—	—
合計	308	319

(2)金銭の信託

① 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

令和4年度			令和5年度		
取得原価	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	取得原価	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額
—	—	—	—	—	—

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

② 満期保有目的の金銭の信託

(単位：百万円)

令和4年度					令和5年度				
貸借対照表計上額	時価	差額		貸借対照表計上額	時価	差額			
		うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの			うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの		
—	—	—	—	—	—	—	—		

(注) 上記金銭の信託は、運用対象の一部について時価の算定が出来ないことから、「時価のない商品」と判断されるため、取得原価をもって貸借対照表計上額としております。

③その他の金銭の信託

該当ありません。

(3)デリバティブ取引

- ①金利関連取引、②通貨関連取引、③株式関連取引、④債券関連取引、⑤商品関連取引、⑥クレジットデリバティブ取引

いずれも該当ありません。

6. 経営内容

(1) ～ (12)最近5年間の主要な経営指標の推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常収益	4,235,546	4,147,806	4,072,401	3,886,928	4,264,112
経常利益 (△は経常損失)	200,156	234,963	290,494	340,376	△4,042,196
当期純利益 (△は当期純損失)	95,910	138,040	166,271	203,315	△3,859,300

(単位：百万円、百万口)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
出資総額	746	746	742	735	730
出資総口数	14	14	14	14	14
純資産額	19,031	19,646	18,595	15,768	11,933
総資産額	335,929	383,811	389,415	363,556	347,823
預金積金残高	310,151	325,427	328,684	334,390	329,839
貸出金残高	176,551	181,959	178,393	177,370	177,474
有価証券残高	67,610	82,117	86,361	83,447	90,846
単体自己資本比率	12.81%	13.34%	13.35%	13.20%	11.10%
出資に対する配当金 (出資1口当たり)	1円	1円	1円	1円	1円
役員数	13人	13人	12人	12人	11人
うち常勤役員数	9人	9人	7人	7人	6人
職員数	212人	210人	215人	200人	192人
会員数	29,926人	30,044人	30,059人	30,123人	30,069人

(注) 単体自己資本比率は、「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準を採用しております。

(13)資金運用収支、役務取引等収支、その他業務収支、業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益(投資信託解約損益を除く)業務粗利益

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度
資金運用収支	3,378,979	3,429,275
資金運用収益	3,410,669	3,464,137
資金調達費用	31,689	34,862
役務取引等収支	107,937	124,485
役務取引等収益	409,391	408,404
役務取引等費用	301,454	283,918
その他業務収支	11,253	△64,010
その他業務収益	27,272	36,512
その他業務費用	16,019	100,522
業務粗利益	3,498,170	3,489,751
業務粗利益率	0.92%	0.99%

(注) 1. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(令和4年度 - 千円、令和5年度 - 千円)を控除して表示しております。

2. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

業務純益

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度
業 務 純 益	682,130	172,267
実 質 業 務 純 益	683,845	682,658
コ ア 業 務 純 益	696,810	776,540
コ ア 業 務 純 益 (投資信託解約損益を除く)	644,264	776,540

- (注) 1. 業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含みません。また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

(14)資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘

①資金運用収支の内訳

(単位：百万円、千円)

	平均残高		利 息		利 回 り	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
資金運用勘定	376,303	351,682	3,410,669	3,464,137	0.90%	0.98%
うち貸出金	177,184	176,664	2,435,033	2,391,784	1.37%	1.35%
うち預け金	107,246	82,731	138,594	247,184	0.12%	0.29%
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	89,154	90,044	705,844	693,201	0.79%	0.76%
資金調達勘定	361,364	336,105	31,689	34,862	0.00%	0.01%
うち預金積金	329,936	334,198	17,895	21,883	0.00%	0.00%
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	31,126	1,614	7,944	7,133	0.02%	0.44%

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和4年度 191百万円、令和5年度 192百万円)及び金銭の信託平均残高(令和4年度 -百万円、令和5年度 -百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(令和4年度 -百万円、令和5年度 -百万円)及び利息(令和4年度 -千円、令和5年度 -千円)を、それぞれ控除して表示しております。

②資金利鞘

	令和4年度	令和5年度
資金運用利回	0.90%	0.98%
資金調達原価率	0.78%	0.84%
総資金利鞘	0.12%	0.14%

(15)受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

	令和4年度			令和5年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受 取 利 息	3,505	△54,273	△50,767	△101,492	154,960	53,468
うち貸出金	△40,978	△39,932	△80,910	△7,037	△36,212	△43,249
うち預け金	△5,727	△16,842	△22,569	△73,244	181,834	108,590
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	46,580	3,823	50,403	6,846	△19,489	△12,643
支 払 利 息	△703	△4,165	△4,868	△130,257	133,429	3,172
うち預金積金	123	△4,730	△4,607	279	3,709	3,988
うち借入金	△1,114	215	△899	△130,371	129,560	△811

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分する方法で算出しております。

(16)利益率

	令和4年度	令和5年度
総資産経常利益率	0.08%	△1.14%
総資産当期純利益率	0.05%	△1.09%

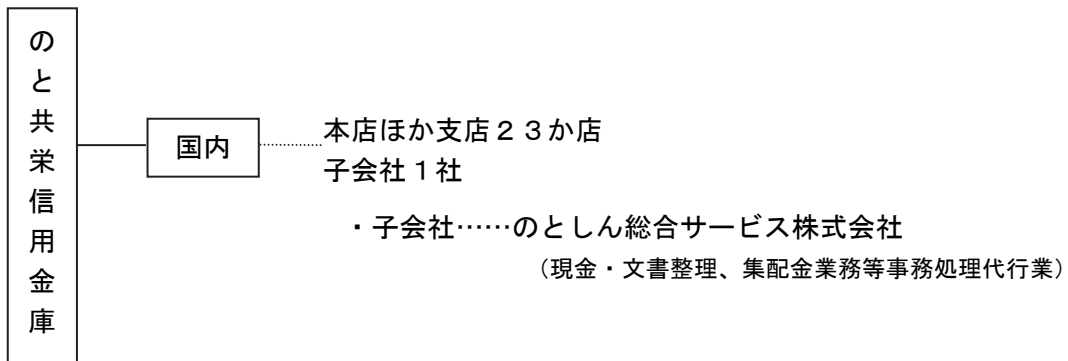
(注) 総資産経常(当期純)利益率＝ $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

連 結 情 報

1. 金庫及び子会社等の概況

(1) 主要な事業内容及び子会社等の概要

当金庫グループは、当金庫と子会社1社で構成され、信用金庫業務を中心に事務処理代行業務などの金融サービスを提供しております。



(2) 子会社等の状況

名 称	のとしん総合サービス株式会社
所 在 地	七尾市国分町井部2番地
資 本 金	10,000千円
主 要 業 務 内 容	現金の集配・整理、伝票の整理・保管、特定先の集配金、事業用動産・不動産の管理、個人ローン及び事業資金の債権書類保管・管理、ATM管理、決算書（取引先）の入力、重要用紙の管理、代位弁済請求事務、印鑑登録事務、口座振替依頼書管理、カードローン事務、宣伝物等物品購入販売業務、販促品・物品管理業務、メール交換及び付随業務
設 立 年 月 日	昭和63年8月8日
当 金 庫 の 議 決 権 比 率	100%
子 会 社 等 の 議 決 権 比 率	0%

(3) 事業の概況

当金庫と子会社「のとしん総合サービス株式会社」の連結決算を実施しました。

連結決算においては、子会社の事業規模が極めて小さいため、親会社であるのと共栄信用金庫の決算に及ぼす影響はごくわずかです。

連結決算の財務内容は、総資産が347,820百万円となり、のと共栄信用金庫単体と比較して3百万円の減少、自己資本合計は16,419百万円で、33百万円の増加となりました。

損益では経常損失は4,036百万円で、のと共栄信用金庫単体と比較して5百万円の増益、当期純損失も3,853百万円で5百万円の増益となりました。

また、連結自己資本比率は11.11%となりました。

2. 財産の状況

(1)財務諸表

①連結貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和4年度 (令和5.3.31現在)	令和5年度 (令和6.3.31現在)
(資産の部)		
現金及び預け金	94,057,508	74,912,454
買入金銭債権	1,101,826	1,058,492
金銭の信託	—	—
商品有価証券	—	—
有価証券	83,439,394	90,838,572
貸出金	177,370,082	177,474,982
外国為替	—	—
その他資産	1,862,104	2,365,227
有形固定資産	2,500,564	2,348,782
建物	465,966	430,638
土地	1,656,391	1,545,231
リース資産	169,400	134,068
建設仮勘定	—	—
その他の有形固定資産	208,806	238,843
無形固定資産	97,488	98,710
ソフトウェア	65,673	68,671
その他の無形固定資産	31,815	30,039
繰延税金資産	572,182	1,060,782
再評価に係る繰延税金資産	—	—
債務保証見返	4,443,711	4,369,829
貸倒引当金(△)	△1,891,230	△6,706,946
資産の部合計	363,553,633	347,820,888
(負債の部)		
預金積金	334,332,395	329,783,568
譲渡性預金	—	—
借入金	7,533,314	300,323
外国為替	—	—
その他負債	780,000	837,488
賞与引当金	84,467	80,357
役員賞与引当金	8,595	8,668
退職給付引当金	330,998	328,514
役員退職慰労引当金	204,479	104,423
その他の引当金	39,253	40,683
特別法上の引当金	—	—
繰延税金負債	39	35
再評価に係る繰延税金負債	—	—
債務保証	4,443,711	4,369,829
負債の部合計	347,757,253	335,853,901
(純資産の部)		
出資金	735,813	730,815
優先出資申込証拠金	—	—
資本剰余金	—	—
利益剰余金	18,803,672	14,935,415
処分未済持分	△16,659	△20,169
自己優先出資	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
役員勘定合計	19,522,826	15,646,061
その他有価証券評価差額金	△3,726,446	△3,679,074
繰延ヘッジ損益	—	—
土地再評価差額金	—	—
為替換算調整勘定	—	—
評価・換算差額等合計	△3,726,446	△3,679,074
新株予約権	—	—
少数株主持分	—	—
純資産の部合計	15,796,379	11,966,986
負債及び純資産の部合計	363,553,633	347,820,888

連結財務諸表の作成方針（令和6年3月期）

1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結される子会社及び子法人等・・・子会社 1社
のとしん総合サービス株式会社
 - (2) 非連結の子会社及び子法人等
該当ありません
2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等
該当ありません
3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
 - (1) 連結される子会社の決算日
3月末日 1社
4. 連結調整勘定の償却に関する事項
連結される子会社に対する投資とこれに対応する子会社の資本の相殺消去に当たり、差額は発生しておりません。
5. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基づいて作成しております。

連結貸借対照表の注記事項

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	20年～50年（税法基準の160%の償却率による）	その他	3年～20年
----	---------------------------	-----	--------
4. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（令和4年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類したうえで、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上し、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。すべての債権は、自己査定基準に基づき、融資管理部（営業関連部署）が資産査定を実施し、当該部署から独立した業務監査部（資産査定部署）が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額（部分直接償却）しており、その金額は683百万円です。
また、令和6年能登半島地震により直接あるいは間接的に被害を被った債務者の実態、および担保物件を再評価した結果を当期の自己査定に反映させて貸倒引当金を計上しております。これに伴う貸倒引当金の計上額は、4,484百万円です。
7. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
8. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
9. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」に定める簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。
また、当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

(1)	制度全体の積立状況に関する事項（令和5年3月31日現在）
	①年金資産の額 1,680,937百万円
	②年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 1,770,192百万円
	③差引額 Δ89,255百万円
(2)	制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和5年3月分） 0.228%
(3)	補足説明

上記①の差引額の要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高147,969百万円および別途積立金は58,714百万円です。
本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金41百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、あらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記(2)の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
11. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
12. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
13. 役務取引等収益は、役務提供の対価として收受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から收受する受入手数料であり、送金、代金取立等内国為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。
為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
14. 固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

15. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
- 貸倒引当金 6,706 百万円
(上記のうち令和6年能登半島地震による直接あるいは間接に被害を被った債務者に対する引当金4,484百万円)
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6.に記載しております。
- 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- また、令和6年能登半島地震により発生した直接および間接被害は地域産業に大きな影響を及ぼしており、債務者の実態等を合理的に判断できる範囲内において可能な限り自己査定に反映させております。
- なお、令和6年能登半島地震による影響は当分の間継続するものと仮定して見積もっております。当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
16. 理事及び監事の間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 5,026 百万円
17. 子会社等の株式又は出資金の総額 10 百万円
18. 子会社等に対する金銭債務総額 55 百万円
19. 有形固定資産の減価償却累計額 3,802 百万円
20. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債券は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。
- | | |
|--------------------|------------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 5,016 百万円 |
| 危険債権額 | 11,969 百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | 26 百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | 259 百万円 |
| 合計額 | 17,271 百万円 |
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
21. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、203百万円であります。
22. 担保に供している資産は、次のとおりであります。
- 担保に供している資産
- | | |
|------|------------|
| 有価証券 | 34,682 百万円 |
|------|------------|
- 担保資産に対応する債務はありません。
- 上記のほか、為替決済取引等の担保として、預け金8,512百万円を差し入れております。
23. 出資1口当たりの純資産額 1,113円51銭
24. 金融商品の状況に関する事項
- (1)金融商品に対する取組方針
- 当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
- このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
- (2)金融商品の内容及びそのリスク
- 当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
- また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
- 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
- (3)金融商品に係るリスク管理体制
- ①信用リスクの管理
- 当金庫は、貸出金事業管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。
- これらの与信管理は、各営業店のほか融資管理部により行われ、その状況については定期的にALM委員会、常勤理事会に報告しております。また、大口融資先の与信管理については常勤理事会および理事会に審議・報告を行っております。
- 有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ②市場リスクの管理
- (i)金利リスクの管理
- 当金庫は、リスク管理規程・要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定された方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
- 総務部において、金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的に理事会に報告しております。
- (ii)為替リスクの管理
- 当金庫は、為替の変動リスクに関して、投資している有価証券に内包している変動額を為替相場が10%円高へ進行した場合を想定し、時価の変動額を把握し、管理しております。
- (iii)価格変動リスクの管理
- 有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用基準及びリスク管理規程・要領に従い行われております。
- このうち、総務部では市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資権限の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。総務部で保有している株式の多くは、値上がりした場合に売却益を計上する目的で保有しており、日々市場環境や保有銘柄の財務内容等をモニタリングしております。これらの情報は総務部を通じ、理事会及び常勤理事会、ALM委員会に定期的に報告されております。
- (iv)市場リスクに係る定量的情報
- 当金庫では、「有価証券」のうち債権、市場価格のある株式及び投資信託の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法（保有期間1年、信頼区分99%、観測期間5年）により算出しており、令和6年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で3,148百万円です。
 なお、当金庫では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを実行しており、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。
 ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金及び借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

25. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

（時価の算定方法については（注1）参照） なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。（（注2）参照）また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	71,933	72,171	237
(2) 有価証券	90,527	90,376	△150
売買目的有価証券	—	—	—
満期保有有価証券	8,418	8,267	△150
その他有価証券	82,108	82,108	—
(3) 貸出金(*1)	177,477	—	—
貸倒引当金(*2)	△6,706	—	—
	170,768	172,108	1,340
金融資産計	333,228	334,656	1,428
(1) 預金積金(*1)	329,783	328,874	△909
(2) 借入金(*1)	300	339	39
金融負債計	330,083	329,214	△869

(*1) 預け金、貸出金、預金積金及び借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利(TONA、スワップレート)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については26.から27.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

- ① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)
- ② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
- ③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(TONA、スワップレート)で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。

また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利(TONA、スワップレート)を用いております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利(TONA、スワップレート)で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	連結貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式(*1)	—
関連法人等株式(*1)	—
非上場株式(*1)	247
組合出資金(*2)	61
合 計	309

(*1) 子会社・子法人等株式、関連法人等株式及び非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

26. 金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算出した時価

【主な分類商品】上場株式、投資信託、国債等の取引市場に上場されている商品等で、取引量が活発なものを分類しております。

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算出した時価

【主な分類商品】地方債、社債（上場企業等）等の、非上場であっても市場金利による割引等で時価を算定可能な商品や、取引市場に上場されているものの、取引量が活発でない商品などを分類しております。

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算出した時価

【主な分類商品】外国証券、投資信託等で、流動性が低いものや、信用スプレッドの重要性が高いものなど、算定にあたって用いる前提によって、時価が変動しやすい商品を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債 (単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	—	1,058	1,058
金銭の信託	—	—	—	—
有価証券（その他有価証券）	14,428	64,849	2,830	82,108
うち株式	1,574	—	—	1,574
国債	9,220	—	—	9,220
地方債	—	16,030	—	16,030
社債	—	28,105	—	28,105
その他の証券	3,634	20,712	2,830	27,178
その他	—	—	—	—
金融資産計	14,428	64,849	3,889	83,167
デリバティブ取引	—	—	—	—
デリバティブ取引計	—	—	—	—

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

当金庫では、時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債のうち、預け金、貸出金、預金積金、借入金等については、「金融商品の時価等に関する事項」の注記において、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を使用しているため、時価のレベルごとの内訳の開示の対象としておりません。

また、上記以外の時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債についても重要性が乏しいため、時価のレベルごとの内訳の開示を省略しております。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金(*1)	10,007	25,125	6,500	12,800
有価証券	5,808	14,577	16,888	31,905
満期保有目的の債券	—	500	5,764	2,153
その他有価証券のうち満期があるもの	5,808	14,077	11,124	29,751
貸出金(*2)	28,140	59,309	43,220	25,320
合 計	43,956	99,012	66,609	70,026

(*1) 預け金のうち、期間の定めがないものは含めておりません。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(*)	307,658	21,273	906	—
借入金	31	125	128	14
合 計	307,690	21,398	1,035	14

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

27. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」が含まれております。以下、28まで同様であります。

売買目的有価証券 該当なし
満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	500	503	3
	社債	500	507	7
	その他	—	—	—
	小 計	1,000	1,010	10
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	2,925	2,885	△40
	地方債	1,195	1,189	△5
	社債	1,097	1,084	△13
	その他	2,200	2,098	△101
	小 計	7,418	7,256	△161
合 計		8,418	8,267	△150

その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	連結貸借対照表計上額	取得原価	評価差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,203	987	216
	債券	11,302	11,249	53
	国債	—	—	—
	地方債	6,433	6,404	28
	社債	4,869	4,844	24
	その他	7,319	6,611	707
	小 計	19,825	18,848	977
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	370	384	△13
	債券	42,054	44,839	△2,785
	国債	9,220	10,405	△1,185
	地方債	9,597	10,358	△760
	社債	23,236	24,075	△838
	その他	19,858	21,716	△1,857
	小 計	62,283	66,939	△4,656
合 計		82,108	85,787	△3,679

28. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。(単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
株式	880	84	△21
債券	200	—	—
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
社債	200	—	—
その他	2,487	212	△178
合計	3,567	296	△199

29. 運用目的の金銭の信託 (単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	—	—

30. 満期保有目的の金銭の信託 (単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの
満期保有目的の金銭の信託	—	—	—	—	—

(注)「うち時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

31. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、62,566百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが23,086百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申込を受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項がつけられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

32. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
減価償却超過額	124 百万円
退職給付引当金	90 百万円
貸出金有税償却額	163 百万円
貸倒引当金(有税額)	1,662 百万円
賞与引当金	22 百万円
その他	239 百万円
繰延税金資産小計	2,302 百万円
評価性引当額	△1,241 百万円
繰延税金資産合計	1,060 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	— 百万円
資産除去債務	0 百万円
繰延税金負債合計	0 百万円
繰延税金資産(負債)の純額	1,060 百万円

33. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、以下のとおりであります。

顧客との契約から生じた債権 3百万円

34. 当事業年度において、令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震により特に大きな被害を受けた破綻懸念先債権の一部の債務者をグルーピングし、今後3年間の予想損失額を見込んで、貸倒引当金を追加計上しております。この見積りの変更により当事業年度末の貸倒引当金は334百万円増加し、当事業年度の経常損失及び税引前当期純損失が343百万円増加しております。

②連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
	(令和4.4.1~令和5.3.31)	(令和5.4.1~令和6.3.31)
経常収益	3,891,474	4,264,112
資金運用収益	3,410,669	3,464,137
貸出金利息	2,435,033	2,391,784
預け金利息	138,594	247,184
有価証券利息配当金	705,844	693,201
その他の受入利息	131,196	131,966
役員取引等収益	409,391	408,404
その他業務収益	27,446	36,512
その他経常収益	43,966	355,057
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	11,095	9,497
その他の経常収益	32,870	345,560
経常費用	3,557,629	8,300,952
資金調達費用	31,688	34,861
預金利息	17,355	21,505
給付補填備金繰入額	539	377
譲渡性預金利息	—	—
借入金利息	7,944	7,133
その他の支払利息	5,849	5,844
役員取引等費用	301,454	283,918
その他業務費用	16,019	100,490
経常費用	2,848,215	2,834,676
その他経常費用	360,251	5,047,005
貸出金償却	51,609	2,527
貸倒引当金繰入額	245,662	4,911,686
一般貸倒引当金繰入額	1,714	510,390
個別貸倒引当金繰入額	243,947	4,401,296
その他の経常費用	360,251	132,791
経常利益又は経常損失(△)	333,844	△4,036,840
特別利益	—	—
固定資産処分益	—	—
その他の特別利益	—	—
特別損失	5,254	117,503
固定資産処分損	2,139	670
減損損失	3,114	116,832
その他の特別損失	—	—
税金等調整前当期純利益又は純損失(△)	328,589	△4,154,343
法人税、住民税及び事業税	160,652	188,144
法人税等調整額	△28,883	△488,603
法人税等合計	131,768	△300,459
当期純利益又は当期純損失(△)	196,821	△3,853,884
非支配株主に帰属する当期純利益又は純損失(△)	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益又は純損失(△)	196,821	△3,853,884

注記事項(令和6年3月期)

- 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。
- 子会社との取引による収益総額 13,934千円
子会社との取引による費用総額 89,807千円
- 出資1口当たりの当期純損失金額 268円11銭
- 当期において、以下の固定資産等について減損損失を計上しております。

(単位：千円)

場所	用途	種類	減損損失
七尾市内	所有不動産	土地	2,285
鹿島郡内		土地	359
七尾市内	事業用資産	土地	60,336
		建物	2,777
		動産	250
鳳珠郡内		土地	805
輪島市内		土地	34,959
金沢市内		土地	11,644
河北郡内	土地	3,414	
合計			116,832

減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）、遊休資産については、各々1つの単位でグループングを行っております。また、本部、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

遊休資産については、継続的な地価の下落等により投資額の回収が困難と見込まれるため、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、土地の正味売却価額は路線価等に基づき算定しております。

事業用資産については、収益性が著しく低下していることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、減損損失の測定に使用した回収可能価額は土地の正味売却価額であり、土地の正味売却価額は路線価等に基づき算定しております。

5. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。

③連結剰余金計算書

（単位：千円）

科 目	令和4年度 (令和4.4.1~令和5.3.31)	令和5年度 (令和5.4.1~令和6.3.31)
(資本剰余金の部)		
資本剰余金期首残高	—	—
資本剰余金増加高	—	—
資本剰余金減少高	—	—
資本剰余金期末残高	—	—
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	18,621,382	18,803,672
利益剰余金増加高	196,821	—
親会社株主に帰属する 当期純利益	196,821	—
利益剰余金減少高	14,530	3,868,257
親会社株主に帰属する 当期純損失	—	3,853,884
配当金	14,530	14,373
自己優先出資消却額	—	—
利益剰余金期末残高	18,803,672	14,935,415

注記事項 1. 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

(2)経営内容

①~⑥ 当連結会計年度に係る主要な経営指標等

（単位：百万円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
連結経常収益	4,236	4,152	4,076	3,891	4,264
連結経常利益 (△は経常損失)	204	233	286	333	△4,036
連結当期純利益 (△は当期純損失)	99	136	162	196	△3,853
連結純資産額	19,071	19,684	18,629	15,796	11,966
連結総資産額	335,925	383,807	389,412	363,553	347,820
連結自己資本比率	12.84%	13.37%	13.36%	13.22%	11.11%

(注) 連結自己資本比率は、「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫グループは国内基準を採用しております。

(3)信用金庫法開示債権の状況

①~⑤ 連結リスク管理債権

（単位：百万円）

	令和4年度	令和5年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,627	5,016
危険債権	3,887	11,969
三月以上延滞債権	27	26
貸出条件緩和債権	497	259
小計	6,040	17,271
正常債権	175,864	164,707
総与信残高	181,905	181,978

(4)連結セグメント情報

連結会社である「のとしん総合サービス株式会社」の事業は信用金庫業務のみとなっておりますので、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

3. 自己資本充実の状況(連結に関する事項)

■ 連結の範囲に関する事項

- ①当金庫の連結自己資本比率の算出対象会社(連結グループ)と連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点はありません。
- ②当金庫の連結グループは連結子会社1社で、その名称及び主要な業務の内容は、P. 63をご参照ください。
- ③自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等の該当はありません。
- ④従属業務を専ら営む会社・新たな事業分野を開拓する会社で、連結グループに属していない会社の該当はありません。
- ⑤連結グループ内の資金及び自己資本の移動にかかる制限等は定めておりません。

■ 自己資本調達手段の概要

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 21をご参照ください。

■ 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 21をご参照ください。

■ 自己資本の構成に関する事項

連結自己資本比率

(単位:百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	19,508	15,631
うち、出資金及び資本剰余金の額	735	730
うち、利益剰余金の額	18,803	14,935
うち、外部流出予定額(△)	14	14
うち、上記以外に該当するものの額	△16	△20
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	376	886
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	376	886
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	19,884	16,518
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	97	98
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	97	98
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	—
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	97	98
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	19,787	16,419
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	142,955	140,951
資産(オン・バランス)項目	138,275	136,634
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△1,425	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,425	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オフ・バランス取引等項目	4,479	4,098
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	200	217
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	0	1
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	6,707	6,726
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	149,663	147,677
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	13.22%	11.11%

(注)「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づく開示を行っております。なお、当金庫グループは国内基準により自己資本比率を算出しております。

■自己資本の充実度に関する事項

信用リスク及びオペレーショナル・リスクの所要自己資本の額

(単位:百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	142,955	5,718	140,951	5,638
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	136,129	5,445	129,871	5,194
(i)ソブリン向け	5,764	230	6,657	266
(ii)金融機関向け	18,169	726	16,469	658
(iii)法人等向け	57,428	2,297	53,884	2,155
(iv)中小企業等・個人向け	32,683	1,307	30,751	1,230
(v)抵当権付住宅ローン	2,088	83	1,925	77
(vi)不動産取得等事業向け	10,809	432	10,615	424
(vii)3月以上延滞等	324	12	439	17
(viii)その他	8,861	354	9,127	365
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	8,050	322	10,861	434
ルック・スルー方式	8,050	322	10,861	434
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—		
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△1,425	△57	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	200	8	217	8
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	1	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	6,707	268	6,726	269
ハ. 連結総所要自己資本額(イ+ロ)	149,663	5,986	147,677	5,907

(注) 1. 所要自己資本の額=リスクアセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額のことです。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。

4. 「3月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」「金融機関向け」「法人等向け」においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. オペレーショナル・リスク相当額は、「基礎的手法」により算出しております。

$$\text{＜オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法＞}$$

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

6. 連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%

■信用リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 24をご参照ください。

■リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 24をご参照ください。

■信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高

業種別及び残存期間別

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度
製 造 業	19,143	20,673	14,439	14,939	4,399	4,899	-	-	66	40
農 業、林 業	1,030	1,037	1,030	1,037	-	-	-	-	0	0
漁 業	228	185	228	185	-	-	-	-	3	3
鉱業、採石業、 砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	17,140	17,602	16,440	16,799	700	700	-	-	1	47
電 気・ガ ス・ 熱 供 給・水 道 業	6,016	6,071	614	555	5,401	5,400	-	-	-	-
情 報 通 信 業	797	879	105	164	600	600	-	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業	4,981	5,207	3,769	3,976	1,202	1,201	-	-	-	-
卸 売 業、小 売 業	14,167	13,491	12,935	12,410	1,200	1,000	-	-	43	38
金 融 業、保 険 業	107,298	91,505	8,344	10,358	6,599	6,899	-	-	-	-
不 動 産 業	26,296	25,975	24,973	24,525	1,300	1,397	-	-	18	31
物 品 賃 貸 業	423	384	423	384	-	-	-	-	-	-
学 術 研 究、専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	5,205	5,145	5,197	5,137	-	-	-	-	2	6
宿 泊 業	6,516	6,285	6,516	6,285	-	-	-	-	102	112
飲 食 業	7,706	7,420	7,706	7,420	-	-	-	-	14	17
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、 娯 楽 業	3,815	3,796	3,614	3,596	200	200	-	-	16	12
教 育、学 習 支 援 業	840	883	840	883	-	-	-	-	2	2
医 療、福 祉	5,976	5,736	5,976	5,736	-	-	-	-	1	8
そ の 他 の サ ー ビ ス	9,768	9,515	9,728	9,436	-	-	-	-	20	77
国・地 方 公 共 団 体 等	68,620	70,251	26,126	25,238	42,490	45,009	-	-	-	-
個 人	32,801	32,773	32,801	32,773	-	-	-	-	32	47
そ の 他	29,408	27,796	667	725	14,918	16,218	-	-	-	-
業 種 別 合 計	368,182	352,619	182,481	182,570	79,011	83,526	-	-	327	447
1 年 以 下	83,795	48,578	27,609	32,775	3,778	5,795	-	-	-	-
1 年 超 3 年 以 下	39,499	34,380	16,153	12,115	11,410	5,780	-	-	-	-
3 年 超 5 年 以 下	14,487	33,150	12,498	14,966	589	5,183	-	-	-	-
5 年 超 7 年 以 下	31,262	32,265	17,968	20,858	10,583	9,955	-	-	-	-
7 年 超 10 年 以 下	50,836	51,443	43,452	39,186	4,953	6,156	-	-	-	-
10 年 超	104,332	108,966	63,755	61,630	32,776	34,436	-	-	-	-
期 間 の 定 め の な い も の	43,968	43,833	1,043	1,037	14,918	16,218	-	-	-	-
残 存 期 間 別 合 計	368,182	352,619	182,481	182,570	79,011	83,526	-	-	-	-

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「3月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、固定資産、その他資産などが含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

※当金庫グループは、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

■リスク・ウエイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウエイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	令和4年度		令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	80,143	—	73,779
10%	—	47,056	—	48,002
20%	2,999	95,405	4,999	86,178
35%	—	5,967	—	5,501
50%	24,280	1,638	23,397	2,389
75%	—	33,982	—	31,806
100%	900	74,379	800	73,728
150%	—	68	—	119
200%	—	—	—	—
250%	—	692	—	1,190
1,250%	—	—	—	—
その他	—	667	—	725
合計	368,182		352,619	

(注)1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウエイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入部分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

■一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

本開示は、単体における開示内容と同一計数となっております。P. 26をご参照ください。

■業種別の個別貸倒引当金の残高及び貸出金償却の額

本開示は、単体における開示内容と同一計数となっております。P. 26をご参照ください。

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 27をご参照ください。

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

本開示は、単体における開示内容と同一計数となっております。P. 27をご参照ください。

■オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 28をご参照ください。

■オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫グループでは、粗利益をベースに算出する「基礎的手法」を採用しております。

■オペレーショナル・リスク相当額

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
オペレーショナル・リスク相当額	536	538

■金利リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 29をご参照ください。

■銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 29をご参照ください。

■金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 29をご参照ください。

■派生商品取引及び長期決済期間取引に関する事項

当該取引は行っておりません。

■証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 30をご参照ください。

■証券化エクスポージャーについて信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫グループは「標準的手法」を採用しております。

■証券化取引に関する会計方針

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 30をご参照ください。

■証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 30をご参照ください。

■当金庫グループがオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

当該取引は行っておりません。

■当金庫グループが投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

本開示は、単体における開示内容と同一計数となっております。P. 30をご参照ください。

b. 再証券化エクスポージャー

当該取引は行っておりません。

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

本開示は、単体における開示内容と同一計数となっております。P. 30をご参照ください。

b. 再証券化エクスポージャー

当該取引は行っておりません。

③保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウエイトの区分ごとの内訳

当該取引は行っておりません。

■株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 31をご参照ください。

■株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

		売買目的有価証券		其他有価証券で時価のあるもの					其他有価証券で時価のないもの等 貸借対照表計上額
		貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	取得原価(償却原価)	貸借対照表計上額	評価差額		貸借対照表計上額	
						うち益	うち損		
上場株式	令和4年度	-	-	242	274	31	49	17	-
	令和5年度	-	-	1,371	1,574	202	216	13	-
非上場株式等	令和4年度	-	-	167	219	51	51	-	1,700
	令和5年度	-	-	167	214	46	46	-	2,171
合計	令和4年度	-	-	409	493	83	101	17	1,700
	令和5年度	-	-	1,539	1,788	249	263	13	2,171

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「非上場株式等」は、非上場株式のほか信金中央金庫出資金、投資事業有限責任組合出資持分です。

信用金庫法施行規則に定める開示項目一覧

【単体ベースの開示項目】

1. 金庫の概況及び組織に関する事項

- (1)事業の組織…………… 8
- (2)理事及び監事の氏名及び役職名…………… 8
- (3)会計監査人の氏名又は名称…………… 5 5
- (4)事務所の名称及び所在地…………… 3 9

2. 金庫の主要な事業の内容…………… 1 1

3. 金庫の主要な事業に関する事項

- (1)直近の事業年度の事業の概況…………… 9
- (2)直近の5事業年度の主要な事業の状況
 - ①経常収益…………… 6 1
 - ②経常利益…………… 6 1
 - ③当期純利益…………… 6 1
 - ④出資総額及び出資総口数…………… 6 1
 - ⑤純資産額…………… 6 1
 - ⑥総資産額…………… 6 1
 - ⑦預金積金残高…………… 6 1
 - ⑧貸出金残高…………… 6 1
 - ⑨有価証券残高…………… 6 1
 - ⑩単体自己資本比率…………… 2 2・6 1
 - ⑪出資に対する配当金…………… 6 1
 - ⑫職員数…………… 6 1

(3)直近の2事業年度の状況

- ①主要な業務の状況を示す指標
 - 7. 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、
実質業務純益、コア業務純益及びコア
業務純益（投資信託解約損益を除く）
…………… 6 1・6 2

- イ. 資金運用収支、役務取引等収支、及び
その他業務収支…………… 6 1

- ウ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の
平均残高、利息、利回り及び資金利鞘
…………… 6 2

- エ. 受取利息及び支払利息の増減…………… 6 2

- オ. 総資産経常利益率…………… 6 2

- カ. 総資産当期純利益率…………… 6 2

②預金に関する指標

- 7. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金
その他の預金の平均残高…………… 5 6

- イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金
及びその他の区分ごとの定期預金の残
高…………… 5 6

③貸出金等に関する指標

- 7. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び
割引手形の平均残高…………… 5 6

- イ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの
貸出金の残高…………… 5 6

- ウ. 担保の種類別の貸出金残高及び
債務保証見返額…………… 5 6・5 7

- エ. 用途別の貸出金残高…………… 5 7

- オ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の
総額に占める割合…………… 5 7

- カ. 預貸率の期末値及び期中平均値…………… 5 7

④有価証券に関する指標

- 7. 商品有価証券の種類別の平均残高…………… 5 8

- イ. 有価証券の種類別の残高…………… 5 8

- ウ. 預証率の期末値及び期中平均値…………… 5 8

4. 金庫の事業の運営に関する事項

- (1)リスク管理の体制…………… 2 1
- (2)法令遵守の体制…………… 1 6

- (3)中小企業の経営の改善及び地域の活性化の
ための取組の状況…………… 1 3・1 4

- (4)金融ADR制度への対応…………… 1 8・1 9

5. 直近の2事業年度における財産の状況

- (1)貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書
…………… 4 6～5 4

(2)信用金庫法開示債権（リスク管理債権）の状況

- ①破産更生債権及びこれらに準ずる債権… 3 2

- ②危険債権…………… 3 2

- ③三月以上延滞債権…………… 3 2

- ④貸出条件緩和債権…………… 3 2

- ⑤正常債権…………… 3 2

(3)自己資本の充実の状況

- ①定性的な開示事項…………… 2 1～3 1

- ②定量的な開示事項…………… 2 1～3 1

(4)次に掲げるものに関する有価証券の取得価 額又は契約価額、時価及び評価損益

- ①有価証券…………… 5 8～6 0

- ②金銭の信託…………… 6 0

- ③規則102条第1項第5号に掲げる取引
…………… 6 0

(5)貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額… 2 6

(6)貸出金償却額…………… 2 6

(7)会計監査人の監査を受けている旨…………… 5 4

6. 報酬等に関する事項

- (1)役職員の報酬体系…………… 3 5

【連結ベースの開示項目】

7. 金庫及びその子会社等の概況に関する事項

- (1)主要な事業の内容及び組織の構成…………… 6 3

- (2)金庫の子会社等に関する事項…………… 6 3

8. 金庫及びその子会社等の主要な事業に関 する事項

- (1)直近の事業年度の事業の概況…………… 6 3

(2)直近の5連結会計年度の主要な事業の状況

- ①経常収益…………… 7 1

- ②経常利益…………… 7 1

- ③当期純利益…………… 7 1

- ④純資産額…………… 7 1

- ⑤総資産額…………… 7 1

- ⑥連結自己資本比率…………… 7 1・7 2

9. 金庫及びその子会社等の直近の2連結会 計年度における財産の状況に関する事項

- (1)連結貸借対照表、連結損益計算書及び
連結剰余金計算書…………… 6 4～7 1

(2)金庫及びその子会社等の信用金庫法開示債権 （リスク管理債権）の状況

- ①破産更生債権及びこれらに準ずる債権… 7 1

- ②危険債権…………… 7 1

- ③三月以上延滞債権…………… 7 1

- ④貸出条件緩和債権…………… 7 1

- ⑤正常債権…………… 7 1

(3)金庫及びその子会社等の自己資本の充実の状況

- ①定性的な開示事項…………… 7 2～7 6

- ②定量的な開示事項…………… 7 2～7 6

(4)事業の種類別の経常収益・経常利益・資産の額 …………… 7 1

10. 報酬等に関する事項

- (1)役職員の報酬体系…………… 3 5



のと共栄信用金庫

〒926-8601 石川県七尾市松物町35番地

TEL 0767-52-3450(代表) / 54-0593(直通)

FAX 0767-52-1305

E-mail: sousen@notoshin.co.jp

URL: <https://www.shinkin.co.jp/notoshin/>